

光市都市計画マスタープラン（案）

平成 2 3 年 1 2 月

光 市

目 次

第1章 はじめに

1 策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	1
3 プランの対象範囲	6
4 プランの対象期間	6

第2章 都市の現状と課題

1 都市の概要	7
2 都市の現況	19
3 都市づくりに関する市民意向	35
4 都市の特性と主要課題	52

第3章 都市づくりの目標

1 基本的な視点	57
2 将来都市像と目標	57
3 将来都市構造	61

第4章 分野別の方針

1 分野別の方針の考え方	65
2 土地利用の方針	66
3 道路・交通体系の方針	71
4 水とみどりの方針	74
5 住環境づくりの方針	78
6 その他の施設の方針とソフト対策	81

第5章 地域別構想

1 地域別構想の考え方	85
2 東部地域	86
3 西部地域	92
4 南部地域	99
5 北部地域	105

第6章 プランの推進に向けて

1 都市づくりの推進	111
2 市民と行政の協働による都市づくり	112
3 市民への情報の開示	112
4 体制や制度の充実	113

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」といいます。）」は、都市計画法第18条の2の規定により市町村が策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

(2) 目的

光市では、平成19年3月に策定した「光市総合計画」に基づき、新たな都市経営を進めているところですが、市町合併による市域の拡大や都市計画区域の再編、さらには時代の急激な変化に対応できる将来ビジョンを明らかにするため、このたび「マスタープラン」を策定します。

具体的には、本市の将来都市構造をはじめ、土地利用や市街地整備に関する方針、道路、公園、下水道などの各種都市施設の配置や整備に関する方針のほか、都市防災や景観形成など都市計画と密接に関わりのある各種課題を解決するための方向性を定めます。同時に、地域別の都市づくりの方針も明らかにするなど、総合的かつ一体的な都市づくりを進めるための長期的な指針として策定します。

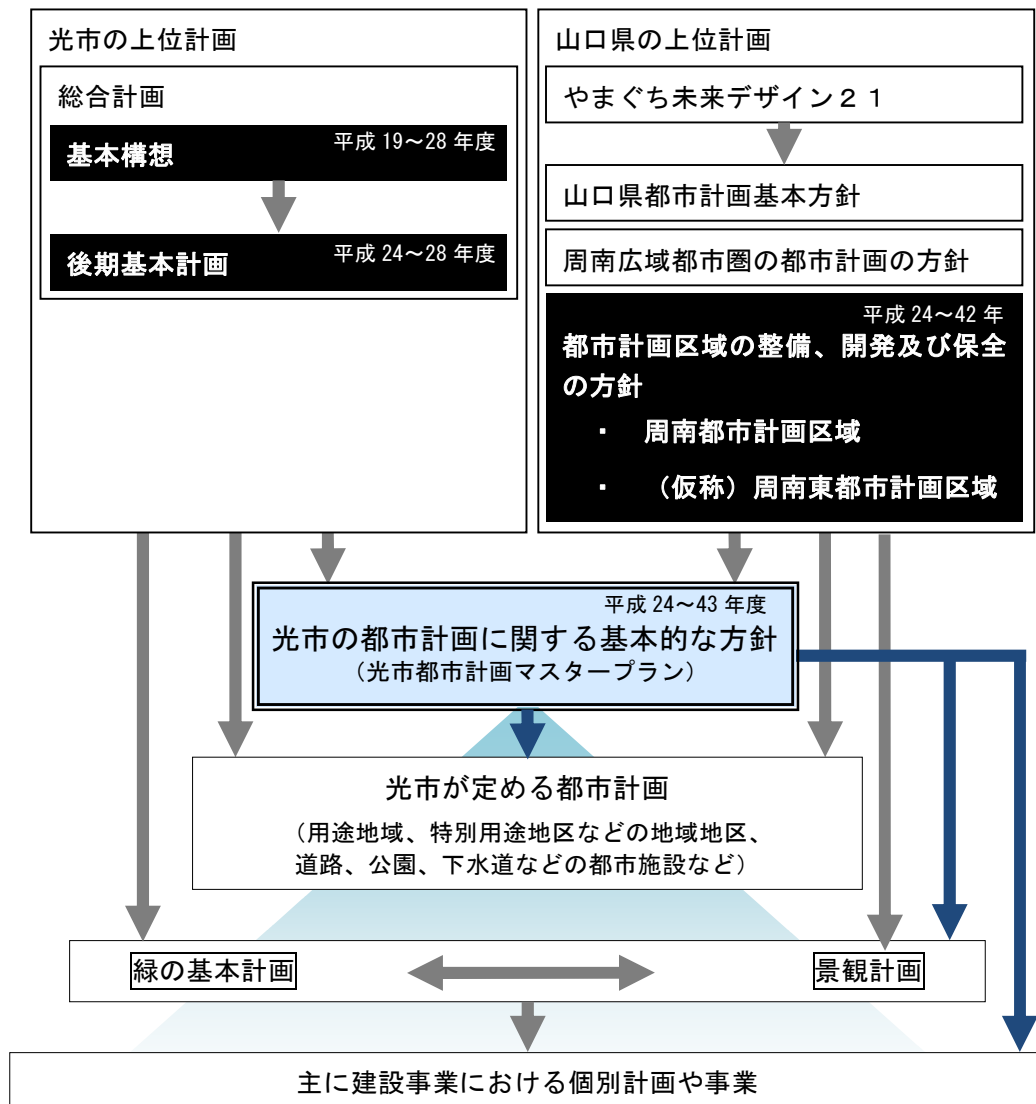
2 プランの位置付け

(1) プランの位置付け

「マスタープラン」は、「市町村の建設に関する基本構想」である「総合計画」や山口県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するものです。本市が定める都市計画は、「マスタープラン」に即したものでなければなりません。また、「マスタープラン」と同時に策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」や、今後策定することとしている「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」についても、「マスタープラン」に適合するものでなければなりません。

なお、本市では、「マスタープラン」を都市計画の分野に限ることなく、建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な方針としても位置付けます。

■ マスタープランの位置付けの概念図



(2) 上位計画の整理

① 総合計画

【都市の将来像】

人と自然がきらめく 生活創造都市

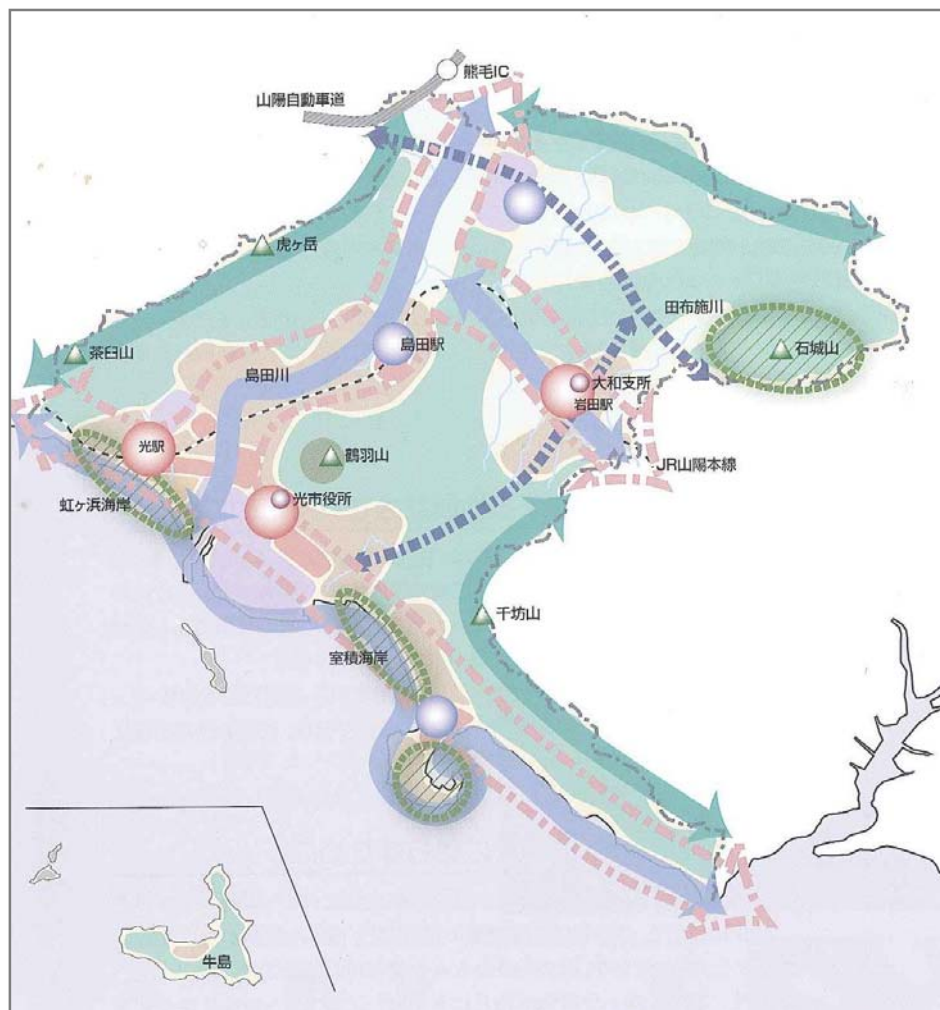
【まちづくりの基本理念】

共創と協働で育む まちづくり

【まちづくりの姿勢】

- 1 心と暮らしの豊かさを追求します
- 2 選択と集中を進め まちの有位性を磨きます
- 3 人と自然との共生を進めます

【都市空間整備構想図】



② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）

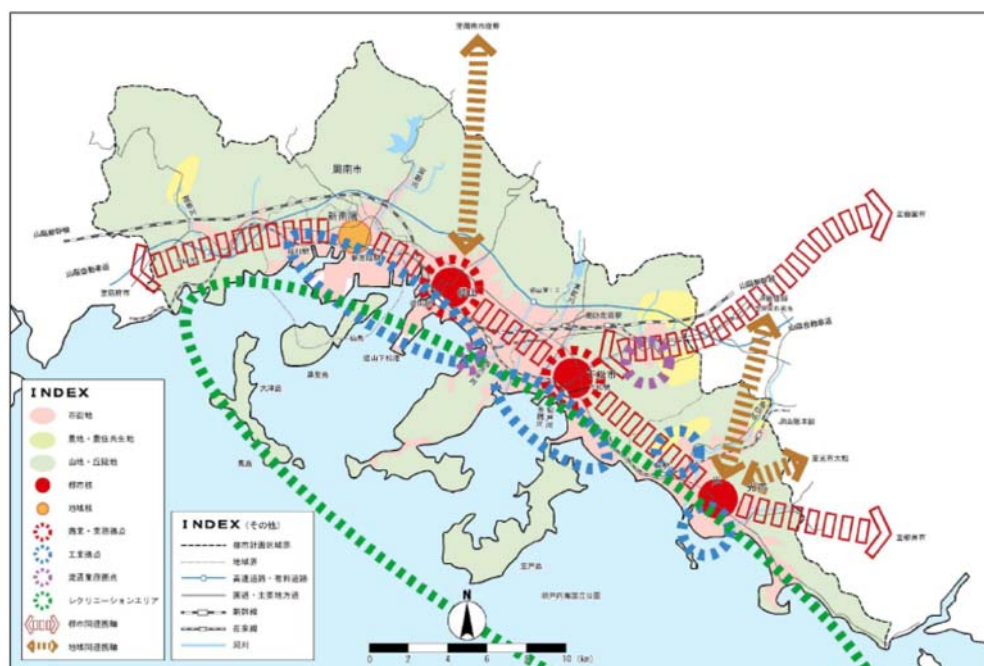
■ 周南都市計画区域

【都市づくりの基本理念】

人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれるにぎわい都市づくり

- 都市ごとの個性を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、にぎわいのある美しい都市づくりを進める。
- 臨海部の都市が一体となった中心市街地の再構築と活性化を図るとともに、既成市街地の魅力の向上と郊外部での市街地拡大を抑制し、魅力ある都市機能の集積した集約型の都市づくりを進める。
- 臨海部の都市間交流や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、都市ごとの個性を連携した活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

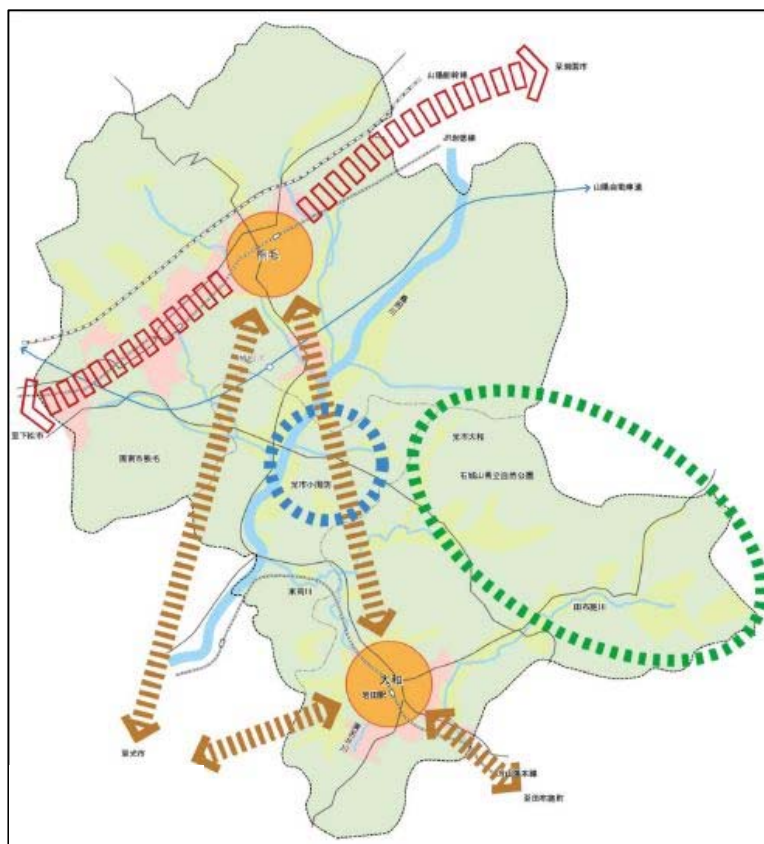
【将来都市構造図】



【都市づくりの基本理念】

人と自然と産業が織りなす活力と魅力あふれる都市づくり

- 【将来都市構造図】



- 5 -

3 プランの対象範囲

「マスタープラン」は、本来、都市計画区域を対象に策定されるものですが、都市計画区域外の区域である牛島は、全域が鳥獣保護区特別保護地区に指定されるとともに、天然記念物に指定された植物が群生するなど豊かな自然に恵まれており、保全や保護に努めることが求められます。

このため本市では、「マスタープラン」の対象範囲を行政区域の全域とします。

現在、山口県において都市計画区域の再編が進められており、都市計画区域外の区域である小周防・立野地区の一部が都市計画区域に編入される方針が示されました。

4 プランの対象期間

「マスタープラン」は、長期的な都市の将来像を展望して策定するものであり、策定から20年後の平成43年度（2031年度）までを対象期間とします。

第2章 都市の現状と課題

1 都市の概要

(1) 位置・地勢

① 位置・地勢

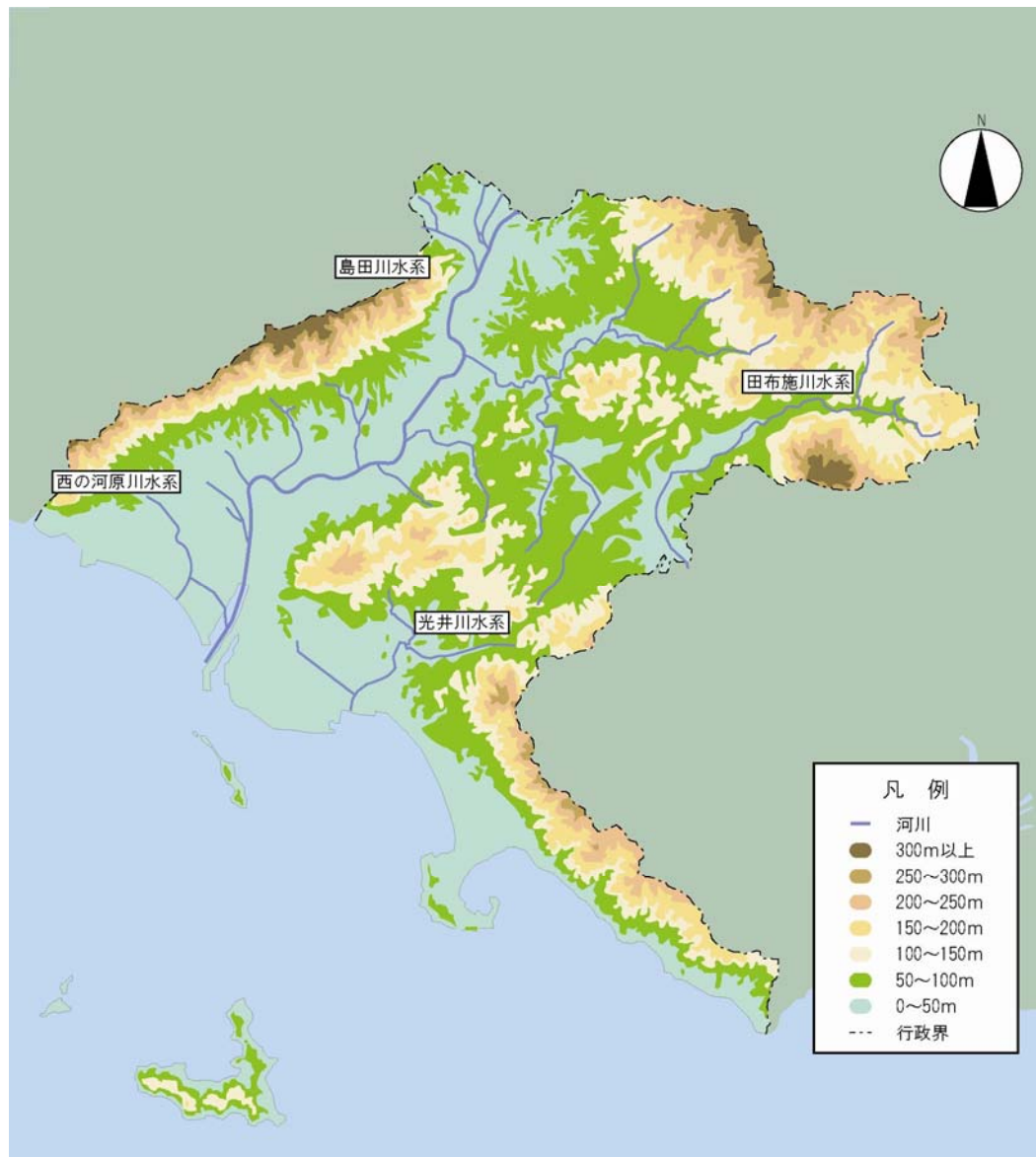
光市は、山口県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、市の南側は瀬戸内海、東側に柳井市、田布施町、北側に周南市、岩国市、西側では下松市に隣接しています。東西方向は約16 km、南北方向は約15 km、総面積は約92 km²となっています。

市域の北西部には島田川、北東部には田布施川が流れており、両河川を中心にまとまった平地が広がっています。また、両河川の上流部には良好な田園地帯が広がるとともに、島田川下流部のデルタ地帯を中心とした瀬戸内海沿岸や岩田駅周辺には市街地が形成されています。

○ 位置



○ 地勢

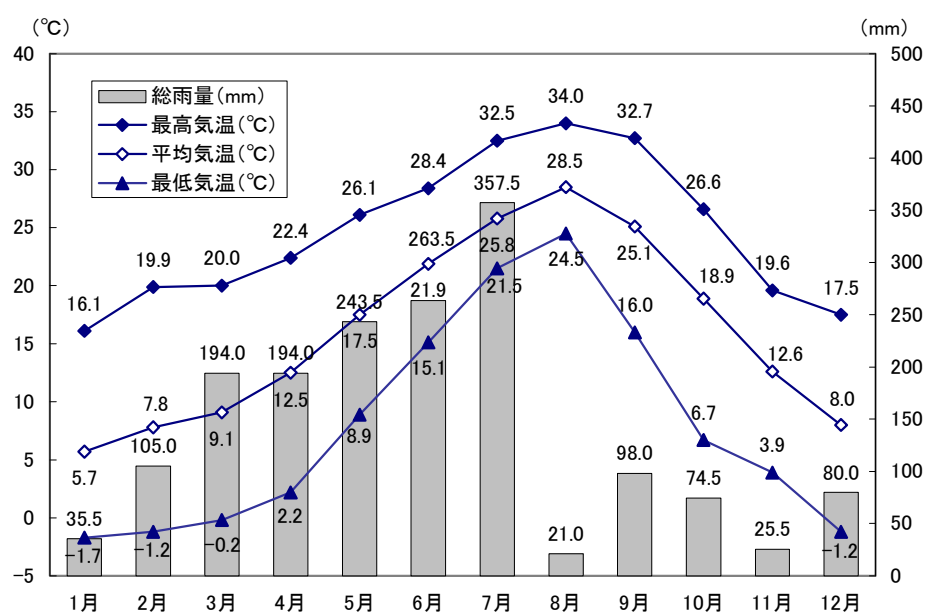


② 自然資源の状況

本市は、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬など風光明媚な海岸部は瀬戸内海国立公園に、青々とした森が広がる神秘的な石城山を中心とした山間部は石城山県立自然公園に、それぞれ指定されています。

なお、貴重な樹木が生育する峨嵋山一帯は、県立室積公園にも併せて指定されています。

○ 平成22年の月別気温、降雨量



出典：光地区消防組合

○ 自然資源



(2) 歴史的条件

① 沿革

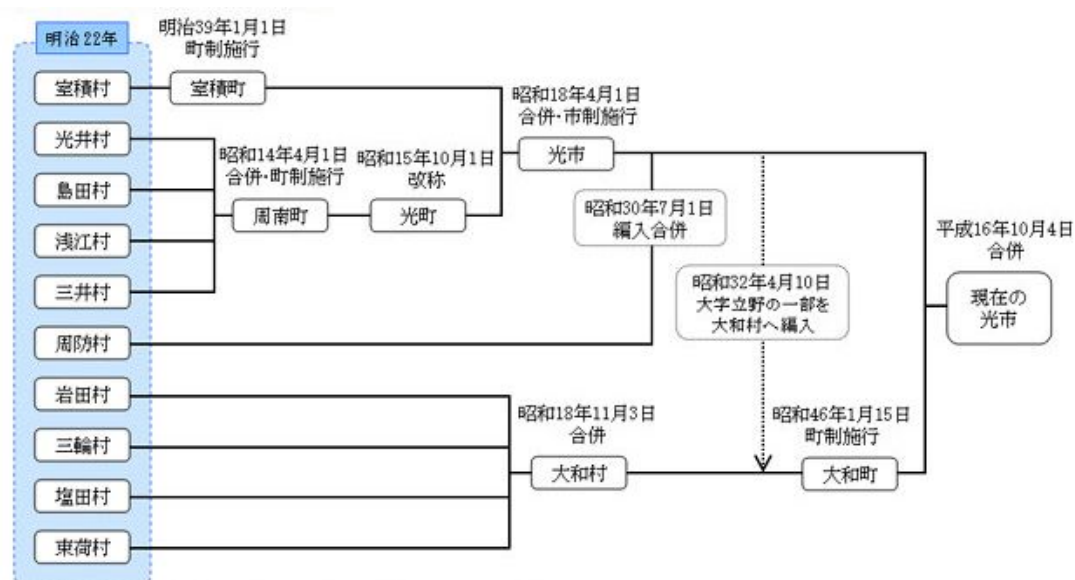
現在の光市の市域は、明治22年の市制町村制施行時に設置された浅江村、岩田村、塩田村、島田村、周防村、東荷村、三井村、光井村、三輪村及び室積村（明治39年に室積町となる。）の計10か村で構成される区域です。

戦後、旧光市（浅江村、島田村、三井村、光井村、室積村）は、光海軍工廠の跡地に進出した武田薬品工業株式会社、八幡製鐵株式会社（現在の新日本製鐵株式会社）の2大企業を中心に、周南工業地帯の一翼を担う近代都市として発展を続けてきました。その間、旧光市と周防村とが昭和30年に合併し、また、昭和32年に大和村が旧光市の一部を編入合併しました。

一方、大和村（岩田村、塩田村、東荷村、三輪村）は昭和46年に大和町として町制を施行し、周南地域のベッドタウンとして、また、島田川水系や田布施川水系の流域を中心とした農村地域の両面を有する農住の町として発展してきました。

歴史的、経済的、地理的につながりの深かった旧光市と旧大和町は、平成16年10月4日に合併し、新しい「光市」として誕生しました。

○ 光市の変遷



※ 明治22年の村名は、市制町村制施行に伴う明治の大合併後

② 歴史資源の状況

市内には、歴史的な建造物や史跡、名勝などの文化財が点在するとともに、地域の歴史や文化を象徴する神社仏閣等が残っています。また、伝統芸能や祭りなどの地域の伝統的な行事等が、誇りある地域のコミュニティの象徴として受け継がれています。

○ 歴史資源

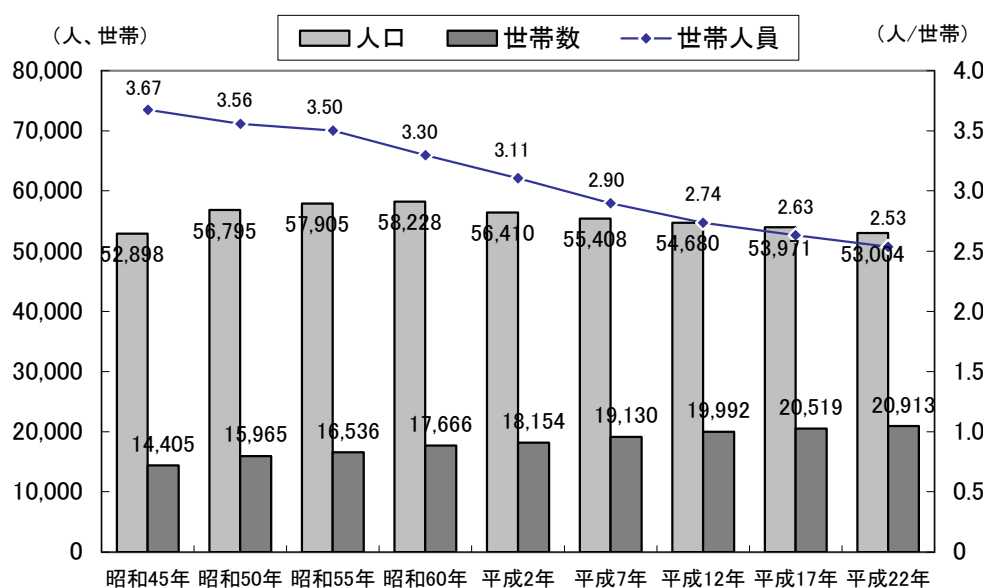


(3) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年で53,004人となっています。ピークの昭和60年と比較して、5,224人減少しています。また、世帯数が増加する一方で、世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行がうかがえます。

○ 人口・世帯数等の推移



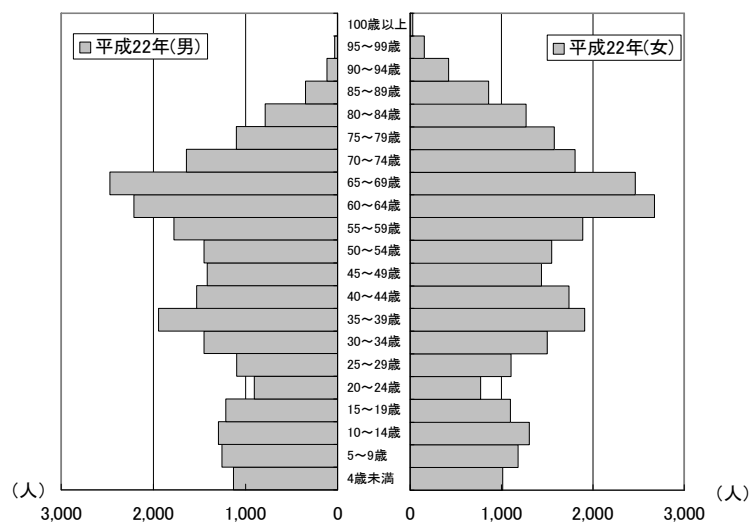
出典：国勢調査

② 年齢別人口推移

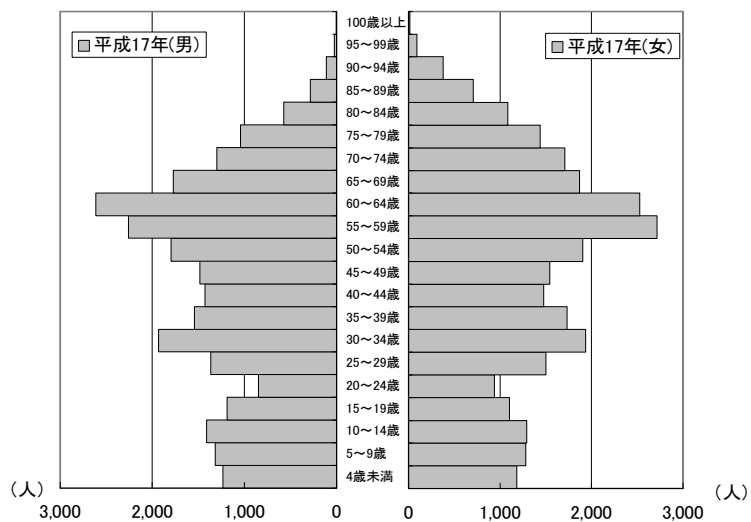
5歳階級別人口をみると、65歳以上の人口は増加が続いています。一方、20歳未満の人口は減少が続いており、今後も高齢化が進むことが予想されます。

○ 5歳階級別人口の推移

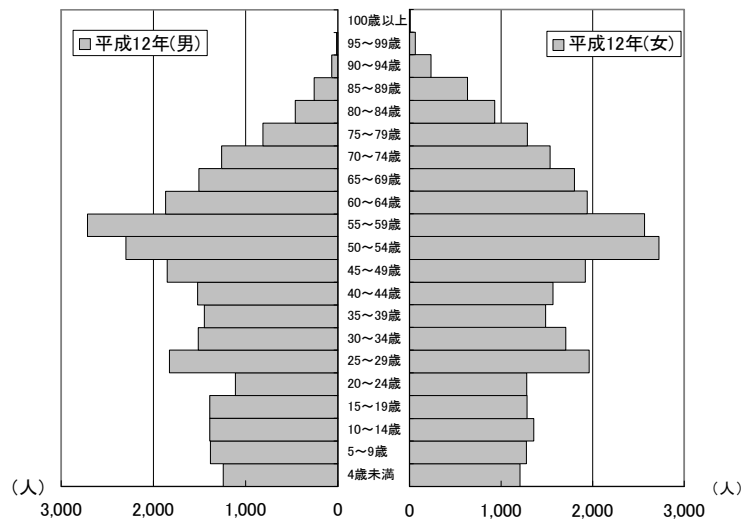
■ 平成22年



■ 平成17年



■ 平成12年

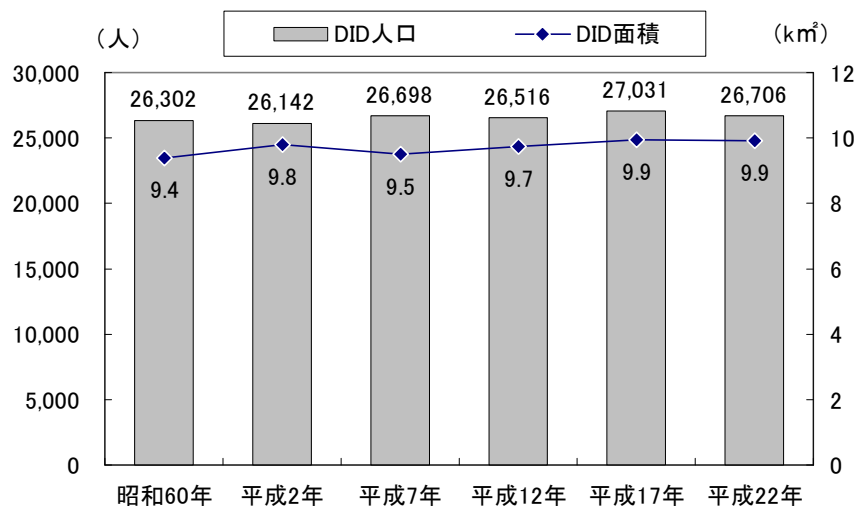


出典：国勢調査

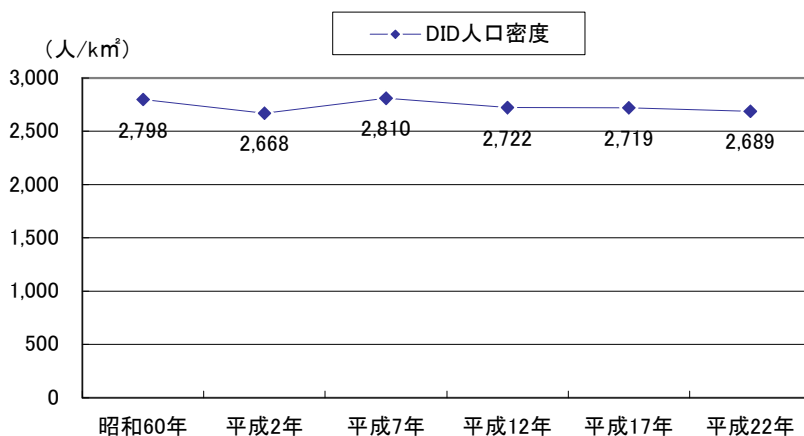
③ 人口集中地区（D I D）

人口集中地区（D I D）人口は平成2年以降増加傾向にあり、平成22年では26,706人となっています。平成7年以降は、D I D人口密度が減少しており、低密度な市街化が進行しています。

○ 人口集中地区（D I D）人口・面積の推移



○ 人口集中地区（D I D）人口密度の推移

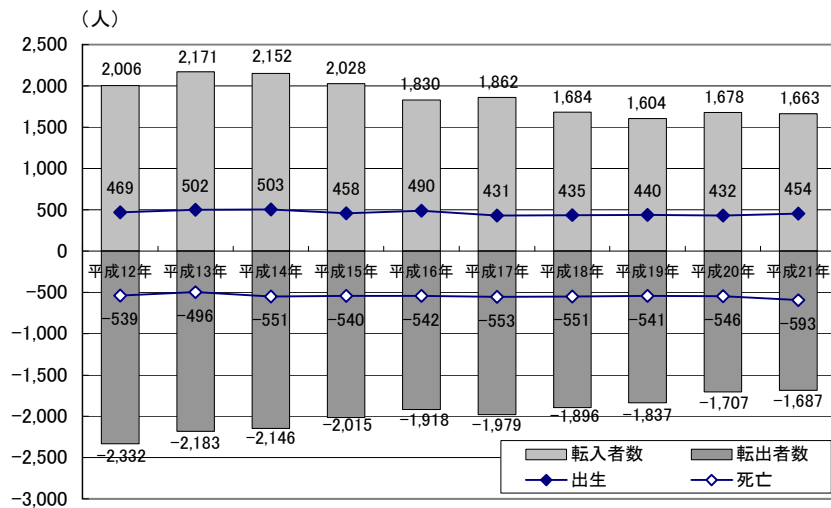


出典：国勢調査

④ 人口動態

転出者数、転入者数とも減少傾向にあり、近年は、死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いています。平成16年以降は、転出者数が転入者数を上回る社会減も続いており、人口減少の要因となっています。

○ 自然動態、社会動態

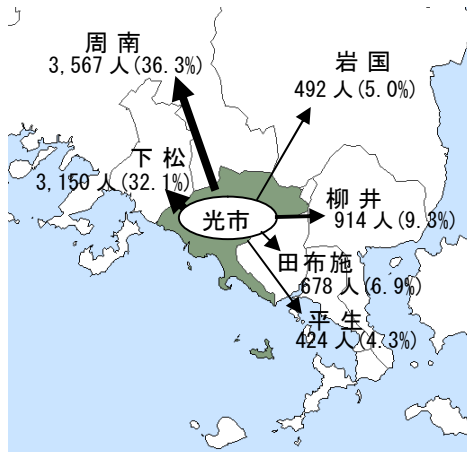


出典：山口県人口移動統計調査結果報告書

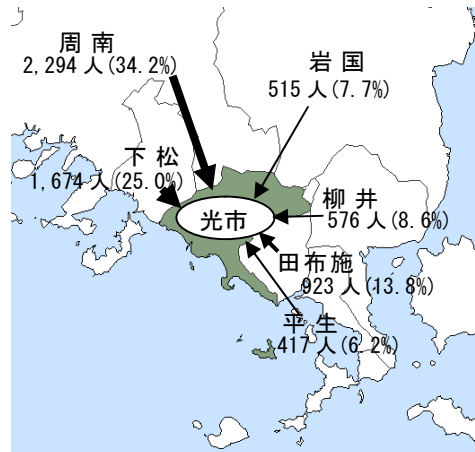
⑤ 通勤・通学

通勤・通学の状況をみると、流出人口が流入人口を上回っており、周南市（36.3%）と下松市（32.1%）への流出人口の割合が高くなっています。一方、岩国市や田布施町に対しては、流入人口が流出人口を上回っています。

○ 流出人口



○ 流入人口



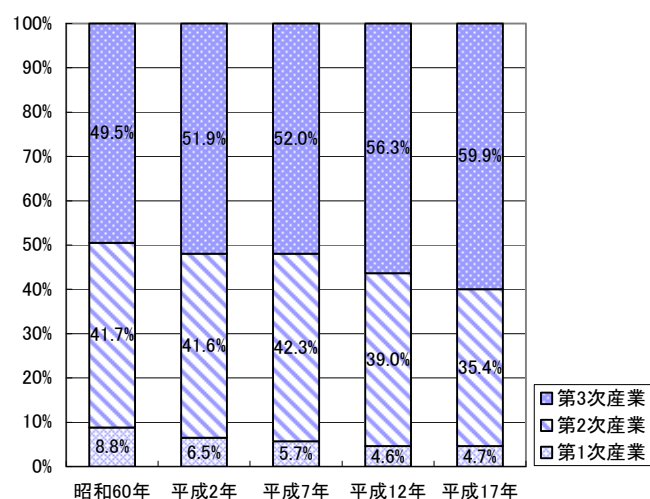
出典：平成17年国勢調査

(4) 主要な産業

① 産業別就業者

産業別就業者をみると、第3次産業就業者の割合が増加しており、平成17年で全体の約60%を占めています。一方、第1次産業就業者の割合は減少しており、第2次産業就業者数の割合は平成7年以降減少に転じています。

○ 産業別就業者の割合

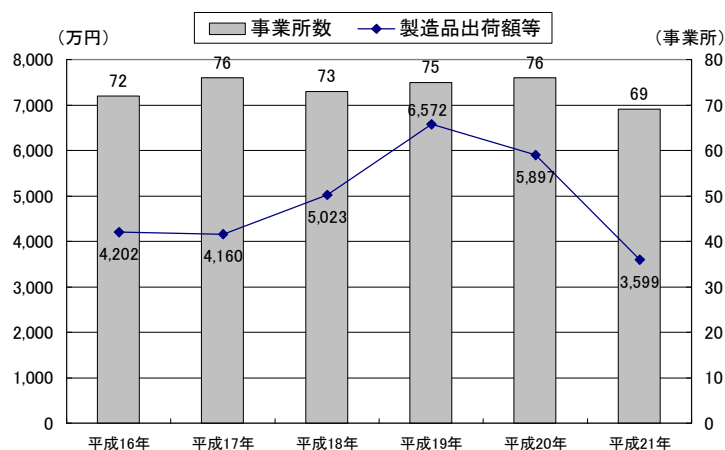


出典：国勢調査

② 製造業の状況

近年の製造業の推移をみると、事業所数は75程度で推移していましたが、平成21年に69に減少しました。製造品出荷額等は平成19年をピークに著しく減少しています。

○ 製造業の推移

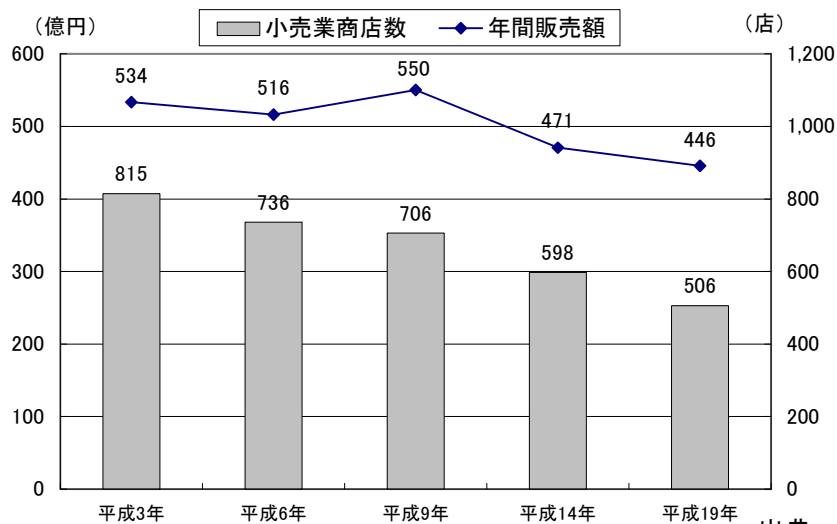


出典：工業統計調査

③ 商業の状況

小売業の推移をみると、小売業商店数、年間販売額ともに減少傾向にあり、平成19年で小売業商店数は506店、年間販売額は約446億円となっています。

○ 小売業の推移

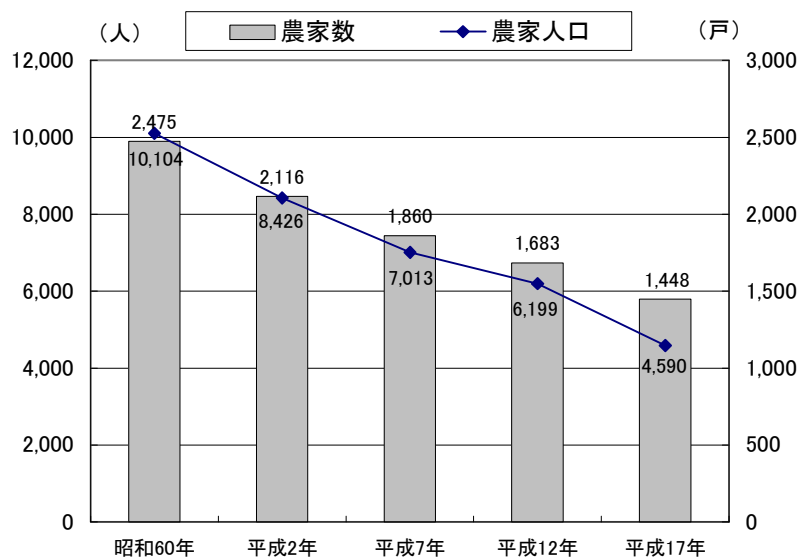


出典：商業統計調査

④ 農業の状況

農業の推移をみると、農家数、農家人口ともに減少が続いており、農業の衰退がみられます。

○ 農家数・農家人口の推移



出典：農林業センサス

2 都市の現況

(1) 土地利用の現況

本市は、国土利用計画法の規定による土地利用基本計画の5地域のうち、都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域の4地域が指定されています。このうち都市地域は、都市計画法の規定による都市計画区域であり、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として都道府県が指定する区域です。都市地域と他の地域が重複して指定されることもあり、この場合、農業、林業との調和や優れた自然の保全・保護などに配慮し、適正かつ合理的な土地利用を図る必要があります。

① 都市計画区域

本市は、周南都市計画区域と（仮称）周南東都市計画区域の2つの都市計画区域に属しています。

周南都市計画区域は、周南市及び下松市の各一部の区域との広域による区域として昭和45年12月22日に指定されました。

（仮称）周南東都市計画区域は、大和都市計画区域（光市大和地域の全部の地域）と熊毛都市計画区域（周南市熊毛地域の一部の地域）とが統合され、都市計画区域外の区域である小周防・立野地区の一部が編入される広域による区域として指定される予定です。

○ 都市計画区域の指定状況

（単位：h a）

区域名等	光地域	大和地域	合計
行政区域	5,985	3,209	9,194
都市計画区域	5,783	3,209	8,992
周南都市計画区域	4,760	—	4,760
（仮称）周南東都市計画区域	1,023	3,209	4,232
都市計画区域外の区域	202	—	202

② 市街化区域と市街化調整区域との区分

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画区域に市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」といいます。）を定めることができます。周南都市計画区域は、昭和45年1

２月２５日に区域区分が定められました（いわゆる「線引き都市計画区域」）。

（仮称）周南東都市計画区域は、再編後も引き続き、区域区分が定められない方針です（いわゆる「非線引き都市計画区域」）。

なお、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域です。

○ 区域区分の状況

（単位：h a）

都市計画区域名	市街化区域	市街化調整区域	合計
周南都市計画区域	1,414	3,346	4,760
（仮称）周南東都市計画区域	—	—	4,232

③ 地域地区

地域地区は、都市内の土地利用の形態について、どのような用途に振り分けるべきかを一定の範囲ごとに定めるもので、主なものとして、市街地における土地利用の基本となる用途地域があります。

周南都市計画区域では市街化区域の全域に、（仮称）周南東都市計画区域では一部の地域に、それぞれ用途地域が定められています。その他、用途地域で定めた形態を補完する特別用途地区や、市街地における火災の危険の防除を図る準防火地域なども定められています。

○ 用途地域の状況

（単位：h a）

用途地域	周南都市計画区域	（仮称） 周南東都市計画区域
第一種低層住居専用地域	124.8	15.3
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	392.0	74.0
第二種中高層住居専用地域	22.6	—
第一種住居地域	312.7	93.0
第二種住居地域	8.0	—
準住居地域	34.2	—
近隣商業地域	56.7	7.8
商業地域	65.2	8.6

準工業地域	79.1	4.0
工業地域	16.0	—
工業専用地域	302.8	—
合計	1,414.1	202.7

○ 都市計画区域



④ 地目別土地利用面積

全域的な土地利用状況は、都市的土地利用が21.4%、自然的土地利用が78.6%を占めています。

周南都市計画区域においては、市街化区域の都市的土地利用が79.4%を占め、特に住宅用地と工業用地の割合が高くなっています。市街化調整区域では、91.0%が自然的土地利用となっています。

(仮称)周南東都市計画区域においては、都市的土地利用が11.8%、自然的土地利用が88.2%となっており、自然的土地利用の中でも山林・水面等の自然が多くなっています。

○ 区域別土地利用面積

上段：面積（h a）

下段：構成比（%）

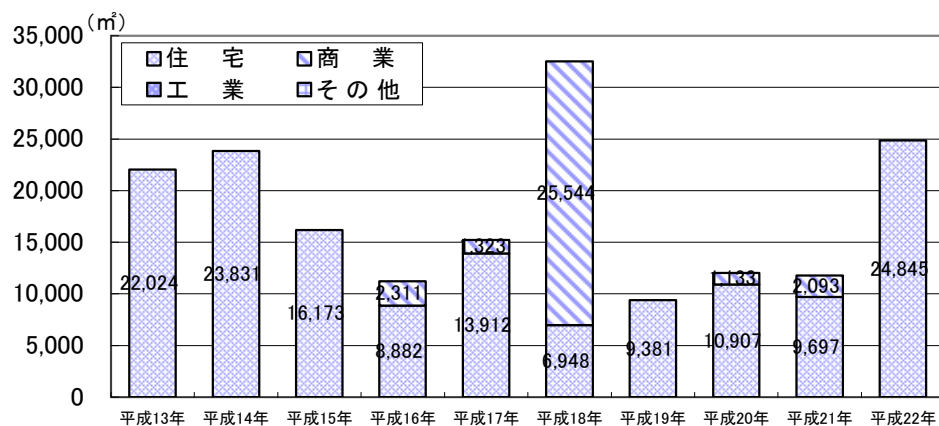
区域区分		自然的土地利用					都市的土地利用						合計
		農地			その 山 林 他・ 自然 水面 地・	小計	宅地				道 路 公 共 交 通 の 通 空 地 設 用 等 用 地	小計	
		田	畑	小計			住宅 用地	商業 用地	工業 用地	小計			
市街化区域	30.42	71.07	101.49	189.47	290.96	395.42	48.19	323.31	766.92	356.22	1,123.14	1,414.1	
	2.2%	5.0%	7.2%	13.4%	20.6%	28.0%	3.4%	22.9%	54.2%	25.2%	79.4%	100.0%	
市街化 調整区域	193.87	110.61	304.48	2,739.34	3,043.82	75.51	4.23	3.98	83.72	218.36	302.08	3,345.9	
	5.8%	3.3%	9.1%	81.9%	91.0%	2.3%	0.1%	0.1%	2.5%	6.5%	9.0%	100.0%	
周南都市計画 区域 計	224.29	181.68	405.97	2,928.81	3,334.78	470.93	52.42	327.29	850.64	574.58	1,425.22	4,760.0	
	4.7%	3.8%	8.5%	61.5%	70.1%	9.9%	1.1%	6.9%	17.9%	12.1%	29.9%	100.0%	
用途地域 (周南東都計)	16.29	16.23	32.52	62.00	94.52	57.39	3.11	1.87	62.37	45.81	108.18	202.7	
	8.0%	8.0%	16.0%	30.6%	46.6%	28.3%	1.5%	0.9%	30.8%	22.6%	53.4%	100.0%	
用途地域以外 (周南東都計)	458.22	109.44	567.66	3070.4	3638.06	137.94	10.36	39.14	187.44	203.8	391.24	4029.3	
	11.4%	2.7%	14.1%	76.2%	90.3%	3.4%	0.3%	1.0%	4.7%	5.1%	9.7%	100.0%	
周南東都市計画 区域 計	474.51	125.67	600.18	3132.4	3732.58	195.33	13.47	41.01	249.81	249.61	499.42	4,232.0	
	11.2%	3.0%	14.2%	74.0%	88.2%	4.6%	0.3%	1.0%	5.9%	5.9%	11.8%	100.0%	
合計	698.80	307.35	1,006.15	6,061.21	7,067.36	666.26	65.89	368.30	1,100.45	824.19	1,924.64	8,992.0	
	7.8%	3.4%	11.2%	67.4%	78.6%	7.4%	0.7%	4.1%	12.2%	9.2%	21.4%	100.0%	

出典：平成19年度都市計画基礎調査業務報告書

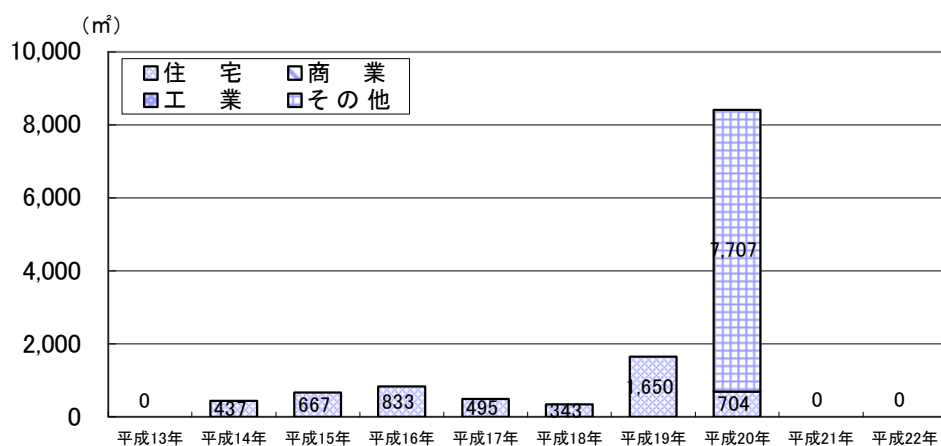
⑤ 開発動向

市街化区域では、住宅や商業施設の建設を目的とした開発行為が行われています。大和都市計画区域では、開発行為の少ない状況が続いています。

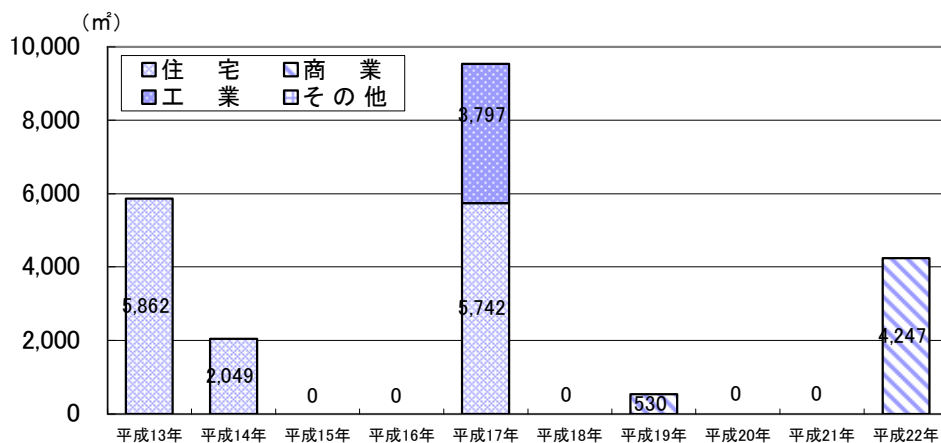
○ 市街化区域の開発許可面積の推移



○ 市街化調整区域の開発許可面積の推移



○ 大和都市計画区域の開発許可面積の推移

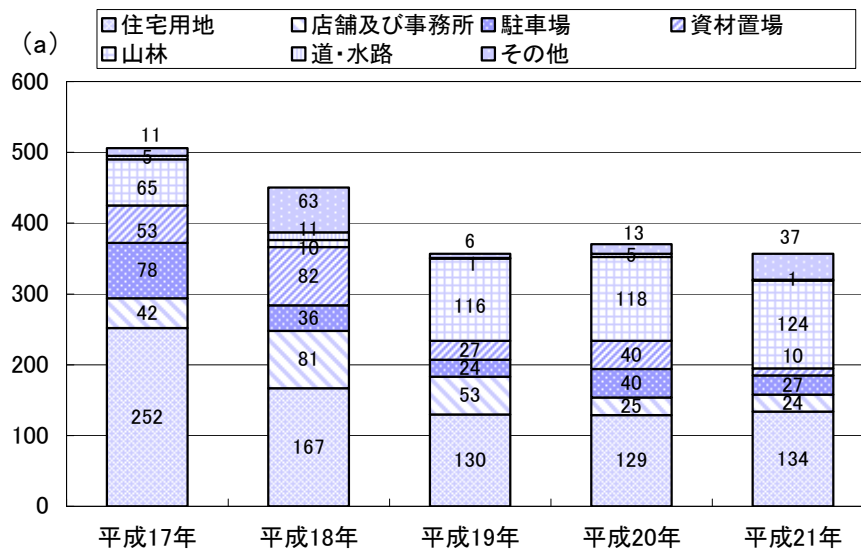


出典：開発許可台帳

⑥ 農地転用の状況

平成17年以降の農地転用状況をみると、減少傾向にあり、特に宅地への転用が減少しています。一方、農地を山林へと転用する動きが見られます。

○ 農地転用の推移

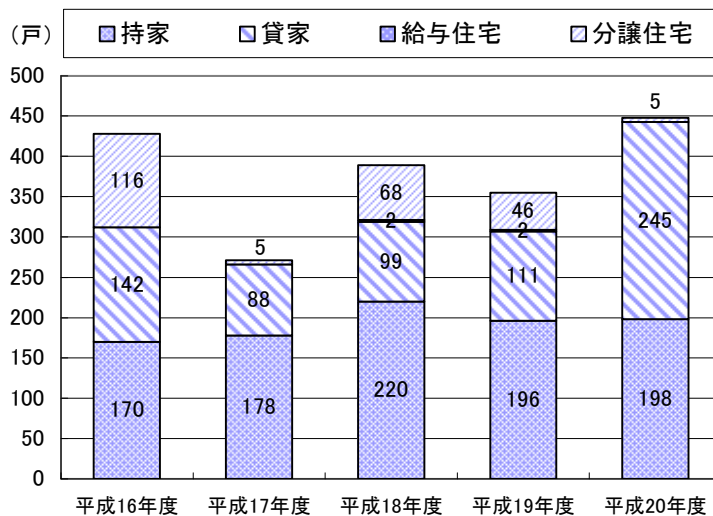


出典：光市統計書

⑦ 建築動向

平成16年以降の新築住宅の推移をみると、持家住宅は200戸程度で横ばいに推移しています。貸家住宅は増加しており、分譲住宅は減少しています。

○ 住宅の新築戸数の推移



出典：建築統計年報

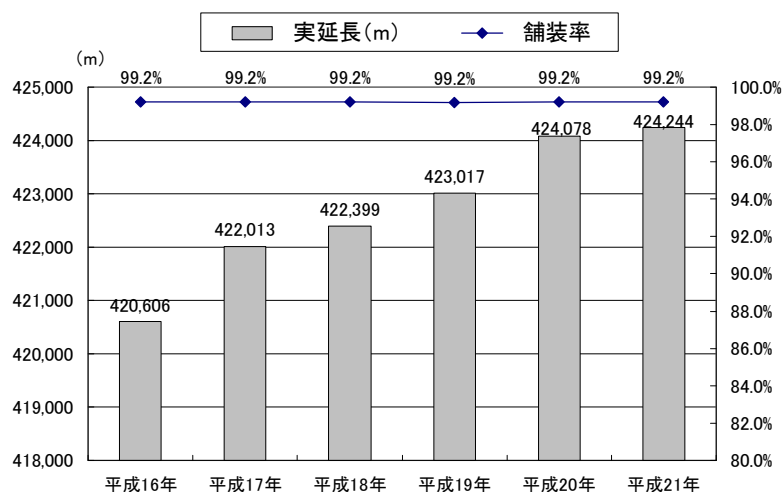
(2) 都市施設等の現況

① 道路の状況

本市における道路は、市域を東西に貫く国道１８８号を軸として、主要地方道や一般県道が放射状に配置されており、これらが主要な幹線道路として都市の骨格を形成しています。また、平成２２年７月には、国道１８８号を補完する都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線の浅江・島田区間が開通するなど、都市内の交通の利便性が向上しています。一方、内陸部においては、山陽自動車道熊毛インターチェンジに接続する主要地方道徳山光線や下松田布施線の交通量が増加傾向にあるなど、市外へのアクセスも向上しています。

道路整備の実延長は延伸を続けており、着実に整備が進められています。また、都市計画道路の整備率は、72.3%となっています。

○ 道路整備の推移



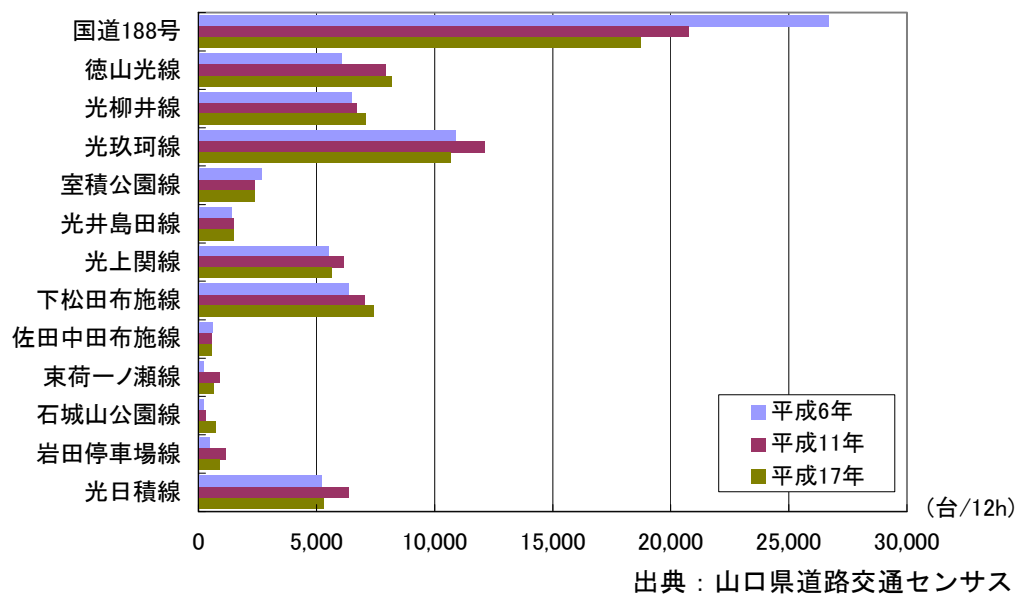
出典：光市統計書

○ 都市計画道路の整備状況（平成２２年３月３１日現在）

区分	総数	計画幅員（m）			
		8～12未満	12～16未満	16～22未満	22～30未満
計画延長（m）	39,420	1,790	14,760	11,010	11,860
改良済延長（m）	28,500	1,790	8,790	7,780	10,140
整備率（％）	72.3	100.0	59.6	70.7	85.5

出典：光市統計書

○ 国道・主要地方道・一般県道の交通量の推移（平日）



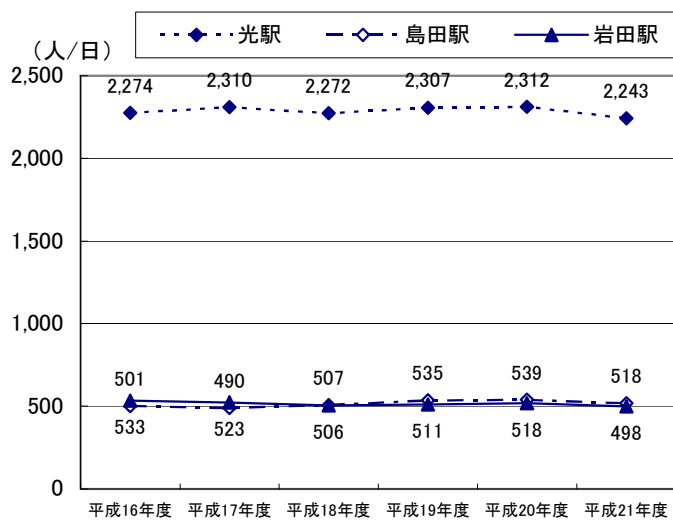
○ 道路網図



② 鉄道の状況

本市には、光駅、島田駅、岩田駅の3つのJR駅があります。光駅の利用者が最も多く、1日平均乗車人員は、2,300人程度で推移しています。島田駅と岩田駅の1日平均乗車人員は、いずれも500人程度となっています。

○ 1日平均乗車人員の推移



出典：山口県統計年報

○ 公共交通網図



③ 都市公園の状況

本市には、唯一の総合公園である冠山総合公園と2箇所の運動公園があり、これらの都市基幹公園は、多くの市民や市外からの来訪者がスポーツ・レクリエーション活動や散策などで利用し、日々の暮らしに活力や潤いを与えています。その他、街区公園や近隣公園も市街地を中心に配置され、都市に暮らす市民に憩いの空間を創出しています。

○ 都市公園の状況

種別		箇所数	面積（h a）
基幹公園		30	48.9
住区基幹公園	街区公園	26	6.8
	近隣公園	1	2.2
	地区公園	0	—
都市基幹公園	総合公園	1	12.4
	運動公園	2	27.5
特殊公園		2	4.6
緩衝緑地		0	—
都市緑地		4	3.3
緑道その他		0	—
合計		36	56.8

出典：光市統計書

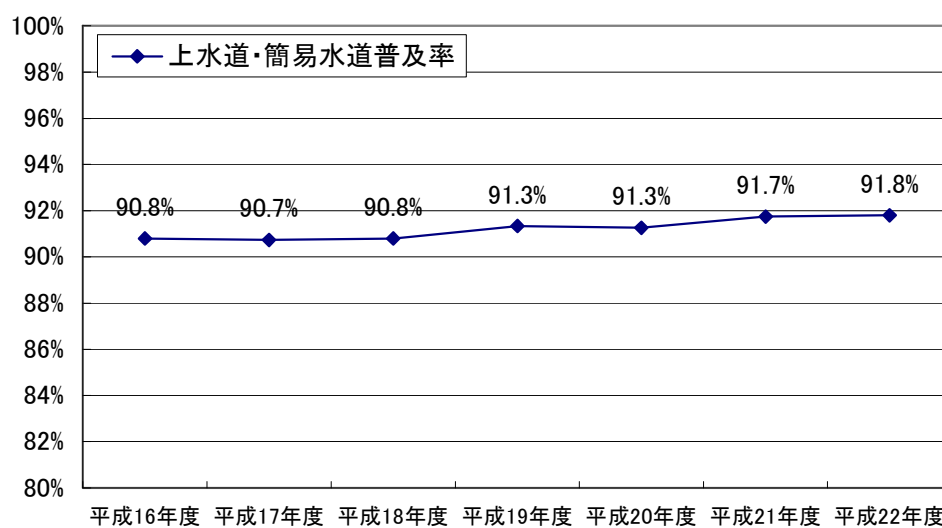
○ 公園・緑地



④ 上水道・下水道の状況

上水道については、市民生活に不可欠なライフラインの一つとして整備が進められており、安全でおいしい水を安定して供給しています。また、平成16年10月の合併後は、大和簡易水道、上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道の上水道への統合を進めました。上水道（牛島簡易水道を含む）普及率は着実に上昇しており、平成22年度で91.8%となっています。

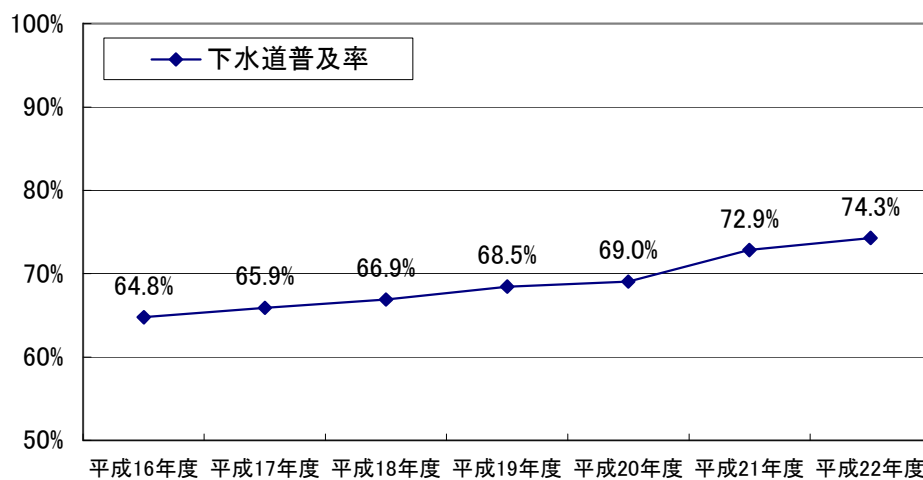
○ 上水道（簡易水道を含む）普及率の推移



出典：光市統計書

下水道については、旧光市は昭和52年度に、旧大和町は昭和56年度に、いずれも周南流域関連公共下水道事業として整備に着手しました。以来、旧市町それぞれが、住民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全するため、計画的な整備に努めてきました。合併後も着実に整備を進めており、下水道普及率は平成22年度で74.3%と高くなっています。

○ 下水道普及率の推移



出典：光市統計書

⑤ 公共公益施設

本市の官公署は、光市役所と大和支所のほか5つの出張所や総合福祉センター「あいぱーく光」、教育委員会、光税務署があり、行政サービスの拠点となっています。また、地域づくり支援センターや12箇所の公民館は、市民活動などの拠点となっています。そのほかに、市民ホール、文化センター、大和スポーツセンター、山口県スポーツ交流村など、コミュニティ・文化施設や運動施設が市内の各所に配置されています。

○ 公共公益施設（官公署）



○ 公共公益施設（コミュニティ・文化施設等）



3 都市づくりに関する市民意向

(1) アンケート調査の実施

「マスタープラン」と緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるための「緑の基本計画」の策定にあたり、市民がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「『都市計画マスタープラン』及び『緑の基本計画』の策定に向けた市民アンケート調査（以下「市民アンケート調査」といいます。）」を行いました。また、20年後の光市を担う中学生がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「20年後の『まちづくり』に向けた中学生アンケート調査（以下「中学生アンケート調査」といいます。）」を行いました。

① 「市民アンケート調査」の概要

○ 調査対象

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した2,000人（基準日：平成22年9月20日）

○ 回収状況

配付数	有効配付数①	回収数②	回収率②／①
2,000票	1,990票	980票	49.2%

② 「中学生アンケート調査」の概要

○ 調査対象

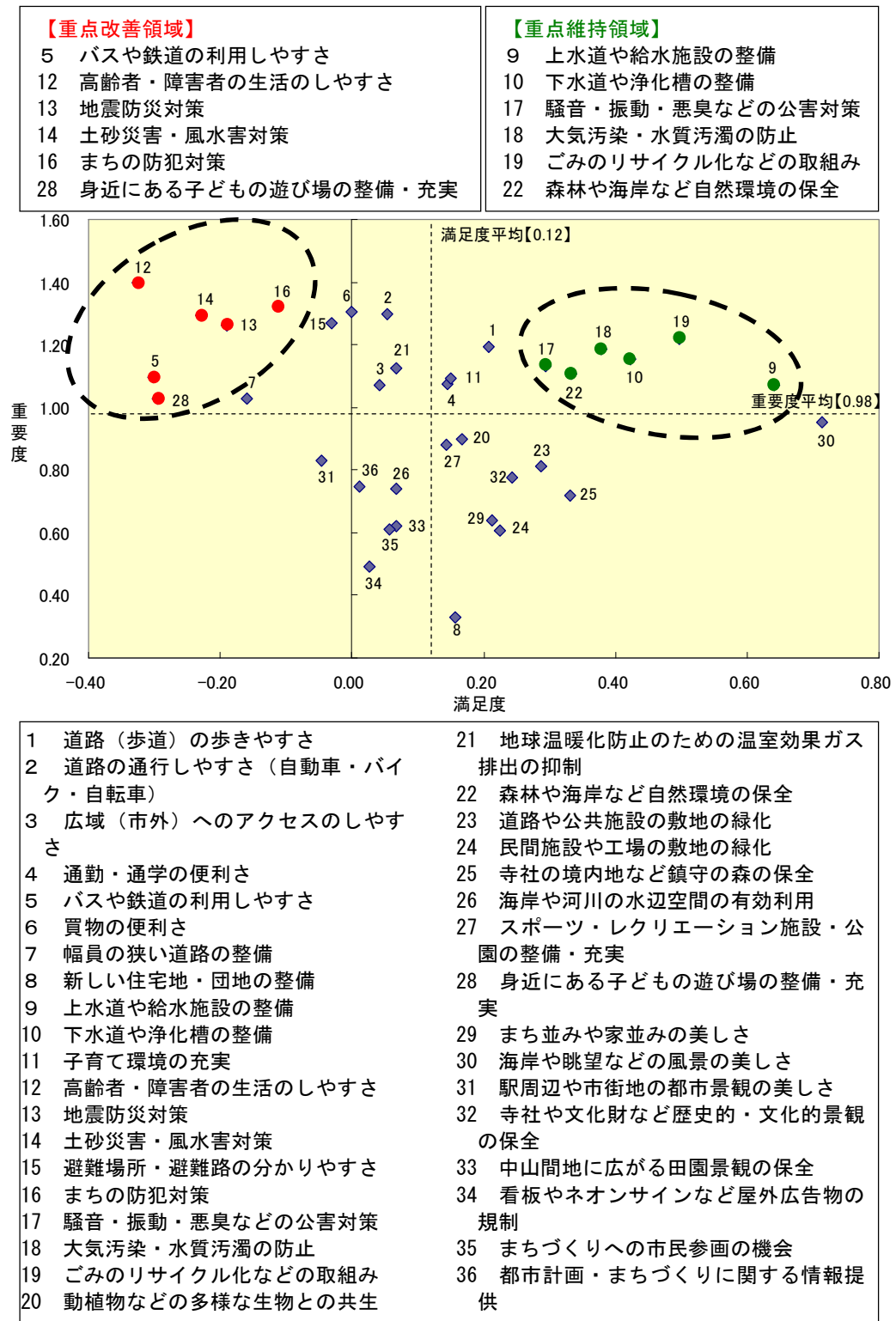
本市に在住する中学2年生496人

③ アンケート調査の結果

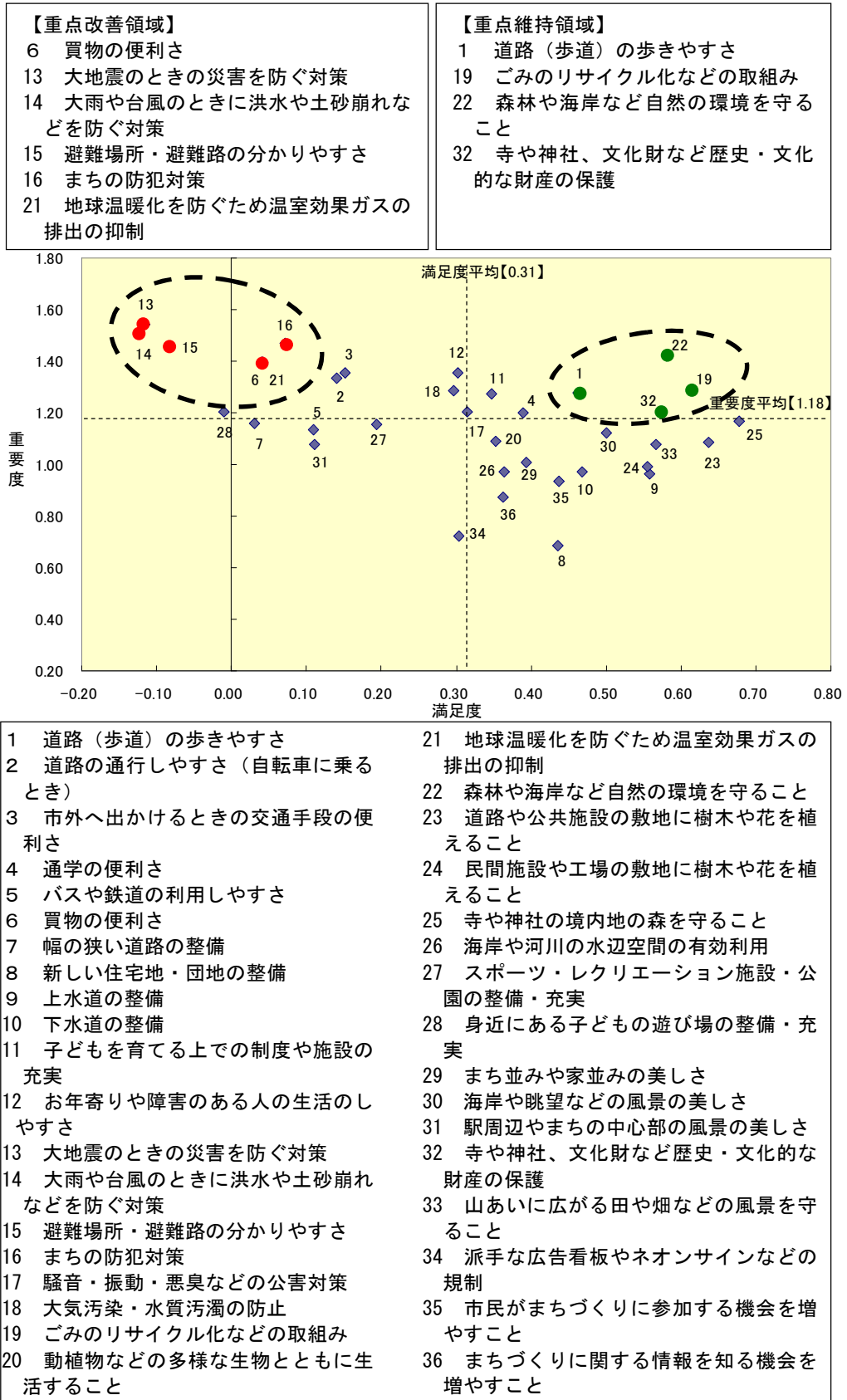
○ 都市づくりに関する満足度と重要度

生活や交通の利便性、防災・防犯対策について重点的な改善が求められると同時に、上下水道などの生活基盤整備や環境対策については、重点的な維持が求められています。また、中学生では、歴史的・文化的な資源や緑の保全も求められています。

◆ 満足度と重要度の相関図【市民】



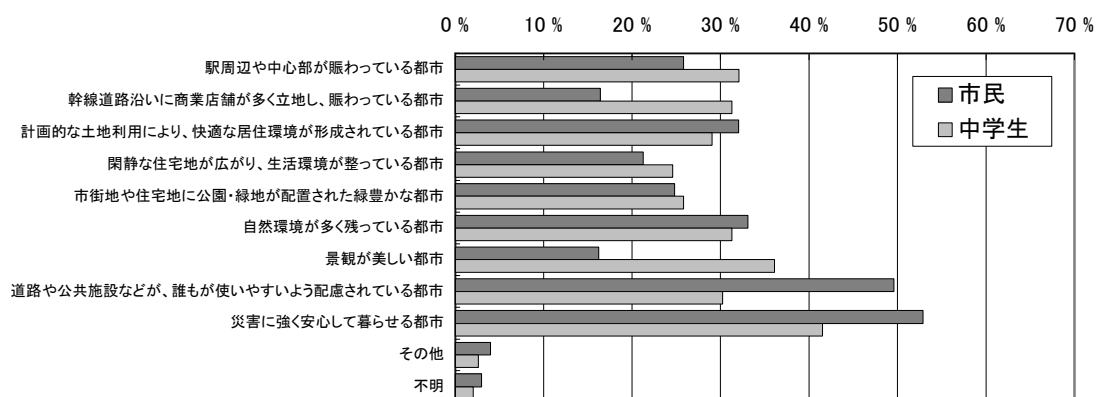
◆ 満足度と重要度の相関図【中学生】



○ 将来の都市像について

将来の都市像として、災害に強い都市、道路等の公共施設が誰もが使いやすい都市が求められています。中学生では、災害に強い都市、景観の美しい都市が多くなっており、東部地域で自然環境、北部地域で景観の美しさや計画的な土地利用が求められています。

◆ 光市の将来に望ましい都市について

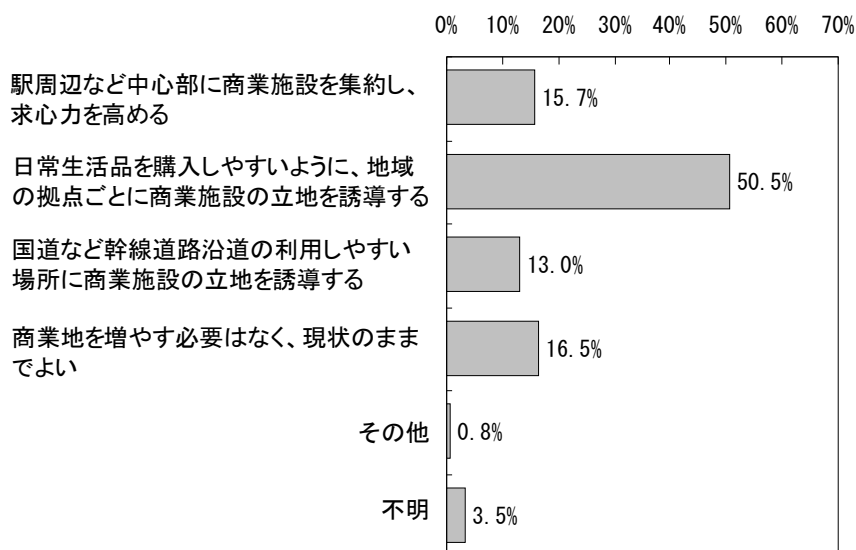


○ 土地利用について

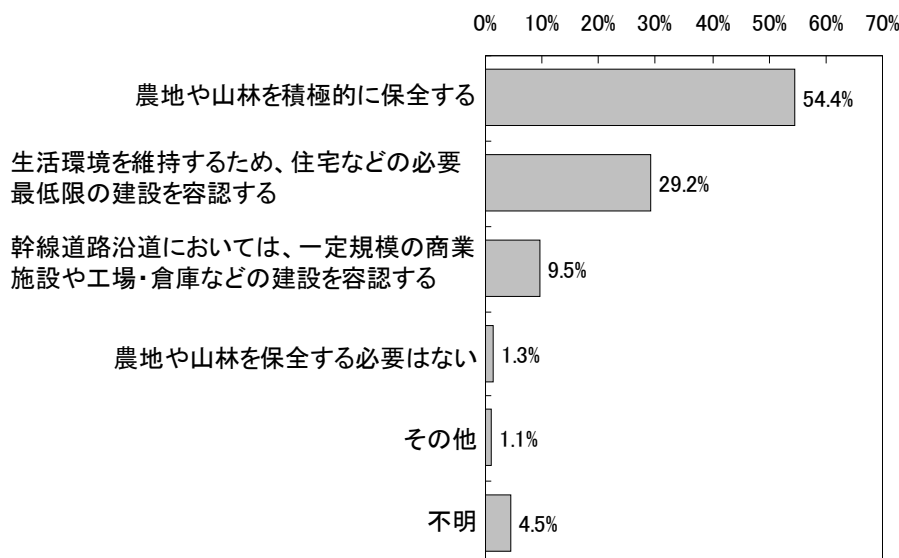
土地利用については、全ての地域で中心部の求心力の向上よりも地域拠点ごとの商業立地が求められています。農業地域については、農地や山林の積極的な保全が求められており、地域の拠点性と周辺環境の保全といったメリハリのある土地利用が望まれます。

住宅地については、計画的な土地利用による生活環境の保全が求められています。また、工場については、環境対策や緑化等により周辺環境への影響を低減した上での共生、または工業団地等への移転・集約による住宅地との分離などの土地利用が望まれます。

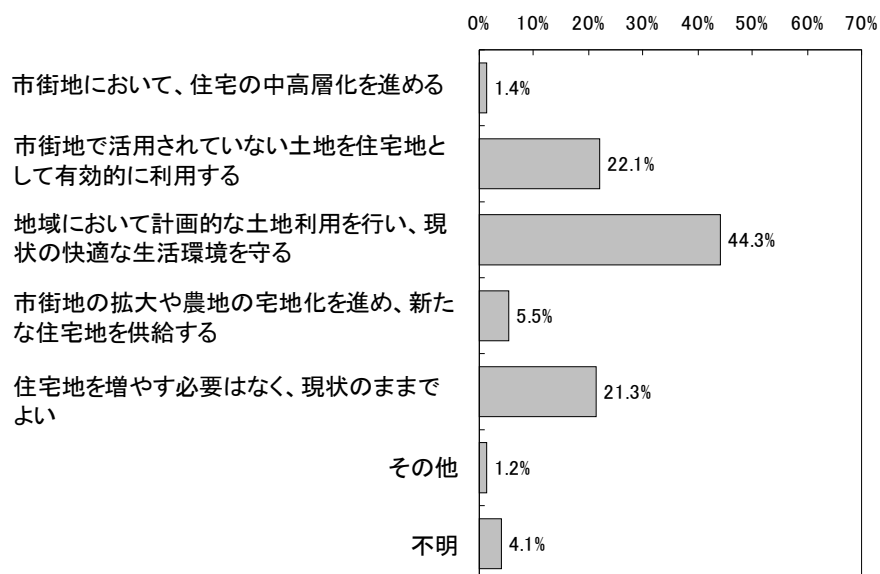
◆ 商業地の今後の土地利用のあり方



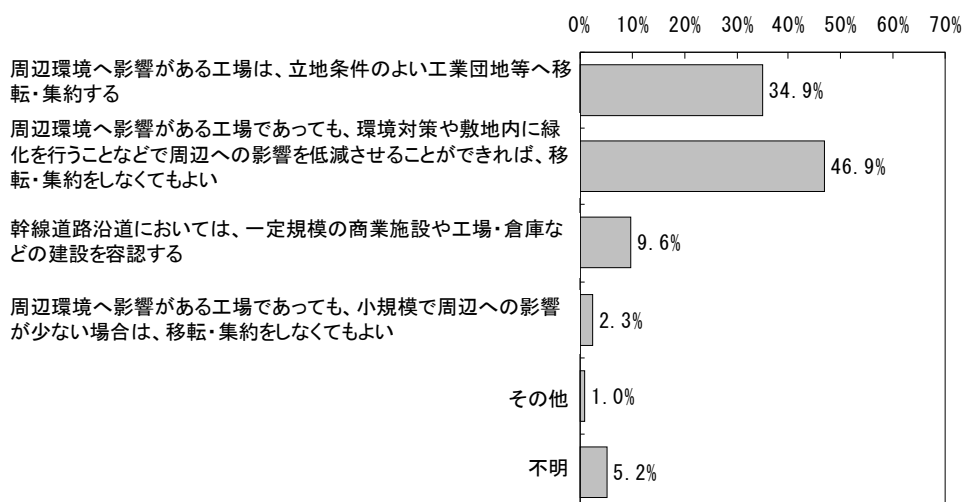
◆ 農業地域の今後の土地利用のあり方



◆ 住宅地の今後の土地利用のあり方



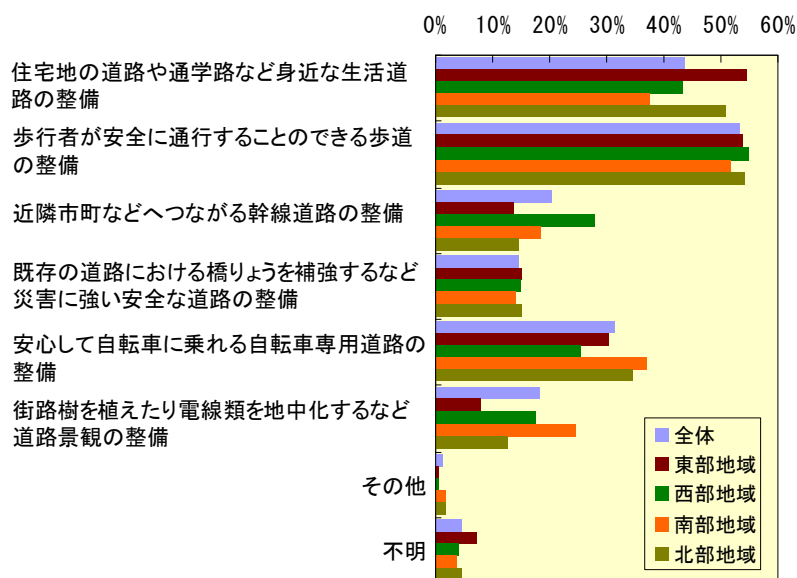
◆ 工場と周辺地の今後の土地利用のあり方



○ 道路・交通について

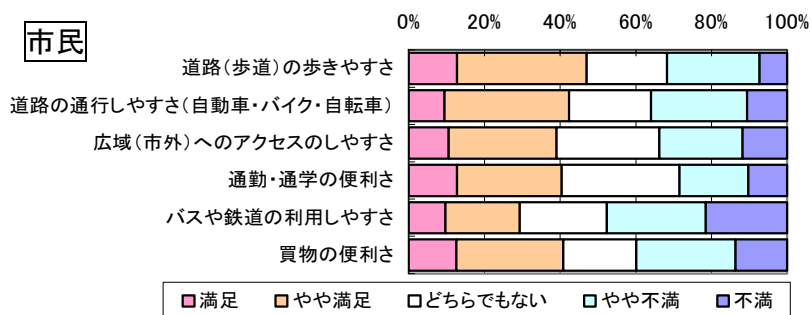
道路・交通については、市民、中学生ともに、道路の歩きやすさの満足度が
高いのに対し、バスや鉄道などの公共交通に関しては満足度が低くなっていま
す。生活道路や歩道の整備の優先度が高く、特に東部地域や北部地域で高くな
っています。

◆ 道路の整備に関して、優先度が高い取組み

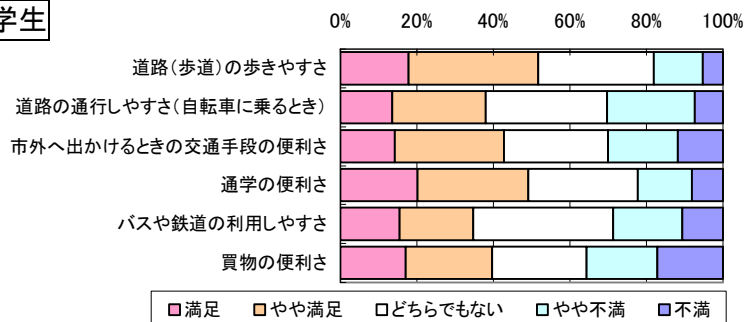


◆ 道路・交通に関する満足度

市民



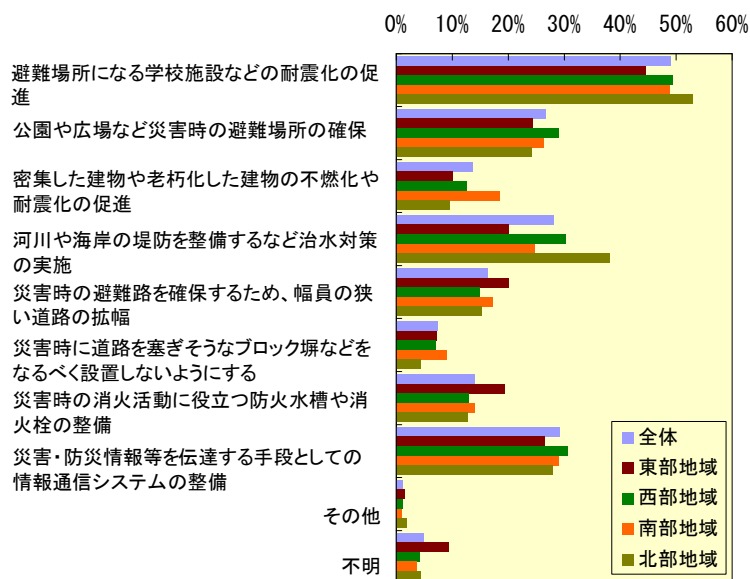
中学生



○ 防災・防犯について

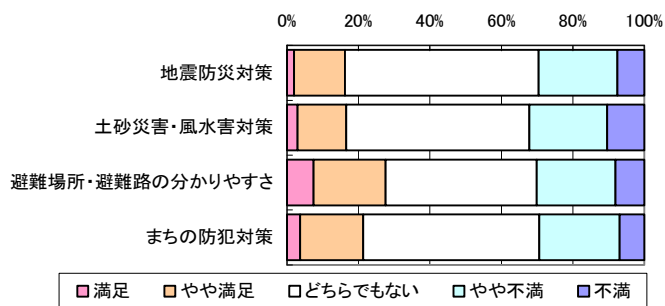
防災・防犯については、市民、中学生ともに、地震防災対策や土砂災害・風水害対策の満足度が低くなっています。全体的に学校施設の耐震化の優先度が高く、北部地域では河川等の治水対策も求められています。

◆ 防災対策に関して、優先度が高い取組み

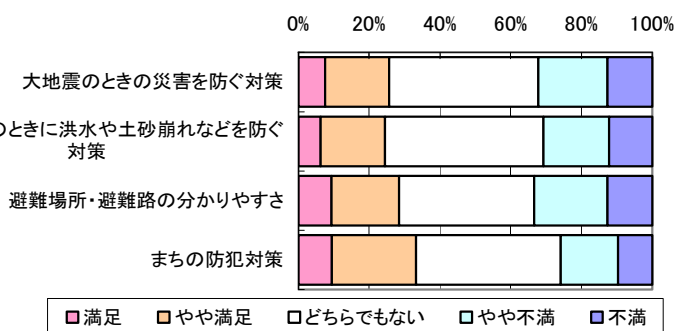


◆ 防災・防犯に関する満足度

市民



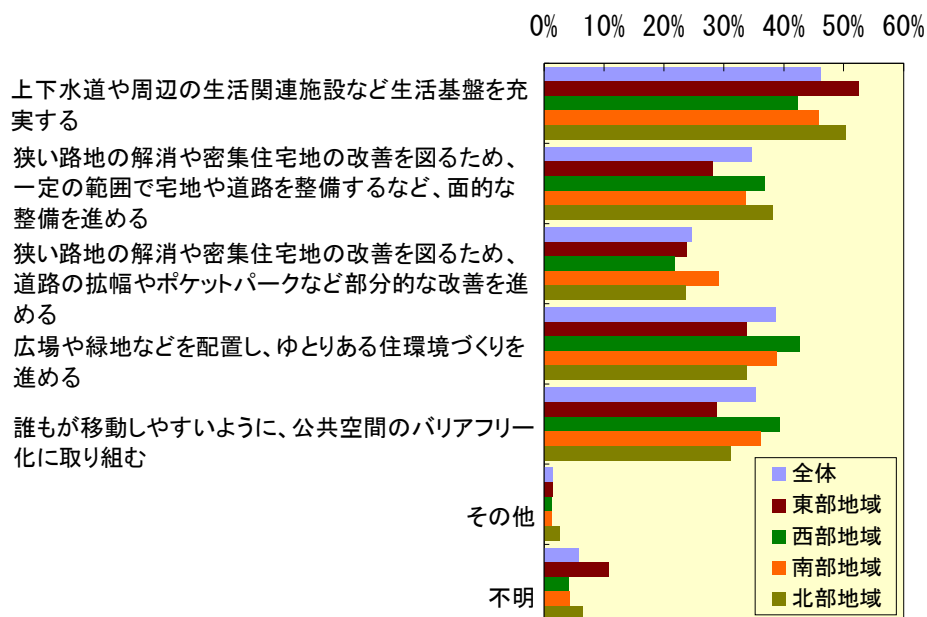
中学生



○ 住環境について

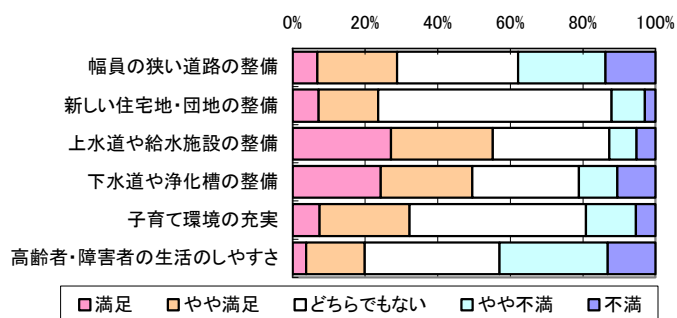
住環境については、上下水道の整備の満足度、優先度ともに高くなっています。西部地域では、ゆとりある住環境づくりや公共空間のバリアフリー化も求められています。

◆ 良好な居住環境の形成に関して、優先度が高い取組み

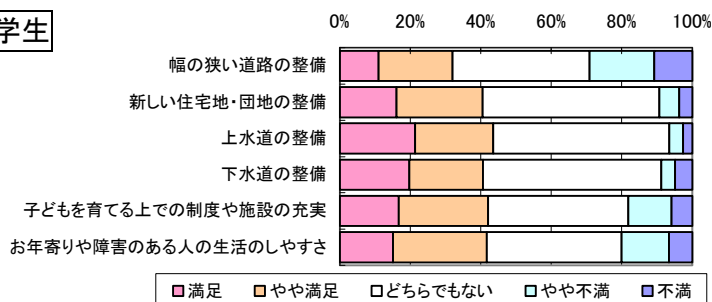


◆ 居住環境に関する満足度

市民



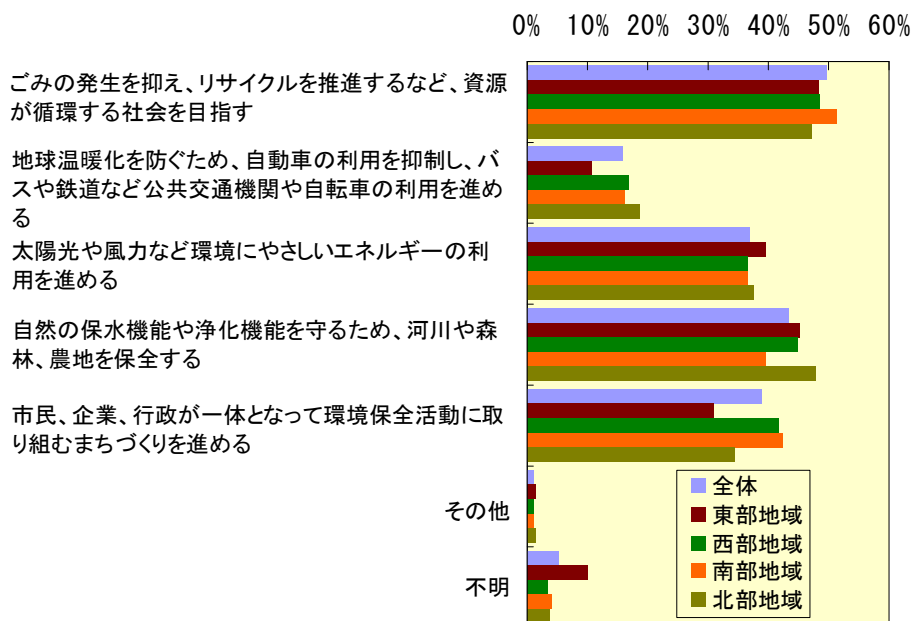
中学生



○ 環境について

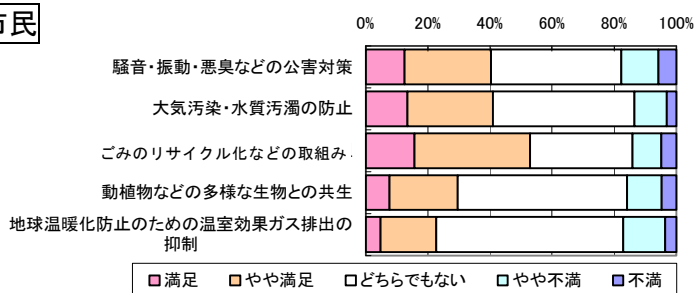
環境については、市民、中学生ともに、ごみのリサイクル化に関する満足度が高く、地球温暖化対策の満足度が低くなっています。循環型社会の構築や自然環境の保全の優先度が高くなっています。

◆ 環境に関して、優先度が高い取組み

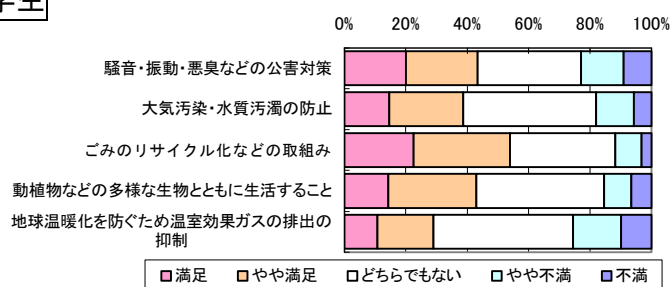


◆ 環境に関する満足度

市民



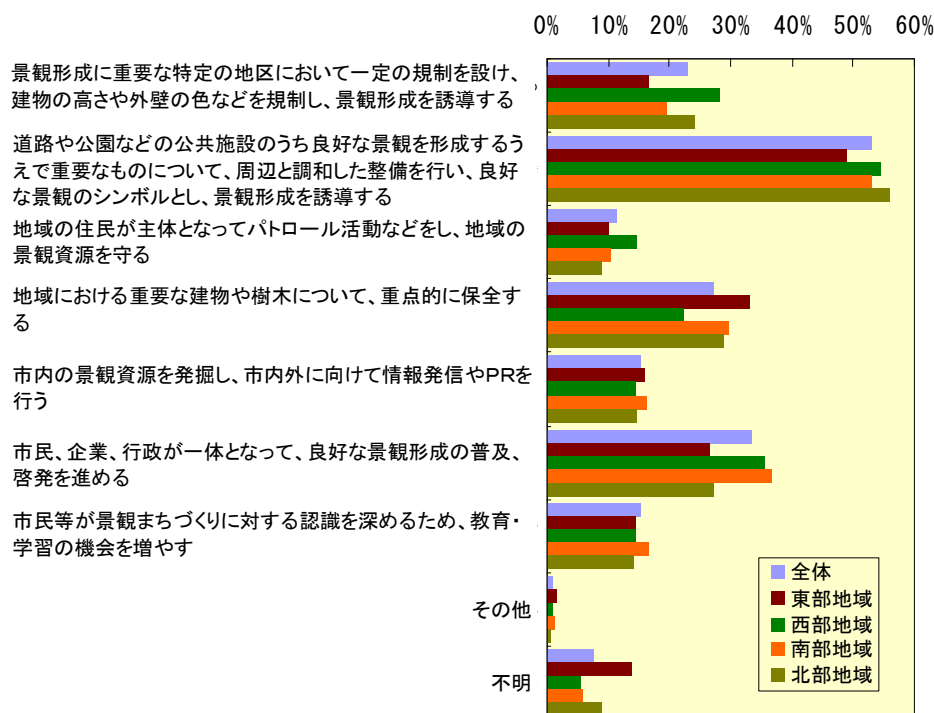
中学生



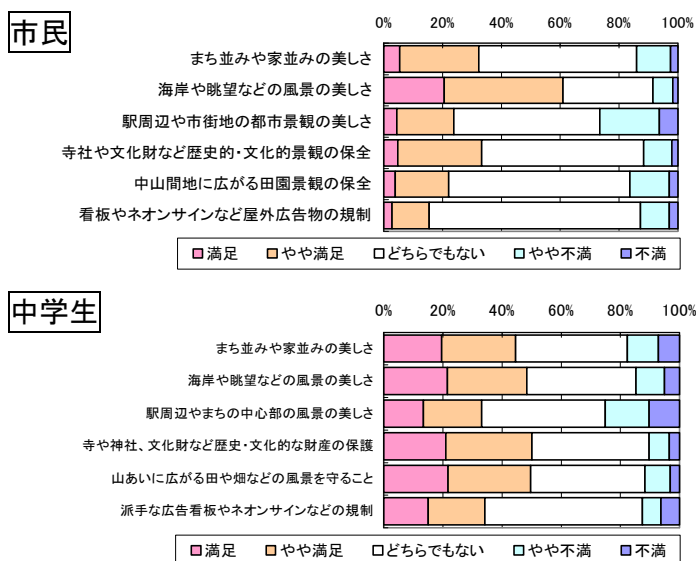
○ 景観について

景観については、眺望景観の美しさに関する満足度が高く、中学生では歴史的な景観や田園景観に関する満足度も高くなっています。公共空間のシンボル景観の形成の優先度が高くなっています。

◆ 景観に関して、優先度が高い取組み



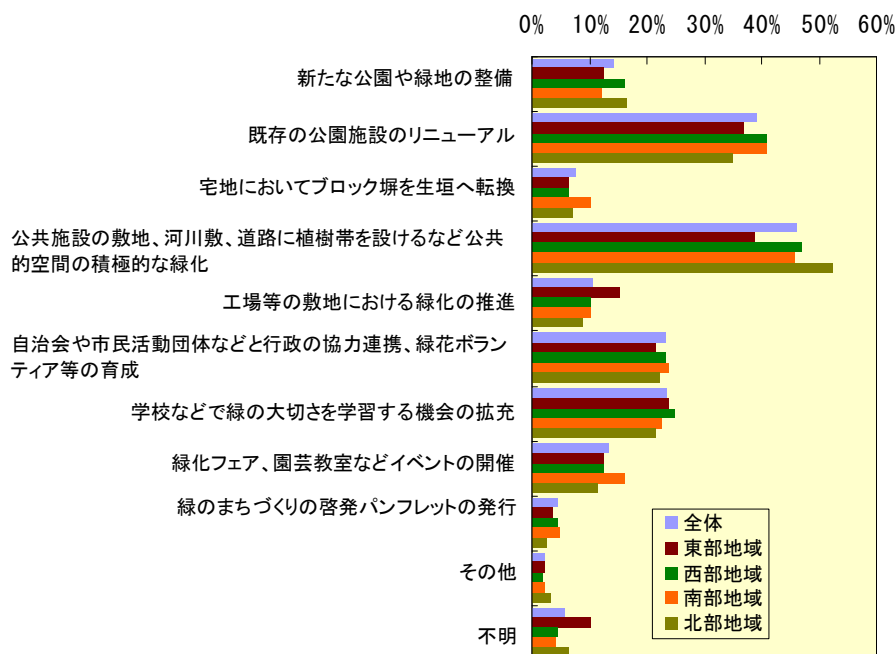
◆ 景観に関する満足度



○ 公園・緑地について

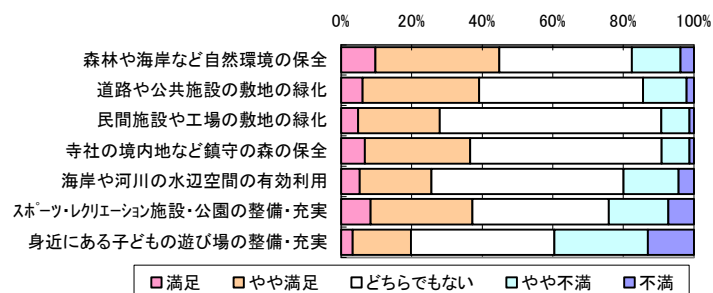
公園・緑地については、自然環境の保全に関する満足度は高く、中学生では公共空間の緑化や境内地の緑の保全の満足度が高くなっています。公共空間の緑化や既存の公園施設のリニューアルの優先度が高くなっています。

◆ 公園・緑地に関して、優先度が高い取組み

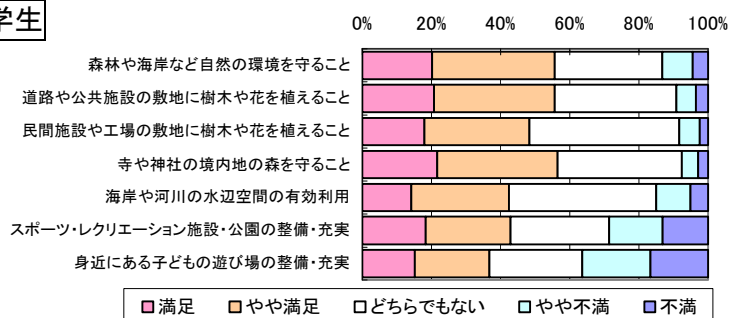


◆ 公園・緑地に関する満足度

市民



中学生



(2) ワークショップの実施

「マスタープラン」の策定にあたり、多くの市民と未来のまちづくりをともに考え、市民が思い描く夢やアイデアを計画づくりに反映できるよう「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催しました。

ワークショップでは、「住環境づくり」、「防災まちづくり」、「緑のまちづくり」、「景観まちづくり」の4つのグループに分かれて、「まちの問題マップ」と「まちのお宝マップ」を作成しました。その結果を踏まえて、テーマに沿った写真や情報を持ち寄り、「まち育て作戦会議」を行い、「まちの問題」を改善し、又は「まちのお宝」を活用してまちを育て、よりよいまちを作り上げていくための具体的な取組みを提案しました。

○ 住環境づくり

空き家や休耕田が多くなっていることやごみの不法投棄などが問題としてあげられ、室積・虹ヶ浜海岸の自然環境の美しさや市民による環境美化活動などがお宝としてあげられました。

「まち育て作戦会議」では、地域で行われているクリーンアップ活動をピックアップし、市全体の取組状況を把握しました。

○ 防災まちづくり

大雨時の洪水・土砂崩れや広域的な連携などが問題としてあげられ、地域の自主防災活動やボランティア活動などがお宝としてあげられました。

「まち育て作戦会議」では、市内の自主防災組織をピックアップし、活動マップを作成することで、自主防災の取組みの課題を考えました。

○ 緑のまちづくり

室積海岸の砂の侵食や島田川のアシの繁茂などが問題としてあげられ、白砂青松の海岸や石城山の草花などがお宝としてあげられました。

「まち育て作戦会議」では、緑のまちづくり活動をピックアップし、市内の様々な活動が連携できる仲間づくりの方策を考えました。

○ 景観まちづくり

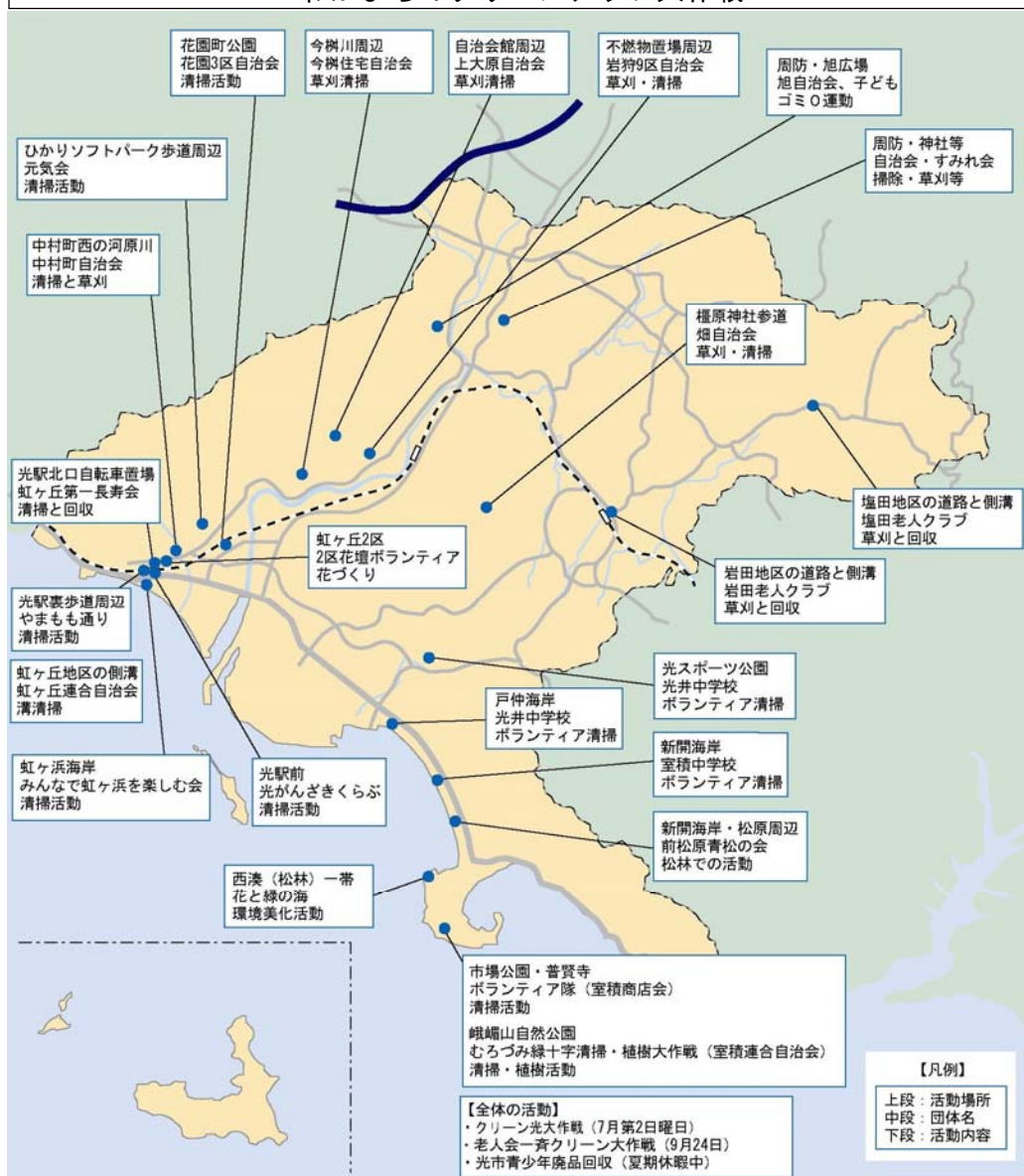
里山の保全や文化財・景観資源の活用などが問題としてあげられ、虹ヶ浜海岸や島田川沿いの風景などがお宝としてあげられました。

「まち育て作戦会議」では、良好な景観を阻害している要因をピックアップし、行政や市民それぞれが行うことのできる解決方策を考えました。

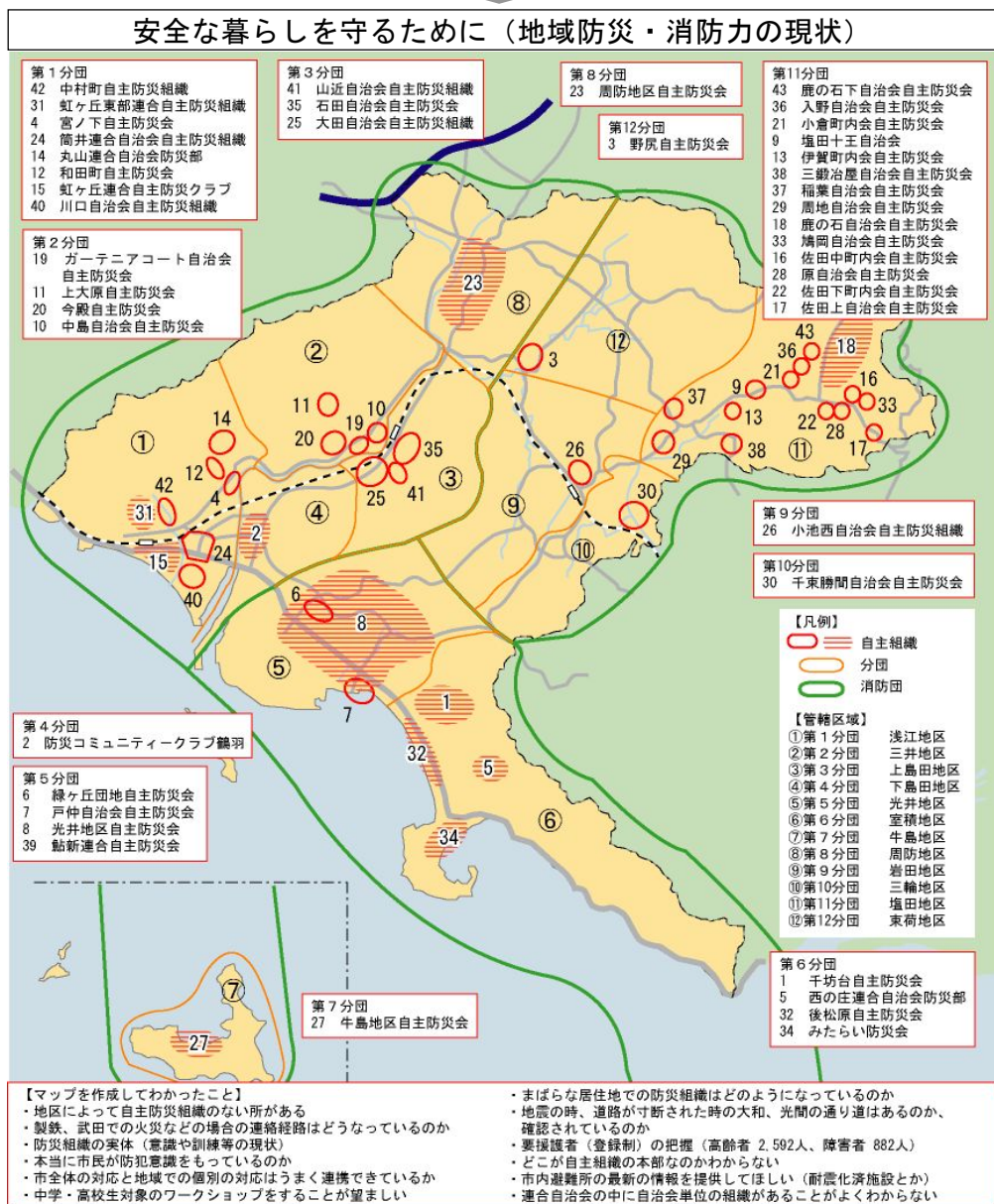
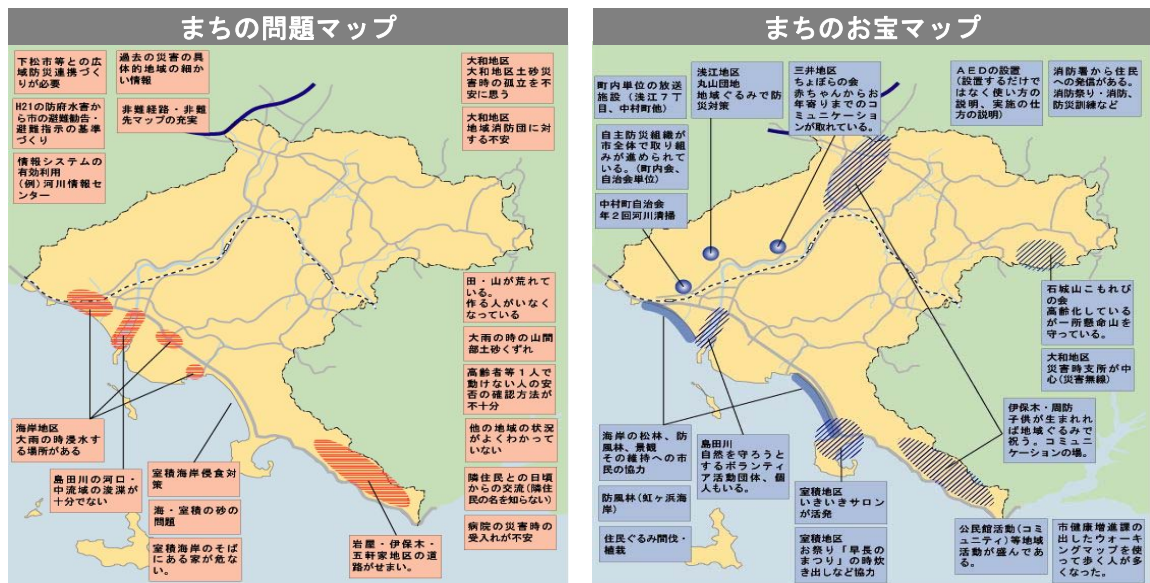
○ 住環境づくり



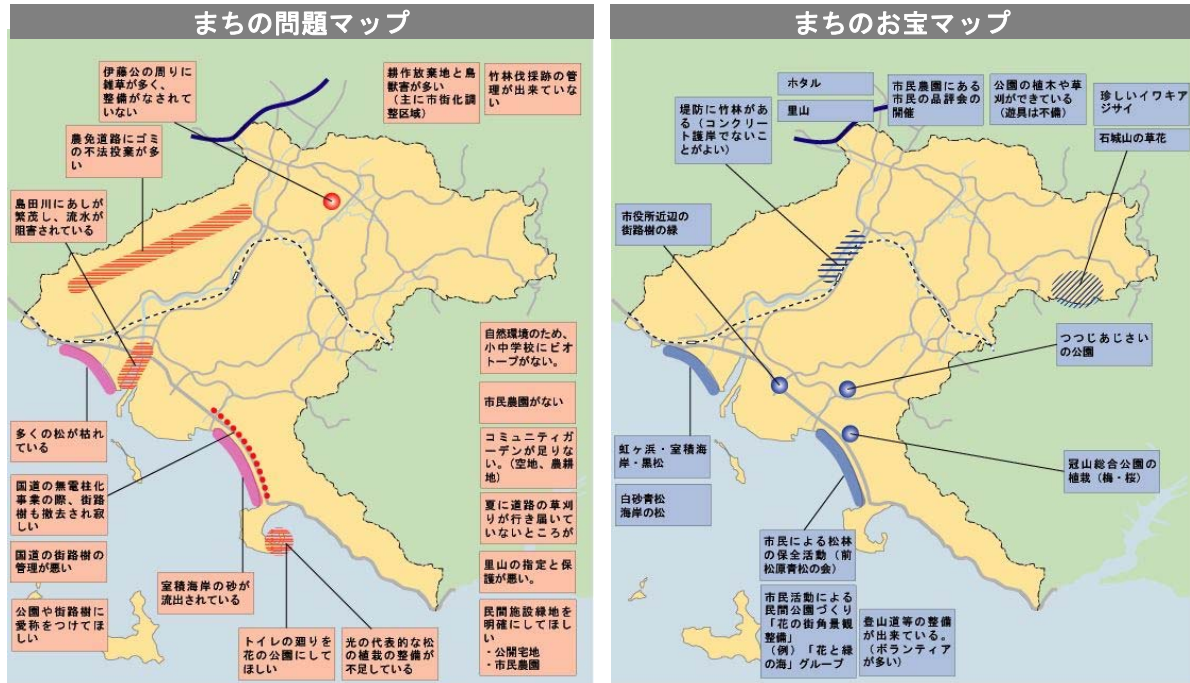
わがまちのクリーンアップ大作戦



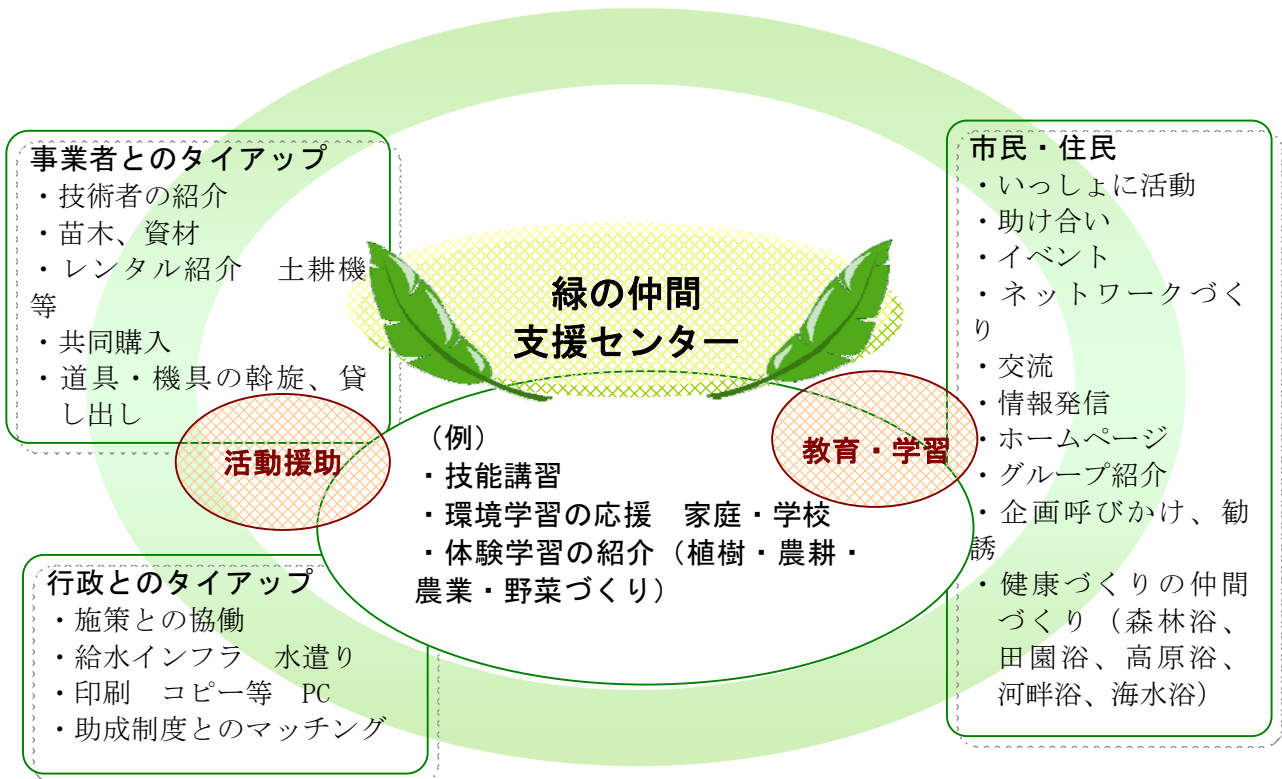
○ 防災まちづくり



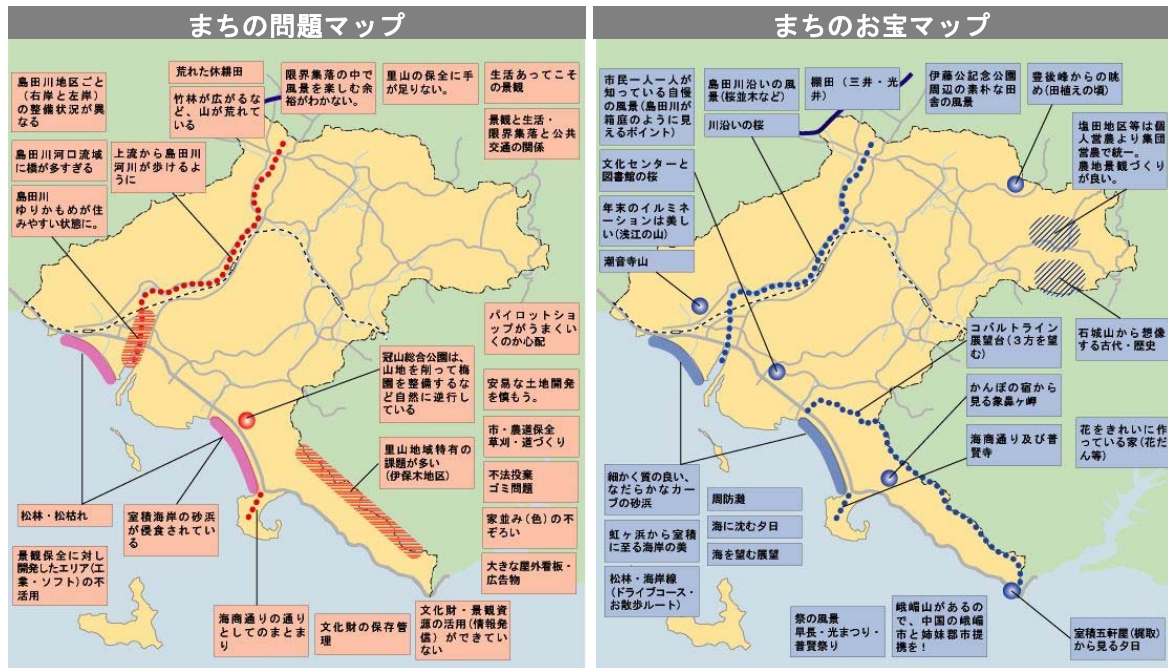
○ 緑のまちづくり



人と自然のふれあい仲間づくり



○ 景観まちづくり



光かがやく景観まちづくりを目指して

○ 市民一人ひとりで…

- ・ 環境景観まちづくりに関心をもつ
- ・ 問題を発信し、問題を受信する
- ・ ゴミ設置まわりの美化
- ・ 内と外の間（半公共空間）の美化
- ・ 庭先・玄関先の生活美観 など

○ 地域で…

- ・ 地域みんなでいっしょにやってみる
- ・ 取り組みに参加するきっかけづくり
- ・ “楽しく” をキーワードに取り組む
- ・ 地元のもん（人）とよそのもん（人）がいっしょに取り組む

○ 光市が…

- ・ 里山の維持管理
- ・ ボランティア活動の支援
- ・ 潜在的な関心者の掘り起こし
- ・ 市民といっしょに行動しながら考えた景観計画の策定など
- ・ 居住者不在の廃屋点在に対する対策
- ・ 情報発信の工夫
- ・ 冬眠している観光資源の発掘

4 都市の特性と主要課題

都市の将来ビジョンを策定する上で、光市の持つ「強み」と「弱み」をあらかじめ把握することが重要です。そのため、アンケート調査やワークショップでの市民の意向も踏まえ、本市の都市としての特性と課題を次のように整理しました。

(1) 光市の特性

① 穏やかな気候に恵まれた都市

本市は瀬戸内式気候に属しており、日照時間は、全国トップレベルの長さです。年間平均気温は概ね16℃前後と温暖で、降雨量は夏季に多いものの、全国的には少ない地域です。また、冬季の降雪はほとんどありません。

② 室積・虹ヶ浜海岸に代表される良好な自然景観

瀬戸内海国立公園に指定されている白砂青松の美しい室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、島田川や石城山など、水と緑が調和した自然環境は、本市の骨格を形成しています。これらの豊かな自然環境を本市の大きな「強み」として、今後も自然環境を保全し、良好な自然景観と調和した都市づくりが求められます。

③ 地域ごとに日常生活圏を形成している分散型都市構造

本市は、市役所などの主要な行政機能は市域の中心部にあるものの、JR光駅が市域の西端に位置するなど地理的制約や歴史的経緯もあり、公共・公益施設や商業機能、住宅地などの生活機能が地域ごとに集積し、日常生活圏を形成しています。生活圏間は、主要幹線道路である国道188号や県道で結ばれており、これらの幹線道路は、生活道路の役割も担っています。

④ 3つの鉄道駅による広域アクセス

市内の3つのJR駅を結ぶ鉄道路線は、市域の中心部を迂回するルートとなっています。このことは、分散型都市構造の要因の一つにもなっていますが、反面、内陸部における広域的なアクセスの利便性を高めています。

⑤ 可能性を秘めた観光資源

白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸は、マリンレジャーの拠点として年間を通じて多くの人々が訪れています。また、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園や初代内閣総理大臣・伊藤博文公の生家等がある伊藤公記念公園、歴史と伝統

の宝庫である石城山など個性的な観光資源は、交流人口を増やし、地域の活性化を推進する大きな可能性を秘めています。

⑥ 2大企業を中心とした臨海部の工場地帯

臨海部の工場地帯は、我が国の鉄鋼・薬品業界をリードする世界的な2大企業の生産活動の拠点になっています。国道188号と国際拠点港湾徳山下松港の一部である光港は、生産活動に不可欠な物流ネットワークの基盤として、これらの基幹工業の発展を支えています。

(2) 光市の主要課題

【市民生活に関する課題】

① 日常生活圏での生活機能の集積と連携

本市では、地域ごとにまとまりのある日常生活圏が形成されています。このような分散型都市構造では、一つの生活圏に、行政機関や商業機能、医療・福祉機能など、すべての都市機能を集約することは困難なため、生活圏ごとに一定の機能を集約・整備し、集約できない機能については、他の生活圏との連携により補完しあいながら、市全体として機能の充実を図る必要があります。このように、地域ごとに生活インフラの集積を図るとともに、相互の連携を強化し、人・モノ・情報のネットワークを構築することが求められます。

アンケート調査においても、中心部の求心力の向上よりも地域の拠点性の向上に対する意向が高くなっており、地域における生活機能の集積が求められます。

② 安全・安心の都市づくりに向けた防災対策

平成23年3月に発生した「東日本大震災」は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。本市の「強み」でもある、山・川・海の豊かな自然は、風水害や土砂災害などの自然災害を誘発する要因にもなることから、ハード、ソフト両面での対策が必要です。また、砂浜の侵食が著しく進む室積海岸では、台風や冬季波浪などの際、周辺人家の安全・安心を脅かすだけでなく、良好な海岸景観が失われることも危惧されています。

なお、中学生アンケート調査では、重点的に取り組むべきものとして地震防災対策を求める意見が多くなっています。

【土地利用に関する課題】

① 市町合併による異なる都市計画区域の存在

市町合併により、市域に「線引き都市計画区域」と「非線引き都市計画区域」が存在しています。「線引き都市計画区域」と「非線引き都市計画区域」とでは、土地利用に関する制限が一部異なるため、相対的に規制の緩い地域に開発行為や建築行為が流出することが懸念され、良好な住環境の維持が必要となってきます。こうしたことも踏まえ、市域を一体的に考えた計画的な土地利用コントロールが求められます。

② 産業と住環境の共生

臨海部の工場地帯は、工業の利便を増進するための地域として工業生産活動に特化した土地利用を進めています。一方、市街地や内陸部では、住宅地や農地と近接して立地する工場が点在しており、周辺の住環境などへの影響が懸念されることから、各地域の実態に応じた土地利用計画の検討が求められます。

③ 地域コミュニティの維持

人口減少や高齢化が続く中、市街地から離れた地区や中山間地域の集落では、地域に根付いた伝統、習慣の継承や生活道路の維持管理が困難になるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されます。また、後継者や担い手不足により、農地や山林の荒廃につながるとともに、空き家となった家屋も点在しているため、災害や事故につながる恐れがあるだけでなく、良好な農山村景観を阻害する要因にもなります。

アンケート調査においても、良好な生活環境の形成や現状の住環境の維持を望む市民が多く、地域コミュニティの維持と住みやすい住宅地の形成に向けた土地利用が求められます。

【都市基盤・施設整備に関する課題】

① 幹線道路網の整備

本市の道路交通は、国道１８８号と主要地方道徳山光線や一般県道光玖珂線などに大きく依存しており、これらの幹線道路が日常の生活道路としての役割も担っている状況にあります。このため、事故や災害時等には支障を来すこ

とも想定されます。

② 密集市街地等の住環境の整備

市内の一部には、狭隘な道路に住宅が密集した市街地が残っており、日常生活での通行はもとより、緊急車両の進入など非常時での対応が危惧されるとともに、公共下水道の整備などに課題が生じています。このため、都市防災の観点、さらには良好な景観形成といった観点からも、健全な市街地整備に向けた取組みが求められます。

③ 公共交通ネットワークの拡充

超高齢社会の到来により、日常生活の移動の手段に制約を受ける市民が多くなることが予想されます。特に、急速に高齢化が進行している住宅団地もあり、今後、生活交通を確保することが求められます。アンケート調査においても、バスや鉄道の使いやすさを求める意見が多くなっていることから、コミュニティバスなど「地域の足」となる公共交通ネットワークの充実が求められます。

④ 公園や緑地などオープンスペースの確保

ライフスタイルの変化や余暇活動の多様化に対応するため、子どもから高齢者まで幅広い市民が生活にゆとりや潤いを感じる空間を確保することが求められます。また、次世代を担う「ひかりっ子」の健やかな育成のためにも、遊びを通じて心身の健康を増進し、豊かな情操を育む場を地域に確保することが重要と考えられます。

アンケート調査においては、身近な子どもの遊び場の整備・充実を求める意見が多い一方で、新たな公園や緑地の整備よりも既存の施設をリニューアルすることを求める意見も多いことから、地域のニーズや状況に応じた効果的なオープンスペースの確保が求められます。

⑤ ユニバーサルデザインの考え方の導入

超高齢社会の到来により、日常生活において制約や不安、ストレスを感じる人が増えることが予想されることから、高齢者や障害者を含むすべての市民が充実した日々を過ごすことができる都市づくりをこれまで以上に目指していく必要があります。このため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」と

いうユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、道路や公共施設等のハード面のバリアフリー化を図るとともに、助け合いや支え合いの推進などソフト面も含めた「心のバリアフリー」等の施策を充実し、誰もが暮らしやすいまちの形成が求められます。

なお、アンケート調査においても、高齢者・障害者の生活のしやすさを求める意見が多くなっています。

第3章 都市づくりの目標

1 基本的な視点

都市においては、市民の安全が確保され、安心して暮らすことができるまちの構築が求められます。また、にぎわいや活気を生み出すため、産業の発展や市民が積極的に活動する機会の確保が必要であるとともに、レクリエーションを楽しみ、充実した余暇を過ごすため、潤いや安らぎをもたらす空間の創出も求められます。

このように、都市に求められる3つの基本機能である「住」、「働」、「憩」の要素を踏まえ、都市づくりの基本的な視点を次のように取りまとめます。

- ・ 安心して住まい、しあわせを感じるまち
- ・ 生き生きと働き、活気に満ちるまち
- ・ 心身ともに憩い、輝く未来につながるまち

2 将来都市像と目標

(1) 将来都市像

都市づくりの基本的な視点を踏まえるとともに、本市の特性を活かし、課題を克服するため、将来都市像を次のように定めます。

人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市

都市の「核」とは、一般に行政機能や商業施設など、様々な機能が集積した地区を意味しますが、ここでは、地域ごとにまとまった拠点地区を表します。また、「多核」とは、拠点地区が複数存在することを意味します。

中心市街地のない本市においては、人の暮らしと自然の営みの調和を図りながら、「核」と「核」、人と人が相互に連携し、つながりを強め、機能や役割を補い合うことにより、都市としての充実を図ります。

(2) 都市づくりの目標

将来都市像の実現を目指すため、都市づくりの目標を次のように設定します。

- ・ 地域集約型都市づくり
- ・ 環境共生型都市づくり
- ・ 活力創出の都市づくり
- ・ 安全・安心の都市づくり
- ・ 良好な景観の都市づくり

① 地域集約型都市づくり

本市は、歴史的なまちの形成過程により、日常生活圏が地域ごとに分散して形成されています。人口減少や超高齢化が急速に進む中、誰もが生活しやすい都市づくりを進めるため、また、都市経営の効率化の観点からも、現在の分散型都市構造における地域のまとまりを活かしつつ、地域の拠点性を向上させる地域集約型都市構造への転換を目指します。

このため、無秩序な市街化の防止に努め、公共・公益施設、商業・事業所、医療・福祉施設といった一定の都市機能を集積する地区や、居住機能、コミュニティ機能といった生活支援機能の充実を図る地区など、それぞれの拠点に相応しい土地利用を展開します。また、これらの拠点地区を相互に連絡する道路の整備や公共交通ネットワークを構築するなど、アクセス機能の強化を図り、徒歩や自転車を中心とする歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

なお、都市拠点や生活拠点への各種機能の集約を図るため、公共施設の整備にあたっては、類似施設や周辺施設の集約・統合も目指していくとともに、拠点となる地域には、コミュニティ活動の拠点機能の整備・充実を進めるなど、ぬくもりのある地域社会の構築を目指します。

② 環境共生型都市づくり

自然と人との共生を目指しつつ、自然を愛し、自然を創造していく心を持って「自然敬愛」を実践するため、平成18年に、全国で初めてとなる「自然敬愛都市宣言」を行いました。これは、古くから先人が守り育ててきた本市のかけがえのない財産である山・川・海の恵まれた自然環境を大切に守り、市民、事業者、行政が一体となって、次世代へ引き継いでいくことを誓うものであり、

自然環境の保全や創造に対する私たちの強い決意を表したものです。

このため、都市づくりの観点から、農地や山林を適切に保全し、市民生活や生態系との調和を図ることはもとより、自然公園区域などに息づく多様な自然環境の保護に努めるなど、環境と人の営みが共生する都市を目指します。また、環境への負荷の少ない持続可能な都市を形成するため、自然エネルギーの利用を促進するとともに、自動車への依存を少なくし、徒歩、自転車や公共交通機関の利用を促進するなど、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素都市づくりを推進します。

③ 活力創出の都市づくり

活気やにぎわいなど、都市の活力を創り出すには、人やモノ、資本、そして情報の流通が不可欠です。超高齢社会における高齢者の購買活動を支援し、利便性を高める商業機能の強化を図るため、用途地域の変更も視野に入れ、土地利用の面からのアプローチを進めます。また、本市の基幹工業の一層の振興に努めるとともに、重要な流通基盤である山陽自動車道や港湾施設へのアクセス向上のため、国道188号や県道など広域的な幹線道路の強化を図るなど、工業・業務地としての魅力を高め、企業立地を促進します。

一方、交通結節点である3つの鉄道駅は、鉄道とその他の交通機関を「つなぐ」機能を有するだけでなく、人が「集まる」空間でもあるため、まちの拠点にふさわしいにぎわいや魅力の創出に努めます。

さらに、冠山総合公園をはじめ、室積・虹ヶ浜海岸や石城山、農業振興拠点施設「里の厨」など、市内外からの多くの来訪者でにぎわう施設を有効に活用し、交流人口の増加を図り、地域の活力を創出する都市を目指します。

④ 安全・安心の都市づくり

頻発する台風や地震などの自然災害だけでなく、交通事故や犯罪など様々な危険や不安に脅かされることから、平成20年に、市民の力を結集して安全で安心して生活できるまちづくりを進めることを決意する「安全・安心都市宣言」を行いました。この宣言の理念の下、地域力を結集し、将来予測される様々な危険や不安を可能な限り回避し、市民が安全で安心な暮らしを実感できる都市づくりを推進します。また、大規模な災害からの被害を最小限にとどめようとする「減災」の考え方に沿って都市づくりを推進します。このため、ハ

ード整備に加えて、地域の防災力の向上などソフト面の充実も併せた総合的な防災対策やあらゆるリスクに対応できる危機管理体制の構築を進めるなど、誰もが安全で安心できる都市を目指します。

⑤ 良好な景観の都市づくり

先人から受け継いだ山・川・海の豊かな自然環境に囲まれた本市は、潤いと安らぎのある自然景観を礎とし、固有の歴史や風土に根ざした町並みや農漁村などが織り成す多彩な風景をつくり出してきました。

画一的なまちづくりから脱して、他にはないまち独自の魅力の創出が求められる中、このような個性あふれる景観を市民共通の資産ととらえ、後世に引き継ぐため、「景観条例」の理念を踏まえ市民等との協働により良好な景観を活かしたまちづくりを進めます。このため、市街地においては、恵まれた自然との調和を図るとともに、主要な幹線道路である国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線などの沿道や住宅地において、都市や地域のシンボルとなる景観を創出します。一方、農村部においては、棚田やまとまりのある農地などの保全に努め、良好な農村景観の継承に努めます。

このような認識の下、市民一人ひとりの参画と協働により、光市のかげがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観の都市を創造します。

3 将来都市構造

(1) 都市構造の考え方

将来都市像の実現のため、複数の拠点機能の向上を図るとともに、拠点間の連携を強化する都市構造を構築します。また、拠点間を結ぶ効率的なネットワークを形成して、地域が自立する都市づくりを目指します。

(2) 多核連携型都市構造

「拠点地区」、「都市軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成する「多核連携型都市構造」を形成し、地域特性の伸張を図り、相互に連携し合い、市域全体の一体的な発展を目指します。

① 拠点地区

○ 都市拠点地区

交通結節点や主要な都市機能が集積し、市民が集い交流する「市役所周辺地区」、「光駅周辺地区」、「岩田駅周辺地区」を位置付け、交通機能や環境整備を進め、都市機能の集積と高度化を図ります。

○ 生活・交流拠点地区

地域のコミュニティ機能や生活支援機能の充実を図る「室積公民館周辺地区」、「島田駅周辺地区」、「束荷地区」、「島田市地区」、「小周防地区」を位置付け、それぞれの地区の特性を活かした整備を進めます。

② 都市軸

○ 広域連携軸

高速道路や新幹線など高速交通網との接続や、隣接する周南・下松都市圏、柳井都市圏への広域的な移動性の向上のため、鉄道や国道188号、県道などを位置付け、連携強化を図ります。

○ 地域連携軸

拠点地区間を結ぶ国道188号や県道など主要な道路を位置付け、市民生活の利便性の向上や地域間の連携の強化を図ります。また、バス等の公共交通の充実を図るなど、複数の移動手段によるネットワーク化に努めます。

○ 森の環境軸

茶臼山から虎ヶ岳にかけての山並みや千坊・大峰山、天登山など市の外縁

部を取り巻く山地や丘陵地を位置付け、保全を図ります。

○ **水辺の環境軸**

室積・虹ヶ浜海岸に代表される海岸沿いや島田川、田布施川などを位置付け、保全を図るとともに、水辺を活かした憩いの場を創出します。

③ **ゾーン**

○ **住居ゾーン**

良好な住環境を形成する地域を位置付け、地域の特性に応じた適切な居住環境を形成します。

○ **商業・業務ゾーン**

光駅周辺地区や岩田駅周辺地区、市役所周辺地区、島田市地区など、商業・業務機能が集積する地域を位置付け、市民の購買活動などの利便の増進を図ります。

○ **工業ゾーン**

島田・光井地区の海岸部やひかりソフトパーク、大和工業団地、周防工業団地など、工業振興に特化する地域を位置付け、産業基盤の確保や操業環境の維持を図ります。

○ **田園（多自然型居住）ゾーン**

農業の振興を図るための地域を位置付け、農地を適切に維持するとともに、農業生産基盤の整備を促進します。

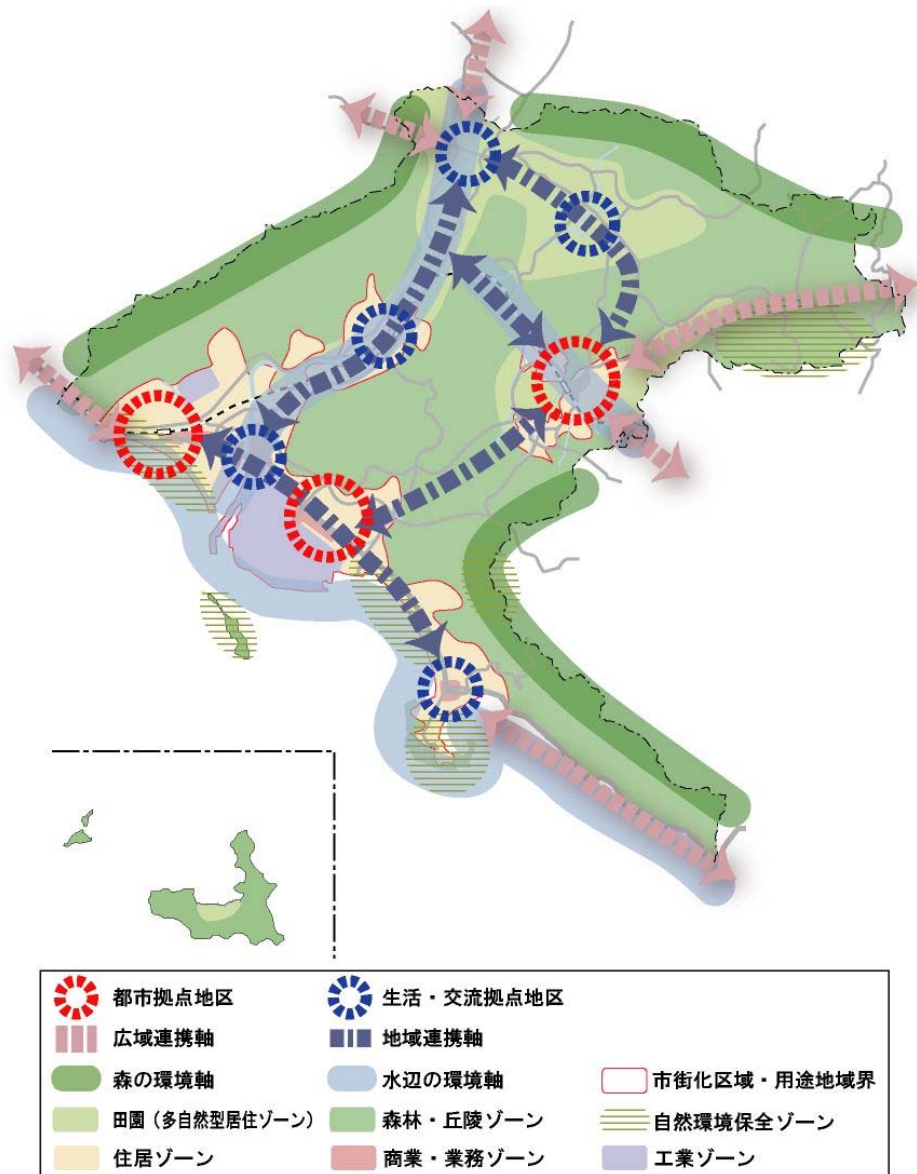
○ **森林・丘陵ゾーン**

山林や緑地などに囲まれた地域を位置付け、必要な保全を図るとともに、自然景観としての多面的な価値を創出します。

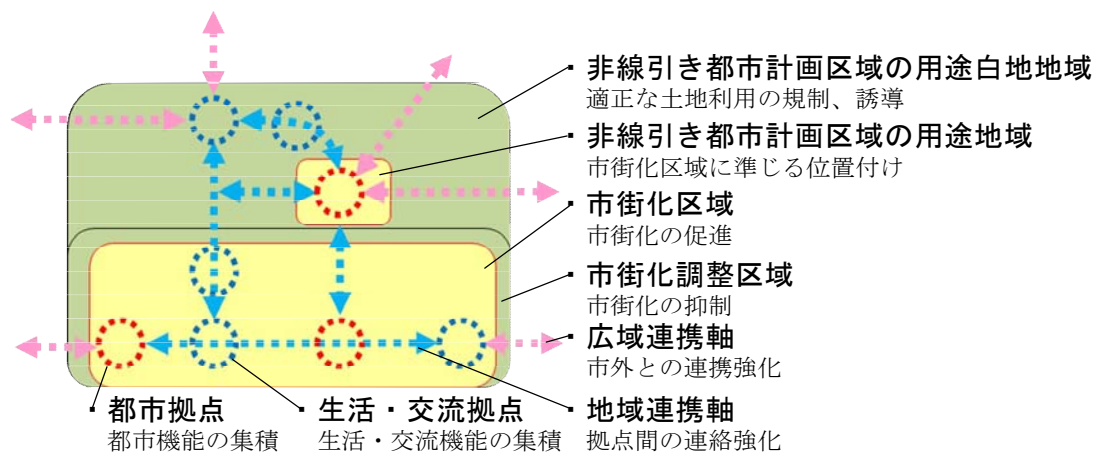
○ **自然環境保全ゾーン**

優れた自然環境に恵まれた地域を位置付け、保全・保護に努めます。

■ 将来都市構造図



■ 将来都市構造イメージ図



(3) 将来推計人口

推計値については、照査中です。

第4章 分野別の方針

1 分野別の方針の考え方

将来都市像「人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市」の実現を目指すため、5つの目標に沿って都市づくりを推進します。

都市づくりは、複数の分野の複合的な取組みを通じて達成されるものであり、効果的に実施する必要があります。

このため、将来都市像の実現を目指す5つの目標を「縦軸」に、これらを貫く各分野における方針を「横軸」に置き、将来都市像の実現に向けた方策を次のように定めます。

- ・ 土地利用の方針
- ・ 道路・交通体系の方針
- ・ 水とみどりの方針
- ・ 住環境づくりの方針
- ・ その他の施設の方針とソフト対策

■ 分野別の方針の考え方のイメージ図

将来都市像 人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市						
分野別の方針	都市づくりの目標	地域集約型都市づくり	環境共生型都市づくり	活力創出の都市づくり	安全・安心の都市づくり	良好な景観の都市づくり
	土地利用の方針					
	道路・交通体系の方針					
	水とみどりの方針					
	住環境づくりの方針					
	その他の施設の方針とソフト対策					

2 土地利用の方針

土地利用計画は、都市づくりの基礎をなす重要な制度であり、適正かつ合理的な運用により、現在及び将来のあるべき都市の方向性を明確にするものです。

本市は、離島である牛島（尾島を含みます。）を除き、周南都市計画区域と（仮称）周南東都市計画区域という規制の異なる2つの都市計画区域に属しています。このため、それぞれの趣旨に応じた一体的かつ適切な土地利用コントロールを行い、無秩序な市街地の拡大を防ぐことにより、地域ごとに集約した都市を形成します。また、農業振興地域や森林地域、自然公園区域にそれぞれ重複して指定されている地域もあることから、豊かな自然環境と共生するため、都市づくりにおいても健全な調和を図り、これらの地域を積極的に保全・保護します。

市街地においては、用途地域に代表される地域地区の制度を適切かつ効果的に活用し、産業基盤やまとまりのある商業エリアなど、都市のにぎわいや活力を生み出す空間や、快適で安心して過ごすことのできる居住スペースなどを配置します。

新たに都市計画区域に編入される小周防・立野地区においては、山林や農地に囲まれた現在の住環境を維持するとともに、生活拠点形成する観点に重点を置いた土地利用の検討を進めます。一方、都市計画区域に属さない牛島については、島の特性である貴重な自然環境の保護に努めます。

なお、山・川・海に恵まれた自然景観を守り、次世代に継承するとともに、良好な景観形成を進めるため、市民等への普及、啓発を図りながら「景観計画」を策定し、景観計画区域を定めることにより、良好な都市景観や農山村景観などの規制・誘導を図ります。

【周南都市計画区域】

周南都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）が定められています。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き、区域区分の制度に基づき、土地利用の規制を行います。

【（仮称）周南東都市計画区域】

（仮称）周南東都市計画区域は、大和都市計画区域と熊毛都市計画区域を統合し、小周防・立野地区を編入する広域の都市計画区域として、平成24年3月に指定される予定です。この区域は、無秩序な市街地が広がるおそれが少ないことから、区域区分が定められない予定です。

【都市計画区域外の区域】

牛島には、国指定天然記念物「カラスバト」が生息し、「モクゲンジ群生地」が県の自然記念物に指定されるなど、希少な動植物が生息する貴重な自然環境が形成されています。

光市の 行政区域	周南都市計画区域	市街化区域	市街地
		市街化調整区域	非市街地
	(仮称) 周南東都市計画区域	用途地域	市街地
		いわゆる用途白地地域	市街地
	都市計画区域外の区域		非市街地

(1) 市街地

【住宅地】

- 虹ヶ丘や丸山町、岩狩、千坊台、八幡団地など、高台の住宅地については、低層で良質な居住環境の誘導に努めます。
- その他の住宅地については、住宅や集合住宅など、まとまりある居住環境の形成に努めます。
- 狭隘な道路に囲まれ密集した住宅地については、土地区画整理事業や共同建替えなど、改善を図る手法について調査・研究します。
- 良好な市街地景観の形成を図るため、「景観計画」を策定し、建築物の高さや意匠などの規制・誘導について検討します。
- 「非線引き都市計画区域」の用途地域は、市街化区域に準ずる位置付けであるという認識に立ち、この地域にある住宅地については、良好な住環境の形成に努め、周辺の自然環境と共生した良好な住宅地を形成します。
- 小周防・立野地区においては、現在の住環境を維持できるよう用途地域や特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。

【商業地】

- 都市拠点であるＪＲ光駅周辺地区については、にぎわいの場を創出するため、本市の玄関口に相応しい都市機能の充実を図るとともに、白砂青松の虹ヶ浜海岸と調和した都市空間を創出するため、土地の高度利用について調査・研究を

行います。

- J R岩田駅周辺地区については、交通利便性や公共施設、医療機能等が集積する高齢者も歩いて生活できるコンパクトなまちづくりを目指し、生活に必要な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業等の実施について、調査・研究を進めます。
- 光市役所周辺地区については、各種公共施設や文教施設が集積した地区であり、市の中心として相応しい都市機能の整備と環境整備を図ります。
- 国道188号など幹線道路の沿道については、背後の住環境への影響を配慮しながら、適切な商業立地を図ります。
- 工業系の用途が定められている地域に立地している大規模小売店舗等の周辺地については、現状の土地利用や市民の動態を考慮し、用途地域の見直しの検討を進めます。
- 商業地は、建築物が比較的密集して形成されることから、防火地域又は準防火地域を定め、建築物の耐火性能を規定することにより、火災の延焼や類焼の防止を図ります。

【工業地】

- 臨海部の工業地帯については、本市の産業基盤として、引き続き、周辺地への影響に配慮しながら、継続的かつ発展的な振興を図ります。また、港湾施設の適切な管理運営を図るため、臨港地区を定めます。
- 工場と住宅地又は農地が近接又は混在している地区については、騒音や振動など、周辺の住環境などへの影響が懸念されることから、住工分離に向け、用途地域の見直しを検討します。
- 「ひかりソフトパーク」については、技術先端型や福祉・医療など、特定の業種の企業立地を促進するため、特別用途地区（特別工業地区）を定めます。
- 山陽自動車道熊毛インターチェンジに近い好条件を有する「大和工業団地」と「周防工業団地」については、さらなる工業振興を図るため、区域の拡大や新たな工業団地の可能性について調査・研究を進めるとともに、工場の立地に特化した土地利用を検討します。

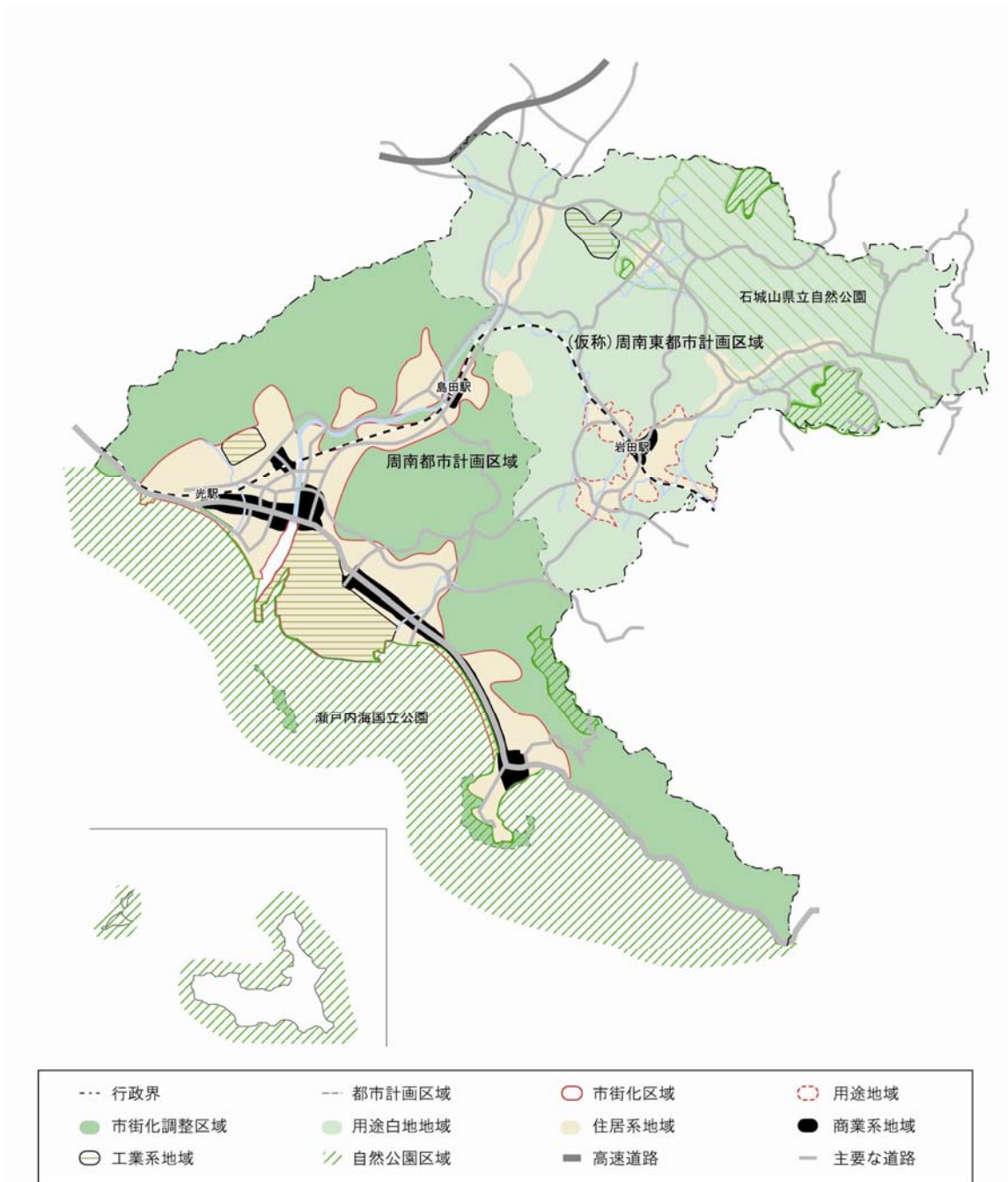
（２）非市街地

- 市街化調整区域については、法の趣旨を踏まえ、必要最低限の開発及び建築

のみを認めることとし、市街化の抑制を図ります。

- 用途白地地域のうち幹線道路の沿道においては、周辺の良い居住環境に支障を生じさせたり、ふさわしくない建築物が立地することも想定されることから、特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。
- 山林や農地を積極的に保全し、里山や田園に囲まれた現在の住環境の維持に努めます。
- 地産地消の推進や、「里の厨」を中心とした地域農業の振興対策により、農業経営の安定化を図り、まとまりのある農業環境の維持につなげます。
- 瀬戸内海国立公園や石城山県立自然公園に指定された区域については、国や県との連携の下で自然の保護に努めます。
- 小周防地区の農地については、遊水機能もあることから、治水上の観点からも積極的に保全します。

■ 土地利用方針図



3 道路・交通体系の方針

各地域に都市機能が集約された都市づくりの形成を進めるには、拠点地区と地域間を有機的に連絡する手段が必要となります。このため、地域間のネットワーク構築の基盤となる道路網のさらなる強化を目指します。また、超高齢社会への対応や、地球環境への負荷の軽減を図るためには、市民生活の利便性の向上を図る一方で、自動車に過度に依存しない都市づくりが求められることから、徒歩や自転車での移動に配慮した道路整備と併せて、バスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るなど、モビリティ・マネジメントの促進に努める必要があります。

また、国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線は、広域的なネットワークを形成する主要な幹線道路として、本市の交通体系の主軸を担うとともに、都市景観としてのシンボルにもなっています。このような幹線道路沿いの景観形成の推進に努め、良好な都市景観を創出します。一方、道路は、災害発生時に避難路や緊急輸送路としても利用される重要な防災基盤にもなることから、計画的な整備を進めます。

(1) 広域的な幹線道路

- 市民の広域的な移動や工業振興、市外や県外から本市を訪れる人々の利便性を向上させるため、山陽自動車道へのアクセス向上を目指します。地域高規格道路「周南道路」や「（仮称）光下松間道路」については、山口県の動向も踏まえ、関係市と調整を図りながら位置付けを明らかにします。
- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の早期の完成を目指し、引き続き、事業主体である山口県や関係機関との連携に努めます。
- 都市計画道路川園線については、ソフトパークから木園一丁目までの区間の早期整備を図ります。また、大方踏切の立体交差化については、周辺の開発に係る利便性に配慮し、構造の変更を検討します。
- 重大な自動車事故を防止するとともに、火災の延焼防止や地震時に建築物等が倒壊した際に通行に支障のないよう市民の避難や緊急自動車の通行に十分配慮します。
- 都市計画道路のうち長期間にわたり整備が行われていない「長期未着手都市計画道路」については、山口県が策定した「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき必要性の検証、評価を行い、廃止も視野に入れた見直しを進めます。

- 国道１８８号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線など、幹線道路沿道の良好な都市景観を創出するため、華美な屋外広告物の掲出などの規制を検討します。併せて、道路附属施設や標識類のサインを統一するなど、魅力的な都市空間の形成に努めます。また、無電柱化推進事業等の促進に努めます。
- 都市計画道路など幹線道路の街路樹については、市民力を活用し維持管理等に努めます。

（２）日常的に利用する生活道路

- 地区間や地域間を相互に連絡する生活道路については、幹線道路のバイパスとしての機能の向上をはじめ、災害や事故などの非常時における迂回路や避難路となるよう計画的な整備を進めます。
- 徒歩や自転車も安心して移動できる、すべての人にやさしい道路整備に努めるとともに、歩道における段差の解消を進め、バリアフリー化を推進します。
- 密集した住宅地や地区内の狭隘な道路については、公共施設と宅地の総合的な整備促進を図る土地区画整理事業の調査・研究を行います。

（３）その他公共交通ネットワーク

- 広域的な移動手段である鉄道の３つの駅を交通結節点に位置付け、都市拠点又は生活・交流拠点としての機能の向上を図ります。
- 市営バスや民間事業者によるバス路線については、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した体系づくりを図るため、各事業者の協力の下、路線の維持に努めます。また、地域の足となるコミュニティバスなどの導入を検討します。
- 自動車、自転車、バス、タクシー、徒歩など、交通機関相互の連携機能の強化を図るため、主要な交通結節点については、「パークアンドライド」の観点から、駐車場、自転車駐車場の整備やバス、タクシーとの接続を考慮した整備に努めます。
- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の開通後は、本市の交通体系に大きな変化が予測されることから、ＪＲ光駅北口における駅前広場の整備を検討するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、調査・研究を行います。
- 牛島航路については、島民生活の利便性や観光振興のため、維持に努めます。

■ 道路網図



4 水とみどりの方針

瀬戸内海国立公園に指定され、「日本の渚・百選」などにも選定されている室積・虹ヶ浜海岸や、多くの水鳥が飛来する島田川などの豊かな自然環境の保全・保護に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーション空間として有効的な活用を図るため、水辺の環境軸と森の環境軸を効果的につなげるネットワークを形成します。また、誰もが使える公園や緑地は、市民が充実した余暇を過ごす場であるだけでなく、環境保全や防災施設としての役割や豊かな地域づくりに資する憩いや安らぎの空間としての機能も有しているため、「緑の基本計画」を策定し、多様な視点から、緑あふれる都市づくりの方向性を明らかにします。

河川や水路については、治水上の安全性を大前提に、市民生活に潤いと癒しをもたらす身近な水辺空間の創出を図り、都市環境のシンボルとなるよう計画的な整備、改修に努めます。また、本来有している生物や植物の生息、繁殖環境も保全するため、生態系に配慮し、本市の美しい自然と調和した川づくりに努めます。

(1) 自然公園等

- 瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸や象鼻ヶ岬、千坊・大峰山等については、本市を代表する景勝地であり、保護に努めます。
- 防風林、防砂林としての機能を有する室積・虹ヶ浜海岸の松林については、積極的に保全します。
- 石城山県立自然公園については、緑豊かな自然資源が残されていることから、保護に努めます。
- 里山などを利用した環境保全型自然公園の整備を検討します。
- 貴重な自然環境を守るため特に必要があると認められる地域は、光市環境基本条例に基づき、原生自然環境保全地域や自然環境保全地域に指定し、積極的に保全します。
- 治山、治水や水源かん養など多面的な機能を有するだけでなく、森林浴など健康増進にも寄与する森林を積極的に維持します。
- 牛島については、県や市の天然記念物にも指定されている「モクゲンジ群生地」や「タブノキ」など、貴重で豊かな自然が多く残されていることから、保護に努めます。

（２）都市公園・都市緑地等

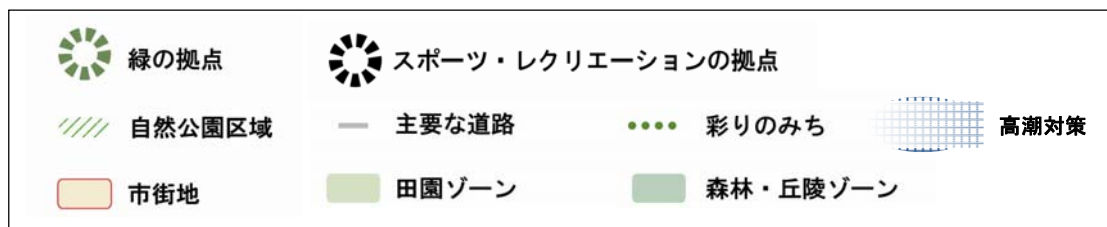
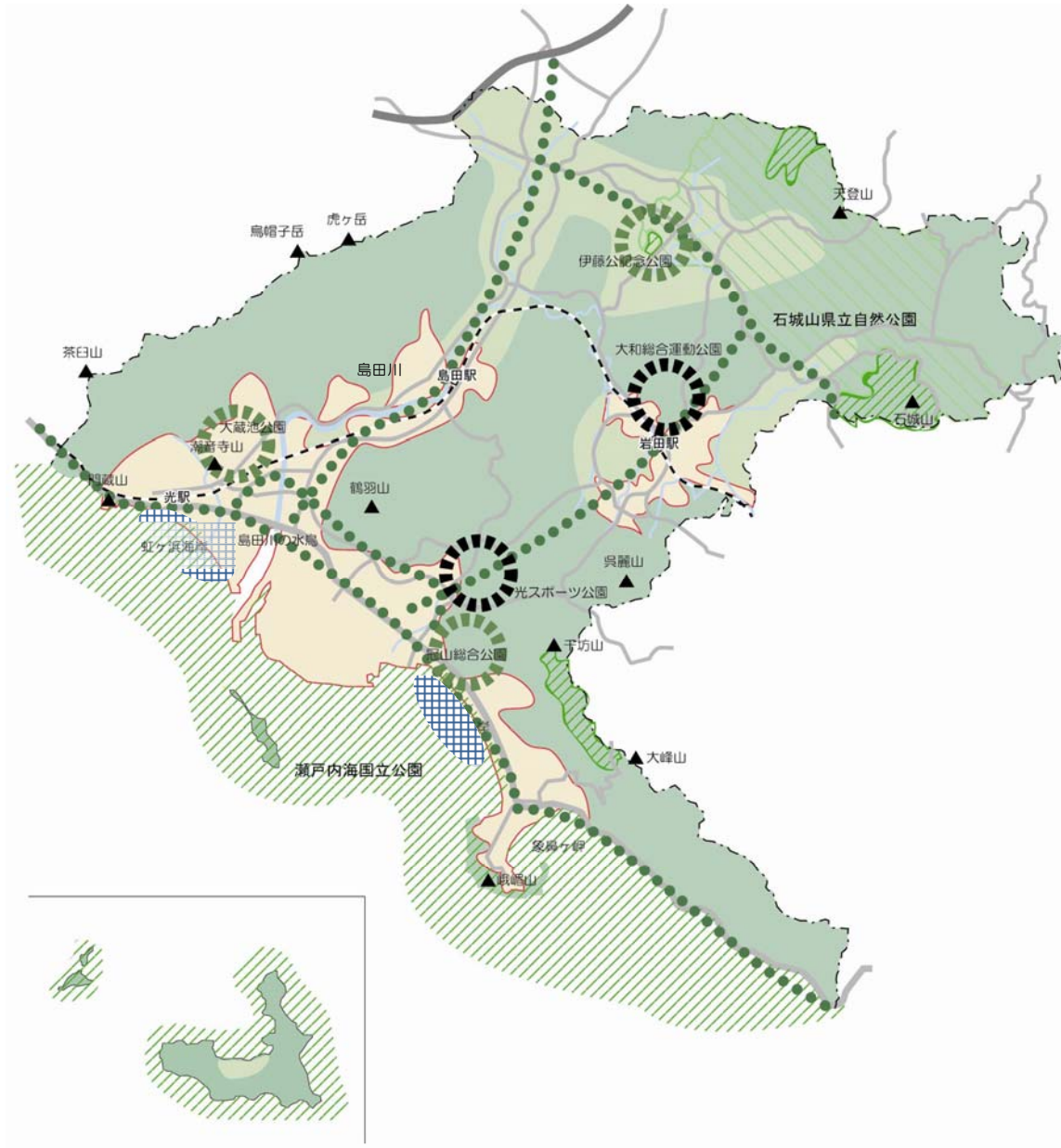
- 光スポーツ公園と大和総合運動公園については、広域的な競技会や市民スポーツなどの利用ニーズも踏まえ、機能の向上に努めます。
- 冠山総合公園は、本市の重要な観光資源でもあることから、交流活動のさらなる活性化が図られるよう、機能の充実に努めます。
- 都市公園や都市緑地は、災害時に避難場所としても活用されることから、適切な設置及び維持管理を行います。
- 市街地の公園や広場は、火災の延焼を防止する機能も有することから、適切な設置を促進します。
- 工場等の周辺に設置された緑地は、都市景観の向上に寄与するだけでなく、公害の緩和や災害の防止等、周辺地との遮断や緩衝の役割を有しているため、積極的な保全を促進します。
- 街区公園、近隣公園をはじめ、身近な公園や広場については、遊具等施設の適切なリニューアルを行うとともに、段差の解消やベンチの設置などを進め、誰もが安全で使いやすいよう質の向上を図ります。
- 冠山総合公園で開催されている「梅まつり」や「ばら祭」など各種まつりやイベントは、市内外から多くの来園者があり、交流人口の増加につながることから継続的な開催に努めます。
- 「花壇コンクール」や「緑花ボランティア」活動、「アダプト・プログラム（里親制度）」などをはじめ、市民や事業者が気軽に参加しやすい緑化活動を推進します。

（３）河川・海岸等

- 山口県が管理する二級河川島田川については、「島田川水系河川整備計画」に基づき、治水効果の早期発現に向け整備を進めます。また、定期的な浚渫に努め、流水を阻害することのないようにします。
- その他の河川や排水路についても、市民生活の安全を図るため、計画的な整備を進めます。
- 河川が本来有している生物の生息や生育などの機能を活かすため、生態系に配慮した多自然川づくりに努めます。
- 高潮や波浪による被害から市民の生命や財産を守るため、室積・虹ヶ浜海岸で自然景観に配慮した高潮対策を進めます。

- 自然災害に強い安全な漁港施設の強化を図るため、漁港整備事業の効果的な実施に努めます。
- 津波対策については、国や県の動向を注視しながら、本市の方向性を整理します。
- 砂防指定地などにおいて、土砂災害の防止を図る施設の設置に努めます。

■ 水とみどりの方針図



※ 「彩りのみち」は、「光市緑の基本計画」に位置付ける彩りとにぎわいの創出を図る道路のことです。

5 住環境づくりの方針

瀬戸内特有の温暖な気候に恵まれた本市は、燦々と降り注ぐ太陽の下、天然の優れた住環境を有しているといえます。こうした特性に加え、都市づくりの観点から、都市拠点や生活拠点への居住機能やコミュニティ機能の集積を図り、日常生活の利便性の向上を目指します。このため、狭隘な道路に囲まれるなど密集した住宅地については、防災上の観点からもその改善に努めるなど、安心して住み続けられる住環境の形成に努めます。また、住宅地における良好な町並み形成を進めるため、良好な景観を阻害する要因の改善を図ります。

さらに、快適な暮らしを支える上・下水道の着実な整備を進めるとともに、公共用水域の水質保全に努めるなど、住環境の質的向上を図ります。

一方、地域コミュニティの衰退が懸念される中山間地域の集落等においては、持続的な活動が可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。また、恵まれた自然環境と人の営みとの共生を進め、良好な農山村景観の維持に努めます。

(1) 住まいづくり

- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線の整備に合わせて施行されている光虹ヶ丘西土地区画整理事業については、早期の完成を目指し、良好な住宅地の形成に努めます。
- 密集した市街地等における火災の延焼の防止を図るため、住宅の不燃化の促進に努めるとともに、緊急自動車の通行なども考慮し、道路など公共施設と宅地を一体に整備する土地区画整理事業などについて、調査・研究を行います。
- 地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、民間（個人）所有の建築物の耐震化を促進します。
- 個人住宅のバリアフリー化や多世代同居・近居のための増改築などを促進します。
- 市営住宅の延命化の方策や建替え等を計画的に進めるため、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な管理や改修を行います。
- 良好な市街地景観の形成のため、住宅地における景観づくりに取り組みます。
- 地区単位で魅力ある住宅地を創出し、地区住民に愛されるまちづくりを進めるため、「地区計画」の策定について調査・研究します。

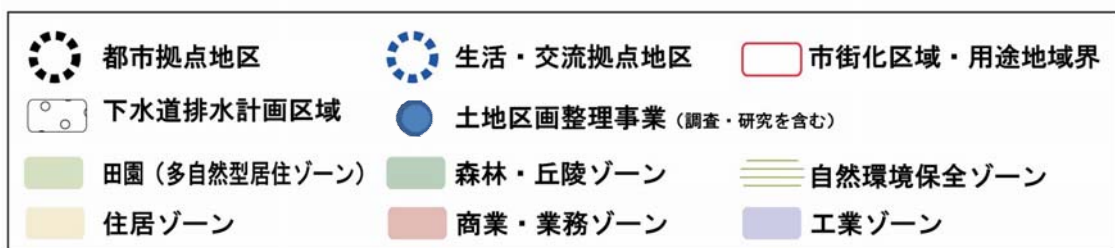
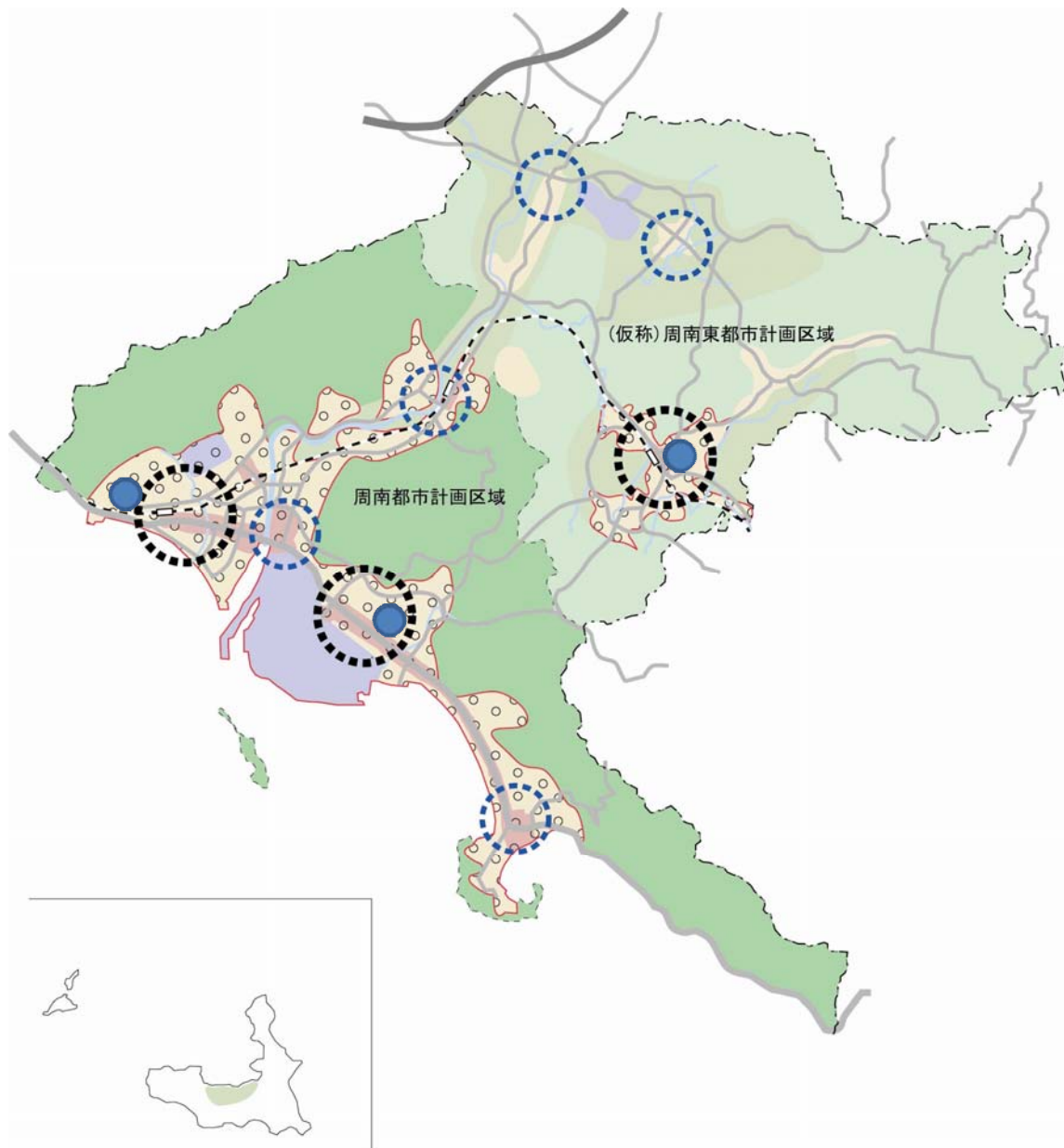
（２）上水道

- 安全でおいしい水を市民に安定的に供給するため、老朽管の更新を推進するなど、適切な維持管理に努めます。また、地震や風水害など災害に強い施設整備を進め、ライフラインの確保を図ります。
- 水道事業の基幹施設である各種浄水施設の耐震化を図ります。
- 未給水地域での配水施設整備を行い、水の安定給水を図ります。
- 牛島簡易水道については、引き続き、適切な維持管理や老朽管の更新を行い、水の安定供給に努めます。

（３）下水道

- 海や河川など公共用水域の良好な水質を保全するとともに、生活環境の向上を図るため、「山口県污水处理施設整備基本構想」等に基づき、公共下水道の整備や浄化槽設置の促進を図ります。
- 公共下水道については、整備の遅れている室積地区を中心に推進を図ります。
- 限られた財源の中で、計画的な整備に努め、着実に普及率及び污水处理普及率の向上を目指します。

■ 住環境方針図



6 その他の施設の方針とソフト対策

その他の公共施設等についても、多くの市民が安心して利用できるよう、誰もが使いやすい施設整備に努めます。また、整備にあたっては、自然エネルギーの導入を図るなど、環境にやさしい施設となるよう配慮するとともに、地域の「顔」にもなるような景観づくりを行います。

市庁舎をはじめとする公共施設については、耐震化を推進するとともに、適正な配置のあり方や維持管理に要するコスト等を勘案した上で、施設の統廃合を進めます。また、点在する文化施設は、市内外から多くの来訪者があり、交流人口の増加が期待できることから、積極的な文化活動や情報発信により、にぎわいを創出します。

なお、市民生活に不可欠な環境、衛生関係施設等については、広域的な連携の下で適切に配置します。

一方、災害への備えに関しては、ハード整備だけでなく、ソフト面の充実も求められています。このため、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考えの下、自主防災組織の設置や災害ボランティアの育成など、「自助」や「互助」、「共助」の視点から、地域の防災力の向上と市民の防災意識の高揚を図ります。同様に、地域コミュニティの育成や景観まちづくりの推進においても、人づくりを通じたソフト面の取組みが不可欠であり、ハード整備に合わせた効果的な実施を展開します。

(1) 公共施設等

- 市がこれまでに整備した公共施設の多くで老朽化が進んでいることから、適切な維持管理の下、長寿命化を図ります。また、公共施設の適切な配置や維持管理のあり方についての最適化を図ります。
- 市庁舎や小・中学校、保育園などの公共施設の耐震化を推進します。
- 公共施設の整備にあたっては、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど自然エネルギーの積極的な導入や省エネルギーに努めるとともに、民間等へ普及啓発を図ります。
- 公共施設の整備にあたっては、施設敷地や周辺に積極的な緑化を行い、環境共生まちづくりのモデルとなる空間づくりを図ります。また、地域のシンボルとなるよう景観形成に配慮します。
- 防災行政無線を整備し、災害情報や緊急情報を速やかに発信することにより、市民の初期避難を誘導します。

- 老朽化した公民館の建替え時には、共創と協働による地域住民の主体的な参画の下、地域コミュニティの核や災害時の避難施設となるコミュニティセンターの整備を進めます。
- 公共施設等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化を図るなど、誰もが使いやすい施設整備を行います。

（２）ごみ処理場など

- 可燃ごみや不燃ごみの処理場、火葬場については、下松市をはじめとする近隣自治体と共同し、適切な配置に努めます。また、汚物処理場については、計画的な維持管理に努めます。

（３）墓園

- 西部墓園や大和あじさい苑については、需要を的確に捉え、適正な整備に努めます。

（４）ソフト対策

- 人口減少が続く地域社会において、市民自らが活躍し、暮らしやすいまちを形成するため、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築し、市民活動の支援に努めます。
- 自分の身は自分で守るという「自助」、地域のことは地域で守るという「互助」の意識を多くの市民が共有し、市民の防災意識の向上や醸成を図るため、積極的な情報発信等に努め、災害発生時に市民一人ひとりが「何をすべきか」を迅速かつ的確に判断でき、行動できるよう防災知識の普及・啓発を進めます。
- 高齢者や障害者、乳幼児等の災害時要援護者の避難援助の体制を構築するとともに、自主防災組織等の育成・支援を進めます。
- ハザードマップや防災ガイドブックなどを作成し、情報発信に努めるとともに、定期的に内容を更新するなど、情報精度の充実に努めます。
- 良好な景観形成に関する市民や事業者等の理解と認識を深め、魅力的なまちづくりを推進するため、景観まちづくりに関する教育や学習の推進に努めるとともに、市民等が行う良好な景観の形成に関する自発的な活動が促進されるために必要な措置を講じるよう努めるなど、「景観条例」の理念に沿って、市民

等との協働を積極的に推進し、良好な景観形成に関する普及・啓発を図ります。

- 良好な景観形成の普及・啓発の取組みを継続的に実施し、市民等の景観形成に関する意識の向上を図りながら、「景観計画」を策定します。

将来都市像 人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市					
都市づくりの目標					
分野別の方針					
土地利用 道路・ 交通体系	地域集約型 都市づくり	環境共生型 都市づくり	活力創出の 都市づくり	安全・安心の 都市づくり	良好な景観の 都市づくり
	- 無秩序な市街化防止 - 実情に応じた土地利用	- 農地・森林の保全 - 自然公園区域の保護	- 工業団地の振興 - 都市拠点地区におけるにぎわいの創出	住工混在の解消	景観計画の策定
	道路整備によるネットワーク機能強化	- 公共交通機関の充実 - 徒歩や自転車への配慮	広域的な幹線道路の整備	- 避難路や輸送路となる道路の整備 - 歩道等のバリアフリー化	- 景観シンボルとなる道づくり - 標識などサインの統一
	憩いの空間の確保	- 環境保全地域の保全 - 環境保全型自然公園の整備	冠山総合公園でのイベントの開催	- 治水対策の充実 - 避難場所となる公園の整備	地域シンボルとなる空間の創出
	都市拠点、生活拠点の推進	公共用水域の水質保全のため、下水道の整備促進	地域コミュニティの維持	- 住宅の耐震化 - 密集した住宅地の改善	市街地景観の形成や農山村景観の維持
その他の施設とソフト対策	コミュニティセンターの整備	公共施設への自然エネルギー導入	- 観光施設や文化施設の活用 - 地域コミュニティ醸成の仕組み	- 公共施設の耐震化 - 防災行政無線の整備	- 地域のシンボルとなる施設の整備 - 景観まちづくり学習・教育

第5章 地域別構想

1 地域別構想の考え方

(1) 地域別構想の目的

地域別構想は、分野別の方針に沿った都市づくりを各地域で推進していく上での指針となるものです。将来都市像の実現のため、各地域の特性や課題に応じ、様々な取組みを計画的に展開していきます。

(2) 地域の設定

「新市建設計画」や「総合計画」において設定した、東部地域、西部地域、南部地域、北部地域の4つの地域に分け、各地域の都市づくりの方針を示します。

東部地域	岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野
西部地域	浅江・島田（中島田を含む）地区
南部地域	室積・光井地区
北部地域	三井・周防・上島田地区



(3) 地域別構想の構成

各地域の都市づくりの方針について、次の項目により取りまとめます。

① 地域の特性と課題

② 地域の都市づくりに関する住民意向

市民アンケート調査、中学生アンケート調査の地域別の集計や、平成23年度に各地域で開催した「地域別まちづくり・きらめきワークショップ（以下「地域別ワークショップ」といいます。）」で出された意見から、地域住民の意向を取りまとめます。

③ 地域の都市づくりの方針

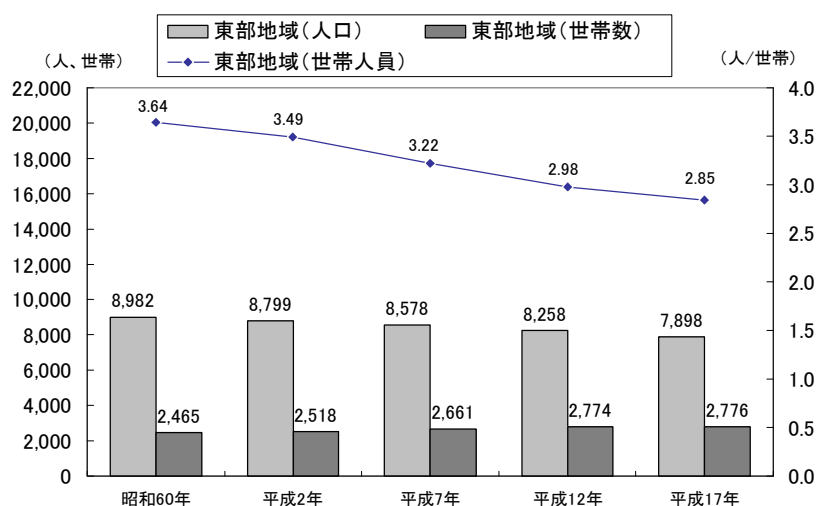
各地域の特性を踏まえ、課題を解決する取組みの方針について、「都市づくりの方針」で示した5つの分野ごとに整理します。

2 東部地域

(1) 東部地域の特性と課題

- JR岩田駅を中心とするエリアに市街地が形成されており、光市役所大和支所や大和総合病院、老人保健施設、郵便局、駐在所などの公共機関や医療機関が立地しています。人口減少や高齢化が進む中、交通拠点としての駅やその周辺の生活の利便性を活かし、コンパクトな市街地形成による拠点性の向上が求められます。
- 周辺部の地域は、石城山県立自然公園に指定されている区域や優良な農地に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれています。集落では、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、後継者や担い手不足により、農地や山林の荒廃につながることを懸念されます。持続的な住宅地・集落の形成に向けた地域コミュニティや農業環境の維持・保全が求められます。
- 石城山神籠石や伊藤公記念公園は、地域の誇る歴史・文化資源として周辺の自然環境とともに保全するとともに、地域の活性化に向けた活用が求められます。

■ 人口・世帯数等の推移



出典：国勢調査

(2) 東部地域の都市づくりに関する住民意向

道路をはじめとする公共施設の使いやすさや、災害に強い都市づくりが求められています。地域の中学生は、自然環境やまちの景観を重視した都市づくりを望んでいます。

また、道路整備や買物の利便性、防災・防犯対策において、重点的な改善が求められており、特に生活道路や歩道の整備、避難場所の耐震化が、優先度が高い取組みとして挙げられます。

○ 市民アンケート調査、中学生アンケート調査における意見

【満足度と重要度の相関】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
重点改善領域に分類された取組み	- 道路の通行しやすさ（自動車・バイク・自転車） - 買物の便利さ - 幅員の狭い道路の整備 - 高齢者・障害者の生活のしやすさ - 土砂災害・風水害対策 - まちの防犯対策	- 道路の通行しやすさ（自転車に乗るとき） - 買物の便利さ - 大地震のときの災害を防ぐ対策 - 大雨や台風のとくに洪水や土砂崩れなどを防ぐ対策 - まちの防犯対策
重点維持領域に分類された取組み	- 騒音・振動・悪臭などの公害対策 - 大気汚染・水質汚濁の防止 - ごみのリサイクル化などの取組み	- 森林や海岸など自然の環境を守ること - 寺や神社の境内地の森を守ること

【今後、重点的に取り組むべきもの】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
第1位	高齢者・障害者の生活のしやすさ	道路の通行しやすさ（自転車に乗るとき）
第2位	道路の通行しやすさ（自動車・バイク・自転車）	買物の便利さ
第3位	- 買物の便利さ - 幅員の狭い道路の整備 - 子育て環境の充実	- お年寄りや障害のある人の生活のしやすさ - 大地震のときの災害を防ぐ対策

		策 ・ 大雨や台風のときに洪水や土砂崩れなどを防ぐ対策
--	--	--------------------------------

○ 地域別ワークショップにおける意見

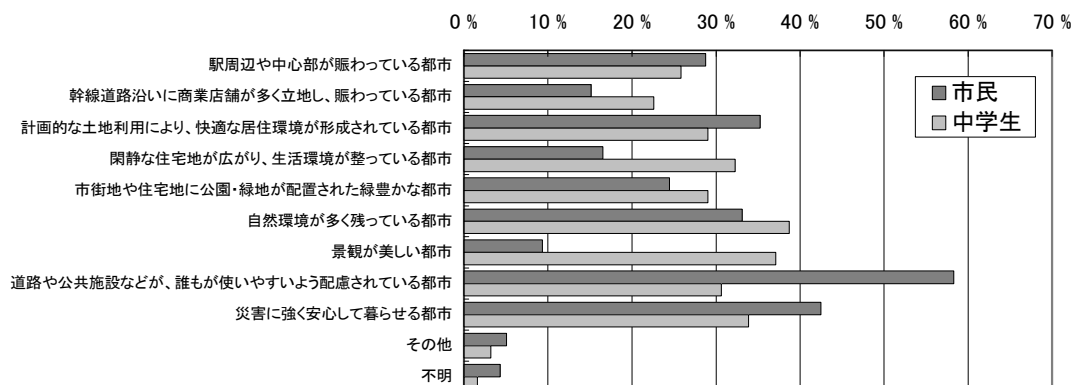
【地域の問題点・困っているところ】

	グループ 1	グループ 2	グループ 3
第 1 位	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 土砂災害・風水害対策	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ
第 2 位	・ 道路（歩道）の歩きやすさ	・ 地震防災対策	・ 駅周辺や市街地の都市景観の美しさ
第 3 位	・ 買物の便利さ	・ 子育て環境の充実	・ 買物の便利さ

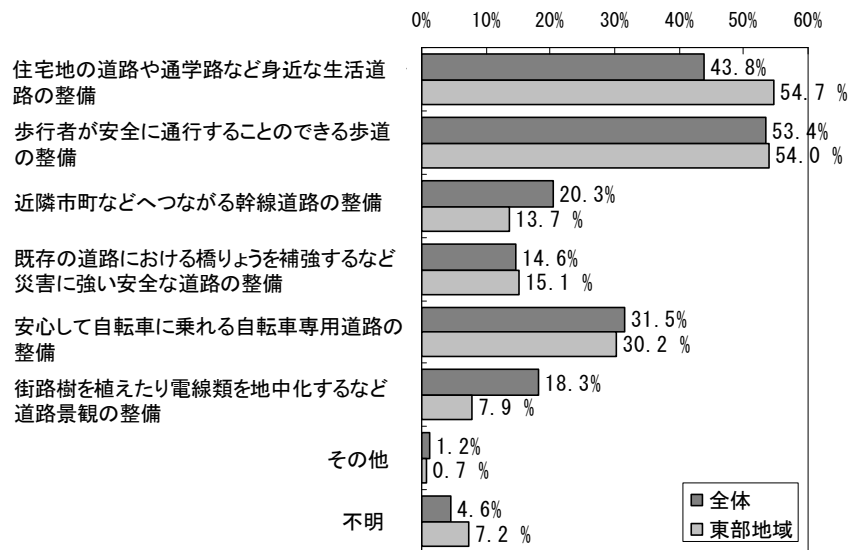
【地域のお宝・優れているところ】

	グループ 1	グループ 2	グループ 3
第 1 位	・ ごみのリサイクル化などの取組み	・ ごみのリサイクル化などの取組み	・ バスや鉄道の利用しやすさ
第 2 位	・ 寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全	・ 広域（市外）へのアクセスのしやすさ	・ 中山間地に広がる田園景観の保全
第 3 位	・ スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備・充実	・ スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備・充実	・ スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備・充実

【光市の将来の姿】



【道路の整備に関して、優先度が高い取組み】



(3) 東部地域の都市づくりの方針

J R岩田駅周辺地区での土地区画整理事業を調査・研究するとともに、生活機能の集約により、便利で住みやすいコンパクトなまちを目指します。また、周辺部の石城山県立自然公園や豊かな農地の保全・保護に努め、緑豊かな田園景観と共生した都市づくりを進めます。

① 土地利用の方針

- J R岩田駅周辺地区においては、宅地の利用増進や公共施設の再配置を念頭に、土地の有効利用を図るとともに、生活に必要な機能の集積を図ります。
- 岩田地区の工業地については、周辺の住環境に配慮した制限を行うため、特別用途地区（特別工業地区）を定めます。
- 「大和工業団地」については、区域の拡大等による「周防工業団地」との一体的な利用について調査・研究を進めます。また、用途地域や特定用途制限地域などにより工場の立地に特化した土地利用を検討します。
- 用途白地地域のうち、特に幹線道路の沿道においては、現在の居住環境を維持するため、特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。
- 農業振興拠点施設「里の厨」や伊藤公記念公園を中心とした地区については、生活・交流拠点として、にぎわいの創出に努めます。
- 農業の振興を図るため、農地を積極的に保全します。
- 石城山県立自然公園の特別地域においては、緑豊かな自然の保護に努めます。

す。

② 道路・交通体系の方針

- 都市拠点地区である岩田駅周辺地区と他の拠点地区等との円滑な移動に資するとともに、地域の骨格を形成する道路整備のあり方について、調査・研究します。
- J R岩田駅周辺地区において快適で便利なまちづくりを進めるため、歩道と車道の分離や道路照明灯の設置など安全対策に努めます。
- 伊藤公記念公園へのアクセス向上を図るため、主要地方道光上関線と一般県道東荷一ノ瀬線の拡幅を進めます。
- 集落間を連絡する道路の整備に努めます。
- J R岩田駅の利活用について、調査・研究します。
- J R岩田駅の交通結節機能の強化と周辺地区との連絡強化のため、自転車駐車場の整備や公共交通ネットワークの充実に努めます。
- J R岩田駅周辺地区や伊藤公記念公園付近においては、市街地景観や田園景観に配慮した道路附属施設の設置に努めます。
- 来訪者等の利便性を高めるため、自然環境に配慮した一般県道石城山公園線の整備に努めます。

③ 水とみどりの方針

- 地域のシンボルとなっている石城山の緑を積極的に保全します。
- 大和総合運動公園については、広域的な利用の促進のため、魅力ある公園づくりを進めます。
- 東荷川や溝呂井川、田布施川の治水対策を計画的に実施するとともに、水辺環境を保全し、ホタルや野鳥などの生態系を保全します。
- 伊藤公記念公園や石城山神籠石など豊富な歴史文化や資源を活用した交流人口の増加を図ります。
- 横尾川をはじめとする砂防指定地を中心に、土砂災害など自然災害の対策を進めます。

④ 住環境づくりの方針

- J R岩田駅周辺地区では、土地区画整理事業など道路と宅地を一体とした

面的な整備の実施について、調査・研究に努めます。

- 用途地域の定められた地域については、周辺の景観に配慮した良好な住宅地の景観形成に努めます。
- 市営溝呂井住宅については、コンパクトなまちづくりの視点も踏まえ整備の方向性を検討します。
- 東荷地区など未給水地域での配水施設整備を行い、水道の安定給水を図ります。
- 適切な汚水処理を行うため、公共下水道の整備や浄化槽の設置を促進します。
- 用途白地地域の集落においては、良好な農山村景観に配慮した低層な住環境づくりを進めます。

⑤ その他の施設の方針

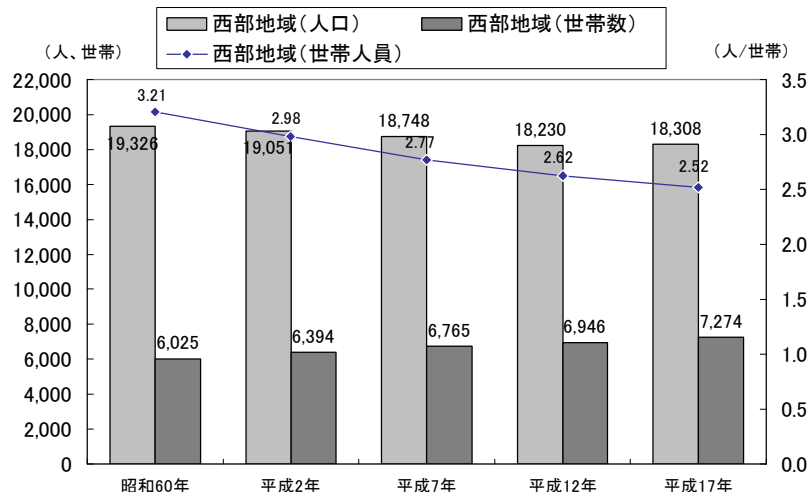
- J R岩田駅周辺の公共施設の建替えにあたっては、再配置を検討します。
- 小・中学校や保育園については、計画的に耐震化を進めます。
- 周南東部環境施設組合のリサイクルセンターと埋立処理場については、適切な運営に努めます。

3 西部地域

(1) 西部地域の特性と課題

- 本市の玄関口であるＪＲ光駅や国道１８８号沿道の市街地には、商業機能や光総合病院などの公共施設等が集積しています。都市拠点としての駅周辺地区に都市機能の集積を図り、都市のにぎわいと生活の利便性を兼ね備えた向上が求められます。
- 白砂青松の虹ヶ浜海岸は、市街地に近接してまとまりのある自然環境を有しています。また、中心部を流れる島田川の河口部に、市街地が形成されています。自然環境を保全するとともに、健康づくりと防災対策にも配慮した都市づくりが求められます。
- 市街地周辺には虹ヶ丘などの住宅団地が立地しており、利便性の高い住宅地を形成しています。また、幹線道路の背後地には低層住宅地が広がり、その周辺は自然環境に囲まれた良好な住宅地が形成されています。
- 国道１８８号沿道において、産業と住宅が混在している地域がみられます。また、市街地周辺の住宅地においては、自然環境と共生した良好な低層住宅地の維持が求められます。

■ 人口・世帯数等の推移



出典：国勢調査

(2) 西部地域の都市づくりに関する住民意向

災害に強い都市づくりや公共施設等の使いやすさが求められており、地域の中学生は、まちの景観や中心部のにぎわいを重視した都市づくりを望んでいます。

また、高齢者や障害者の生活のしやすさや、防災・防犯対策において、重点的な改善が求められています。

なお、商業地の土地利用の方向性について、駅周辺など中心部の求心力を高める人の割合が他の地域より高くなっているほか、良好な住環境等を守るため、建物の種類や高さを制限することが望ましいと考える人の割合も多くなっています。

○ 市民アンケート調査、中学生アンケート調査における意見

【満足度と重要度の相関】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
重点改善領域に分類された取組み	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ ・ 地震防災対策 ・ 土砂災害・風水害対策 ・ まちの防犯対策 ・ 身近にある子どもの遊び場の整備・充実	・ 大地震のときの災害を防ぐ対策 ・ 大雨や台風のときに洪水や土砂崩れなどを防ぐ対策 ・ 避難場所・避難路の分かりやすさ ・ まちの防犯対策 ・ 地球温暖化を防ぐため温室効果ガスの排出の抑制
重点維持領域に分類された取組み	・ 買物の便利さ ・ 上水道や給水施設の整備 ・ 下水道や浄化槽の整備 ・ 大気汚染・水質汚濁の防止 ・ ごみのリサイクル化などの取組み	・ 道路（歩道）の歩きやすさ ・ ごみのリサイクル化などの取組み ・ 森林や海岸など自然の環境を守ること

【今後、重点的に取り組むべきもの】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
第1位	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 大地震のときの災害を防ぐ対策
第2位	・ 身近にある子どもの遊び場の	・ 地球温暖化を防ぐため温室効

	整備・充実	果ガスの排出の抑制
第3位	・ 子育て環境の充実	・ お年寄りや障害のある人の生活のしやすさ

○ 地域別ワークショップにおける意見

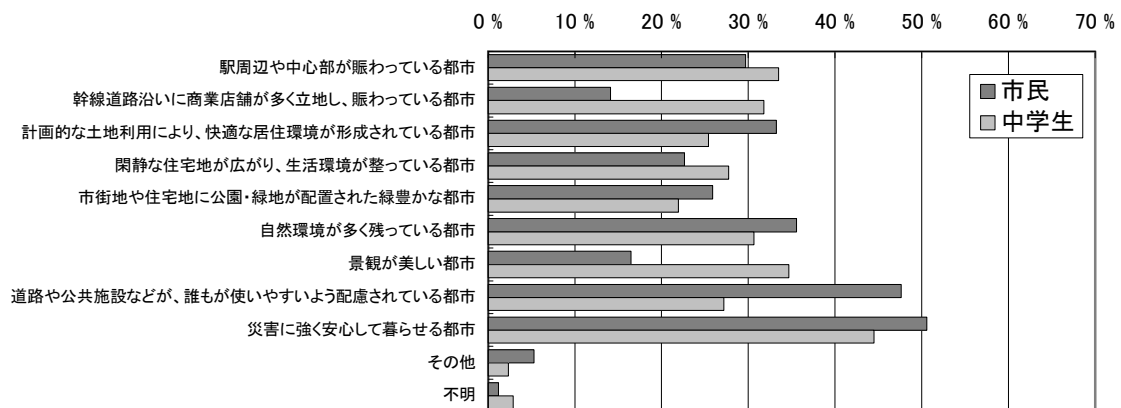
【地域の問題点・困っているところ】

	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
第1位	・ 幅員の狭い道路の整備	・ 土砂災害・風水害対策	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ
第2位	・ 身近にある子どもの遊び場の整備・充実	・ 道路（歩道）の歩きやすさ	・ 地震防災対策	・ その他（島田川のアシの繁茂）
第3位	・ 広域（市外）へのアクセスのしやすさ	・ 避難場所・避難路の分かりやすさ	・ 広域（市外）へのアクセスのしやすさ	・ 駅周辺や市街地の都市景観の美しさ

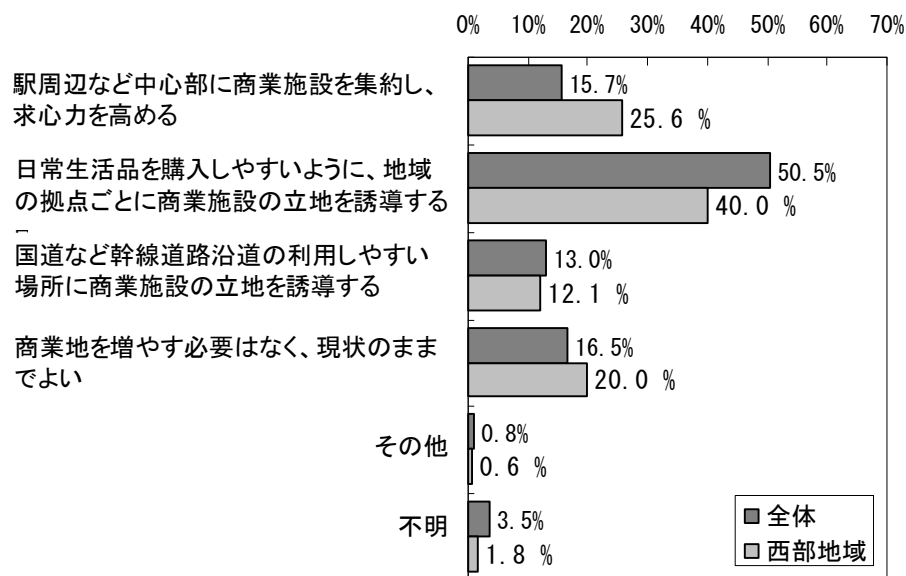
【地域のお宝・優れているところ】

	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
第1位	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 森林や海岸などの自然環境の保全	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ
第2位	・ 動植物などの多様な生物との共生	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 上水道や給水施設の整備	・ 上水道や給水施設の整備
第3位	・ 子育て環境の充実	・ 買物の便利さ	・ 森林や海岸などの自然環境の保全	・ 森林や海岸などの自然環境の保全

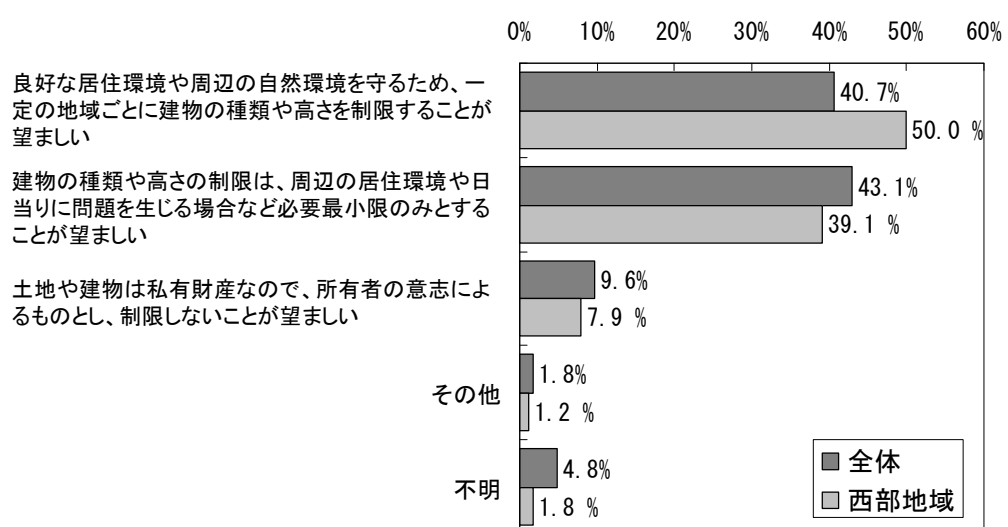
【光市の将来の姿】



【商業地の今後の土地利用のあり方として、望ましい方向性】



【土地利用の制限について、良好な居住環境を形成するために重要なこと】



(3) 西部地域の都市づくりの方針

都市拠点に位置付けたＪＲ光駅周辺地区への都市機能の形成を目指します。また、島田市地区においても商業機能を維持するとともに、交流の場づくりを進めます。

美しい自然海岸が残されている虹ヶ浜海岸や島田川の自然環境を守り、市民とのふれあいの場や広域的な利用促進を目指します。市街地や住宅地における自然エネルギーの導入、自然環境との共生により、地球環境に配慮した地域づくりを目指します。市街地周辺の利便性を活かした居住空間を維持し、自然と共生した良好な住宅地の形成を目指します。

① 土地利用の方針

- 都市拠点であり、交通結節点でもあるＪＲ光駅周辺地区については、にぎわいの場を創出するための、土地の高度利用化について調査・研究します。
- 浅江地区の国道１８８号沿道の用途地域については、実情に応じた見直しを検討します。
- 島田地区については、にぎわいのある商業地域として活性化を図ります。
- 宮ノ下町や木園一丁目、浅江五丁目の工業系の用途地域が定められている地域については、商業施設の立地や市民の動態などの観点から見直しを検討します。
- 「ひかりソフトパーク」については、周辺の住環境に配慮した特別用途地区（特別工業地区）を定め、企業誘致を推進します。
- 無秩序な市街化を防ぐため、市街化調整区域においては、建築や開発を抑制します。

② 道路・交通体系の方針

- 都市計画道路瀬戸風線及び虹ヶ丘森ヶ峠線については、早期の完成を目指します。
- 沿道で宅地開発が進行しつつある都市計画道路原線の整備に努めます。
- 郊外と市中心部を連絡する幹線道路である都市計画道路島田市島田駅前線については、交通安全対策上からも早期の整備に努めます。
- 国道１８８号沿道など幹線道路において、良好な市街地景観の創出のため、屋外広告物の独自の規制について、検討します。

- 長期間にわたって整備されていない都市計画道路川園線の国道 188 号以南の区間について、必要性を検討します。
- 都市計画道路花園大平線については、経路の変更を検討します。
- 浅江地区を横断する新たな道路整備を検討します。
- JR 光駅駐車場を機械化し、交通結節点としての機能と利便性の向上を図ります。

③ 水とみどりの方針

- 防風林、防砂林としての機能を有する虹ヶ浜海岸や虹ヶ浜西緑地の松林については、積極的に保全します。
- 島田川の定期的な浚渫の実施に努め、治水上の安全を確保します。また、水鳥など多様な動植物の生息や繁殖に配慮した川づくりに努めます。
- 浅江地区の排水対策について、調査・研究します。
- 大蔵池公園の適切な管理に努め、利用促進を図ります。
- 潮音寺山や門蔵山については、環境保全型自然公園として整備を検討します。
- 浅江神社は自然環境保全地域に指定されており、積極的に保全します。
- 鶴羽山や茶臼山については、地域のシンボルとして、保全に努めます。
- 工場敷地内の緑化や緩衝の役割を有する緑地の維持促進に努めます。
- 瀬戸内海国立公園に指定されている虹ヶ浜海岸については、白砂青松の砂浜や松林の保護に努めます。また、美しい自然景観に配慮した高潮対策を促進します。

④ 住環境づくりの方針

- 都市計画道路瀬戸風線と虹ヶ丘森ヶ峠線の整備に関連した光虹ヶ丘西土地区画整理事業については、早期完成に努めます。
- 恵まれた自然環境や住環境に配慮した景観形成に努めます。
- 虹ヶ浜海岸に近接する住宅地については、良好な自然景観と調和した居住景観の創出に努めます。
- 適切な汚水処理を行うため、公共下水道の整備や浄化槽の設置を促進します。

⑤ その他の施設の方針

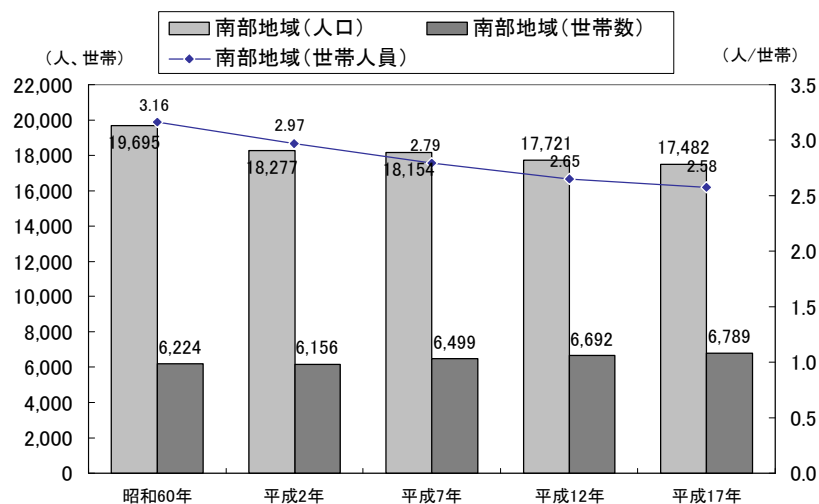
- 市民ホールについては、優れた文化・芸能活動等に親しむことのできる施設として、良好な維持に努めます。
- 地域づくり支援センターについては、市民参画による地域活動の拠点として、機能の充実に努めます。

4 南部地域

(1) 南部地域の特性と課題

- 室積地区は、歴史的な町並みや資源が残る一方で、木造住宅や狭隘道路による密集した住宅地が形成されており、歴史・文化資源の保全とともに密集住宅地の改善が求められます。アンケート調査においても、歩行者のための道路整備や高齢者等の生活のしやすさが求められており、安全な地域づくりに向けた改善が求められます。
- 室積海岸や峨嵋山などの地域を特徴付ける自然資源、山並みや棚田などの山林・農地を保全するとともに、地域の活性化や生業として活用していくことが必要です。また、大規模な緑地の拠点である冠山総合公園やコバルトラインを活用し、地域内の自然環境を有機的なネットワークを形成することで、地域が一体となった自然資源の保全・活用が求められます。
- 市街地や鉄道駅から離れていることから、公共交通や買物などの生活利便性が求められます。伊保木地区などの集落地では人口減少・高齢化が進んでおり、高齢者等の生活のしやすさとともに、地域コミュニティの維持が求められます。アンケート調査においても、交通や買物の利便性向上に向けた改善が求められています。
- 光井地区は、市役所や警察署など公共機関が集積する行政の拠点であるとともに、光スポーツ公園や山口県スポーツ交流村といった豊かで健やかな暮らしの土台をつくるスポーツとレクリエーションの拠点でもあります。市民の安らぎ空間のますますの充実とともに、海と山に挟まれた細長い地域であることから、自然災害の脅威を防ぐ安全なまちをつくることが求められています。

■ 人口・世帯数等の推移



（２）南部地域の都市づくりに関する住民意向

災害に強い都市づくりや公共施設等の使いやすさが求められており、地域の中学生は、商業立地によるにぎわいや景観が美しい都市づくりを求めています。交通や買物の利便性、高齢者等の生活しやすさ、防災・防犯においては重点的な改善が求められており、特に歩道の整備、避難場所の耐震化が、優先度が高い取り組みとしてあげられます。

○ 市民アンケート調査、中学生アンケート調査における意見

【満足度と重要度の相関】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
重点改善領域に分類された取り組み	・ バスや鉄道の利用しやすさ ・ 買物の便利さ ・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ ・ 地震防災対策 ・ 土砂災害・風水害対策	・ 市外へ出かけるときの交通手段の便利さ ・ 買物の便利さ ・ 大地震のときの災害を防ぐ対策 ・ 大雨や台風のときに洪水や土砂崩れなどを防ぐ対策 ・ 避難場所・避難路の分かりやすさ ・ 地球温暖化を防ぐため温室効果ガスの排出の抑制
重点維持領域に分類された取り組み	・ 道路（歩道）の歩きやすさ ・ 上水道や給水施設の整備 ・ 下水道や浄化槽の整備 ・ 大気汚染・水質汚濁の防止 ・ ごみのリサイクル化などの取り組み ・ 森林や海岸など自然環境の保全 ・ 海岸や眺望などの風景の	・ ごみのリサイクル化などの取り組み ・ 森林や海岸など自然の環境を守ること ・ 寺や神社、文化財など歴史・文化的な財産の保護

	美しさ	
--	-----	--

【今後、重点的に取り組むべきもの】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
第1位	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 買物の便利さ
第2位	・ 買物の便利さ	・ スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備・充実
第3位	・ バスや鉄道の利用しやすさ	・ 市外へ出かけるときの交通手段の便利さ ・ 身近にある子どもの遊び場の整備・充実

○ 地域別ワークショップにおける意見

【地域の問題点・困っているところ】

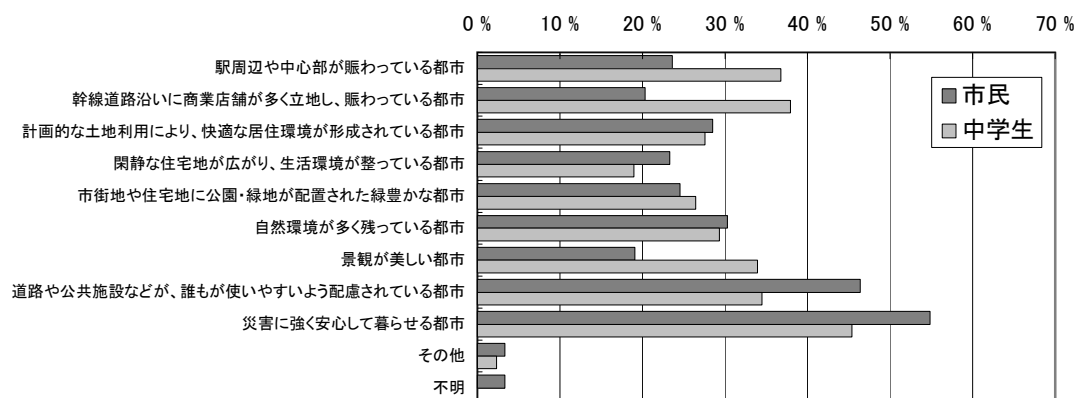
	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
第1位	・ バスや鉄道の利用しやすさ	・ 地震防災対策	・ 土砂災害・風水害対策	・ 買物の便利さ
第2位	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ バスや鉄道の利用しやすさ	・ 下水道や浄化槽の整備
第3位	・ 買物の便利さ	・ 土砂災害・風水害対策	・ 森林や海岸などの自然環境の保全	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ

【地域のお宝・優れているところ】

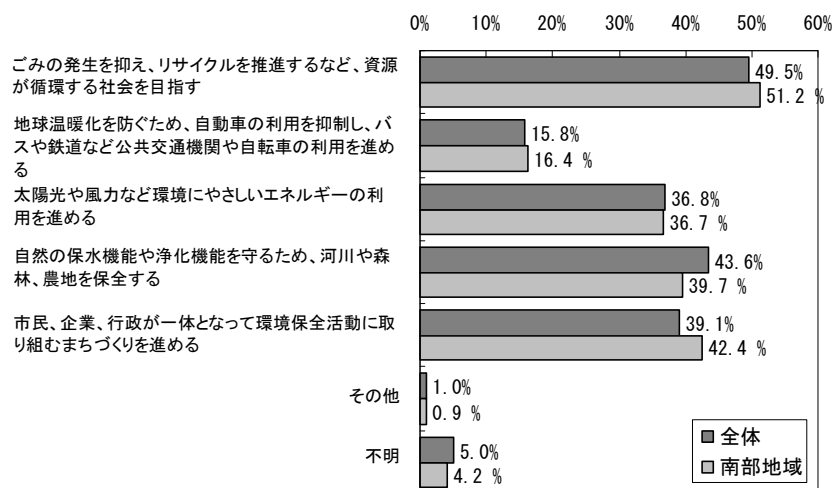
	グループ1	グループ2	グループ3	グループ4
第1位	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ	・ 海岸や眺望などの風景の美しさ

第2位	・ 上水道や給水施設の整備	・ 子育て環境の充実	・ 道路（歩道）の歩きやすさ	・ 森林や海岸などの自然環境の保全
第3位	・ 寺社や文化財など歴史的・文化的景観の保全	・ ごみのリサイクル化などの取組み	・ 子育て環境の充実	・ ごみのリサイクル化などの取組み

【光市の将来の姿】



【環境に関して、優先度が高い取組み】



(3) 南部地域の都市づくりの方針

都市拠点に位置付けた市役所周辺地区への都市機能の集約を図るとともに、道路・交通体系を強化し、他の拠点地区との連携を図ります。また、白砂青松の室積海岸をはじめとする峨嵋山や千坊・大峰山などの恵まれた自然の保護に努めるとともに、山裾に広がる農地の保全に努めます。

① 土地利用の方針

- 市役所周辺地区は、公共施設や文教施設が立地する中心地であり、拠点機能の充実に努めます。
- 中央四丁目と中央六丁目の工業系の用途地域が定められている地域については、土地利用の実態や周辺環境との調和を考慮し、見直しを検討します。
- 瀬戸内海国立公園に指定されている室積海岸や峨嵋山、千坊・大峰山については、保護に努めます。
- 無秩序な市街化を防ぐため、市街化調整区域においては、建築や開発を抑制します。

② 道路・交通体系の方針

- 都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線の未整備区間については、経路の変更を検討します。
- 都市計画道路新開神田線の未整備区間については、経路の変更を検討します。
- 室積地区を東西に連絡する市道室積19号線の拡幅改良に努めます。
- 市道中央脇田線の早期完成に努めるとともに、市道戸仲森ヶ峠線への延伸について調査・研究します。
- 室積地区と光井地区とを連絡する新たな道路の整備について調査・研究します。
- 日常生活の足となるコミュニティバス等の整備に努めます。

③ 水とみどりの方針

- 国指定天然記念物「峨嵋山樹林」や県指定天然記念物「クサフグ産卵地」など貴重な自然の保護に努めます。
- 国指定天然記念物「カラスバト」が生息する牛島については、恵まれた自

然環境の保護に努めます。

- 工場敷地内の緑化や緩衝の役割を有する緑地の維持促進に努めます。
- 室積海水浴場と松林の保全に努めます。
- 光スポーツ公園や総合体育館、山口県スポーツ交流村をスポーツ・レクリエーションの核として、機能の充実に努めます。
- 鮎婦、宝来山、岩屋の原生自然環境保全地域は、原生の状態が維持された貴重な自然が残されているため、積極的に保全します。
- 戸仲地区及び松原地区において海岸保全施設整備事業を実施し、自然景観に配慮した海岸侵食の防止を図ります。

④ 住環境づくりの方針

- 適切な污水处理を行うため、公共下水道の整備が遅延している室積地区での管路施設の整備や浄化槽の設置を促進します。
- 室積正木や室積中央町など、狭隘な道路に挟まれた密集市街地では、土地区画整理事業や共同建替えなどの調査・研究を進めます。
- 市道中央脇田線の事業推進のため、周辺地と一体的な利便性の向上を図る土地区画整理事業を視野に入れた検討を進めます。
- 人口減少の著しい伊保木地区については、集落や地域コミュニティの維持を図るため、地区計画も視野に入れた対策について調査・研究します。

⑤ その他の施設の方針

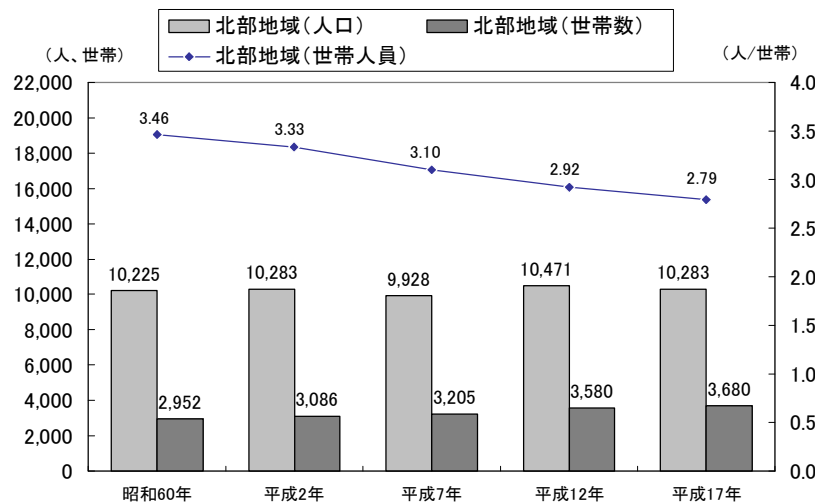
- 新たな地域コミュニティの拠点となる（仮称）室積コミュニティセンターの整備にあたっては、より多くの地域住民に活用される施設を目指した検討を行います。
- 学校給食センターの建替えにあたっては、周辺住環境や農地等への影響に配慮した整備に努めます。

5 北部地域

(1) 北部地域の特性と課題

- JR島田駅周辺は、電車、バスなど地域の交通拠点としての役割に加え、母なる島田川をはじめとした自然環境とのふれあいや、それを取り囲むように、三島温泉健康交流施設や公民館、農村婦人の家など、市民の憩いと交流拠点としての役割を担っています。こうした、市民のやすらぎと健康づくりの空間を創出していくとともに、交通拠点としての機能を高めることで、地域の隅々まで行き届いた生活利便性の向上を図り、子どもからお年寄りまで元気に過ごせるまちの形成に努めていくことが求められています。
- 地域内には、貴重な文化財・遺跡やホテルの生息する美しい川、どこまでも続く田園の風景、四季折々に違った顔を見せる壮観な山々など、次代に残していくべき地域の宝が多く存在しています。こうした里山の風景やまとまりのある農業環境の保全を図るとともに、自然災害の抑制の視点から、河川の雨水対策をはじめとした安全な地域づくりを進め、次世代へと受け継いでいくことが求められています。
- 「周防工業団地」は、高速道路へのアクセスに優れた特性を有しており、多くの工場が立ち並んでいます。今後新たな工業団地の可能性の検討を進めていくとともに、工業発展のための産業基盤整備を進めていくことが必要となっています。また、小周防・立野地区は新たに都市計画区域に編入されることから、住宅地と工業地の緩衝をはじめとした計画的な土地利用が求められています。
- 地域内には昭和中期に造成された住宅地や集落が点在し、狭隘な道路や住民の高齢化に伴う維持管理の困難化など地域の問題を抱えています。こうしたことから、快適な暮らしを支える生活基盤の整備・充実や地域の足の確保など、暮らしにやさしさと活気をもたらす居住環境づくりが求められています。

■ 人口・世帯数等の推移



出典：国勢調査

(2) 北部地域の都市づくりに関する住民意向

道路整備やバス、鉄道の利便性、買物の便利さなど、日常生活に関わりの大きい分野の改善が求められています。地域の中学生は、景観の美しさや快適な居住環境を重視した都市づくりを求めています。

なお、防災対策を求める意見が多い中、他の地域と比較して治水対策の実施を求める意見が多くなっており、島田川流域における治水対策が求められています。また、工業地のあり方として、工場を工業団地等へ移転・集約することが望ましいと考える人の割合が多くなっています。

○ 市民アンケート調査、中学生アンケート調査における意見

【満足度と重要度の相関】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
重点改善領域に分類された取組み	- 道路の通行しやすさ（自動車・バイク・自転車） - バスや鉄道の利用しやすさ - 買物の便利さ - 幅員の狭い道路の整備 - 高齢者・障害者の生活のしやすさ	- 買物の便利さ - 大雨や台風のとくに洪水や土砂崩れなどを防ぐ対策 - 避難場所・避難路の分かりやすさ - まちの防犯対策

	・ 地震防災対策 ・ 土砂災害・風水害対策 ・ 身近にある子どもの遊び場の整備・充実	
重点維持領域に分類された取組み	・ 上水道や給水施設の整備 ・ 騒音・振動・悪臭などの公害対策 ・ 大気汚染・水質汚濁の防止 ・ ごみのリサイクル化などの取組み ・ 森林や海岸など自然環境の保全	・ ごみのリサイクル化などの取組み ・ 森林や海岸など自然の環境を守ること

【今後、重点的に取り組むべきもの】

	16歳以上の地域住民	地域の中学生
第1位	・ 高齢者・障害者の生活のしやすさ	・ 道路の通行しやすさ（自転車に乗るとき）
第2位	・ 土砂災害・風水害対策	・ お年寄りや障害のある人の生活のしやすさ
第3位	・ 道路（歩道）の歩きやすさ ・ 身近にある子どもの遊び場の整備・充実	・ スポーツ・レクリエーション施設・公園の整備・充実

○ 地域別ワークショップにおける意見

【地域の問題点・困っているところ】

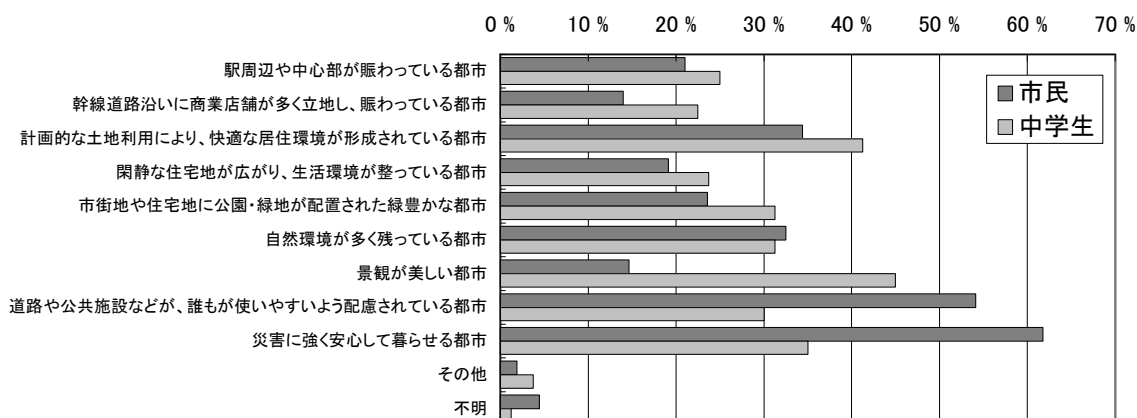
	グループ1	グループ2	グループ3
第1位	・ 下水道や浄化槽の整備	・ 幅員の狭い道路の整備	・ 買物の便利さ
第2位	・ 買物の便利さ	・ 土砂災害・風水害対策	・ 駅周辺や市街地の都市景観の美しさ
第3位	・ 幅員の狭い道路の	・ スポーツ・レク	・ 高齢者・障害者の生

	整備	リエーション施設 ・公園の整備・充 実	活のしやすさ
--	----	---------------------------	--------

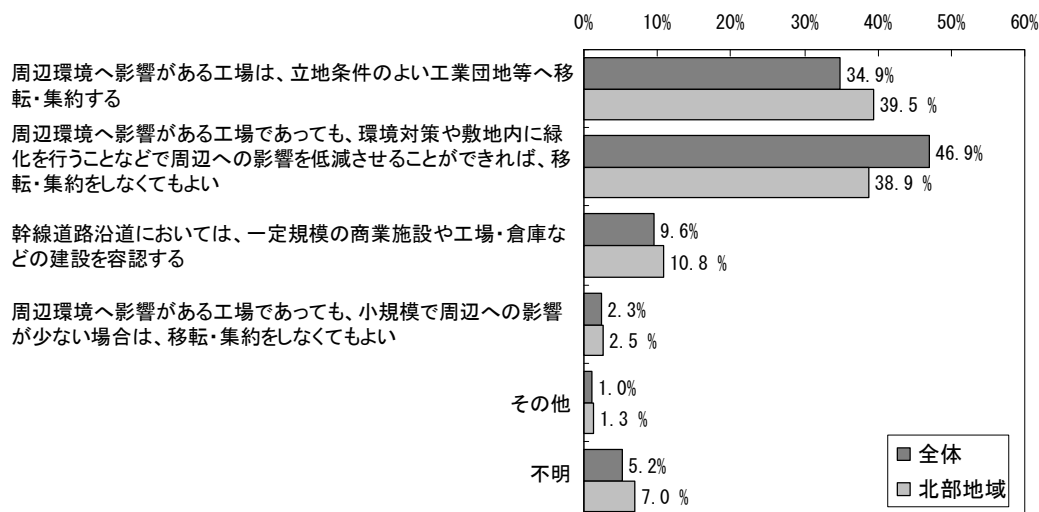
【地域のお宝・優れているところ】

	グループ 1	グループ 2	グループ 3
第 1 位	・ ごみのリサイクル 化などの取組み	・ 中山間地に広がる 田園景観の保全	・ 子育て環境の充実
第 2 位	・ 中山間地に広がる 田園景観の保全	・ 通勤・通学の便利 さ	・ 中山間地に広がる 田園景観の保全
第 3 位	・ 騒音・振動・悪臭 などの公害対策	・ まちづくりへの市 民参画の機会	・ バスや鉄道の利用 しやすさ

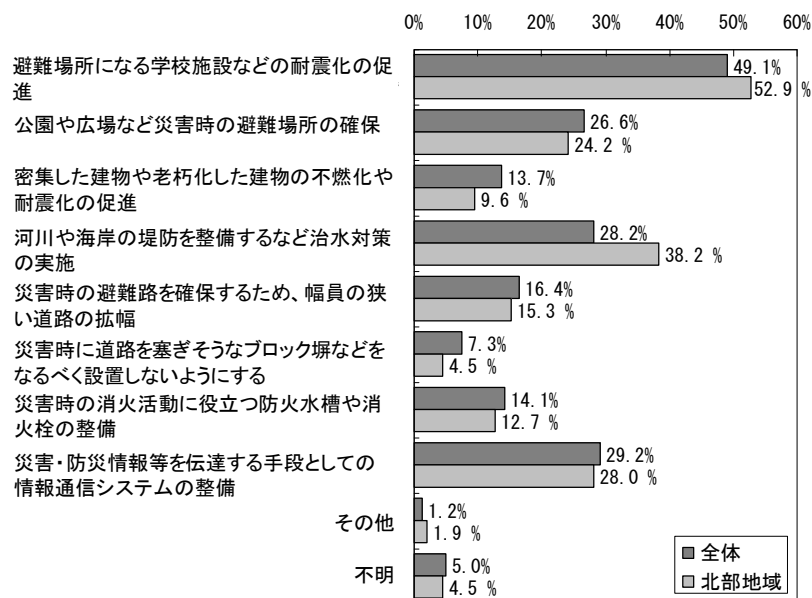
【光市の将来の姿】



【工場と周辺地の今後の土地利用のあり方として、望ましい方向性】



【防災対策に関して、優先度が高い取組み】



(3) 北部地域の都市づくりの方針

新たに都市計画区域に編入される小周防・立野地区の計画的な土地利用による良好な住環境の維持を目指します。また、母なる島田川や流域に広がる農地の積極的な保全に努めます。ＪＲ島田駅や山陽自動車道熊毛インターチェンジに近接する特性を活かした広域的ネットワークや地域間連携による地域活性化を目指します。

① 土地利用の方針

- 三井地区の商業地域については、現状に即した用途地域の見直しを検討します。
- 都市計画区域に編入される上島田八丁目や上島田九丁目の住宅地については、現在の住環境の維持を図るため、用途地域や特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。
- 「周防工業団地」については、区域の拡大等による「大和工業団地」との一体的な利用について調査・研究を進めます。また、用途地域や特定用途制限地域などにより工場の立地に特化した土地利用を検討します。
- 無秩序な市街化を防ぎ、農地や森林の保全を図るため、市街化調整区域においては、建築や開発を抑制します。
- 良好な農用地区域を保全し、農業の振興に努めます。

- 小周防・立野地区の幹線道路の沿道においては、現在の居住環境を維持するため、用途地域や特定用途制限地域などによる土地利用を検討します。

② 道路・交通体系の方針

- 一般県道光井島田線の整備促進を図ります。
- JR島田駅の交通結節機能を活用した生活・交通拠点としての充実に努めます。
- 一般県道光玖珂線については、車道の両側に歩道の設置を促進します。

③ 水とみどりの方針

- 島田川の治水対策として、計画的な改修を進めるとともに、生態系の積極的な保全を図ります。また、水辺環境を活用した憩いの場の創出を図ります。
- 一の坂滝、溪月院は自然環境保全地域に指定されており、積極的に保全します。

④ 住環境づくりの方針

- 田園に囲まれた良好な住宅地の形成に努めます。
- 岩狩団地については、低層な住宅が広がる良好な住宅景観に努めます。
- 適切な汚水処理を行うため、現在の公共下水道計画の排水区域の整備に努めます。その他の区域については、浄化槽の設置を促進します。

⑤ その他の施設の方針

- 三島温泉健康交流施設を活用して、市民の福祉の向上と健康増進を図るとともに、地域住民の交流拠点として活性化に努めます。
- 野外活動センター「周防の森ロッジ」の機能強化を図り、自然体験学習やレクリエーション活動を通じた青少年の健全育成や生涯学習の充実に努めます。

第6章 プランの推進に向けて

1 都市づくりの推進

「マスタープラン」は、将来都市像を実現するための道筋を明らかにしたものです。本プランに基づき、計画的かつ効果的に都市計画事業や各種建設事業を実施し、将来都市像の実現を目指します。

(1) 都市計画の決定、変更や計画的な事業

「マスタープラン」に沿って、適切に都市計画を決定又は変更（以下「決定」といいます。）するものとします。また、概ね5年ごとに山口県が行う都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、又はその他の必要が生じたときには、本プランに即し、都市計画を決定します。

なお、都市計画事業や各種建設事業についても、本プランに沿った計画的な事業実施に努めます。

(2) 「マスタープラン」の見直し

「マスタープラン」は20年間という長期的な視点に立った方針であり、その間の社会経済情勢の変化などにより、都市や地域に求められる姿が移り変わっていくことも予想されます。そのため、策定から概ね10年後を目処に、本プランの改訂を検討します。また、上位計画である「総合計画」や県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改訂や変更時にも整合を確認し、必要があるときは、改訂します。

(3) 民間事業者や市民による都市づくり

都市は、道路や公園などの都市基盤上に民間事業者や個人による住宅や店舗、事務所、工場などで形成されています。また、造成などの開発行為についても、ほとんどが民間事業者により行われています。このように、都市の形成には、行政だけでなく、民間事業者等による建築行為や開発行為が深く関連しており、多くの事業者や市民等と行政とが将来都市像を共有し、共通の「都市づくりのルール」に基づいた活動を行うよう努めます。

2 市民と行政の協働による都市づくり

「共創と協働で育む まちづくり」の基本理念の下、これまで以上に多様な主体のまちづくりへの参加を促進し、意欲あふれる取組みの展開を期待します。また、国の審議会が示した「次世代参加型まちづくり」の考え方に沿って、新たな市民参画の方策も研究します。

(1) 協働のための人材の育成

地球規模で取り組むべき環境問題や防災対策など、自らが暮らすまちのあり方についてこれまで以上に関心が寄せられ、都市計画やまちづくりに対して市民が主体的に参画しようとする動きが広がりつつあります。こうした中、本市では、これまでも冠山総合公園「子どもの森」の整備計画や、本プランの策定段階などでワークショップの開催や市民協議会で協議・検討を行うなど、多くの市民がまちづくりに参画できる取組みを進めています。

本市に住み、働き、そして活動する市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、積極的にまちづくりに参加できる仕組みは重要であり、引き続き、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）や市民活動団体など、多様な市民組織の設置や運営に対し、必要な支援や助言等を行い、人材の育成や確保に努めます。

(2) 市民による公共施設の維持

地域住民が、身近な道路や河川、公園などの清掃活動や美化活動を積極的に実施することにより、地域コミュニティの活性化が期待できるとともに、「アダプト・プログラム（里親制度）」により、地域への愛着が深まることが期待できます。

3 市民への情報の開示

行政手続の透明化や説明責任の遂行など、行政情報の公開や発信など市民の関心が高まっています。また、目覚ましい発展を続ける情報通信技術（ICT）を利活用した新たなコミュニケーション方法も出現しています。本市が有する都市づくりに関する情報等についても、時代の変化に応じた提供、発信に努め、市民との共有を図ります。

(1) 都市づくりに関する情報の発信

都市計画は、将来都市像を実現するために定めるものであり、その方向性や内容が市民や事業者に正しく伝わり、受け入れられるためには、行政が有している都市づくりや各種制度に関する情報をこれまで以上に発信し、市民等が容易に得られる機会を作る必要があります。

そのためには、都市計画やまちづくりに関する情報の開示を推進し、市民等がそれらの内容をリアルタイムで確認できることが必要です。このため、これまで以上に情報発信に努めます。

(2) 都市づくりの普及・啓発

良好な住環境の形成や都市基盤の整備など、都市づくりに関する市民等の理解と認識を深め、市民とともに将来都市像の実現を目指すため、出前講座「創りんぐ光」やまちづくりに関するセミナーの開催など、市は、都市づくりに関する市民の学習機会を積極的に設けます。また、市民等が行う都市づくりに関する自発的な活動を促進するため、積極的な支援に努めます。

4 体制や制度の充実

社会情勢の変化に応じ、都市や地域に求められるものや制度自体も変遷しています。このため、新たな制度や法改正等に的確に対応した都市づくりを進めます。

(1) 地区計画の手続条例の制定

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境を維持するための規制など、地区単位できめ細かい制限等を定めることができる制度です。地区計画は他の都市計画と異なり、決定しようとする際の利害関係者や市民の意見の聴取に係る手法を構築することが求められていることから、地区の特性にふさわしい都市づくりを進めるため、そのあり方について検討します。

(2) 都市計画提案制度の手続の明確化

都市計画提案制度とは、土地所有者やまちづくりの推進を行うNPO法人等が、土地所有者等の3分の2以上の同意を得るなど一定の条件を満たした場合、一定の区域における都市計画の決定に関する提案をすることができる制度です。したがって、制度の趣旨に沿って、地域住民による主体的なまちづくりの推進や地域

の活性化のため、手続の明確化を図ります。また、まちづくりや都市計画に対する市民の関心や参画意識の向上につなげるため、制度の普及や啓発にも努めます。

(3) 国・県との調整

都市計画には、県が定めるものと市が定めるものがあります。区域区分や幅員の広い道路など県が定める都市計画については、必要に応じ、市が県に対し決定を求めるなど、積極的な調整を図ります。また、都市計画事業をはじめとする各種の建設事業等についても、国や県が実施すべき事業も多くあるため、「マスタープラン」に沿った事業の実施を求めるなど、調整を図ります。

(4) 組織体制の強化、充実

「マスタープラン」に沿って、都市づくりを着実にかつ効果的に推進していくためには、庁内での一体的な取組みが不可欠であることから、組織体制の強化、充実を図る必要があります。また、都市計画担当部局と建築、土木、環境、防災などの関連部局との定期的な連絡調整や情報交換など、組織横断的な取組みを充実し、庁内における推進体制の強化を図る必要があります。